

目次

幹事長挨拶

幹事長挨拶…………… 令和元年度 法友倶楽部幹事長 橋口 玲 2

大阪弁護士会副会長挨拶

令和元年度の終わりに添えて…………… 令和元年度 大阪弁護士会副会長 林 裕之 4

特集 森直也副会長に期待する

森直也です！長い長い自己紹介…………… 森 直也 6
激励の言葉…………… 14

秋田 真志	秋吉 忍	荒鹿 哲一	安藤 良平	池内清一郎	池田 裕彦	井崎 康孝
入江 貴之	植田 豊	魚住 泰宏	宇野 裕明	浦 功	大亀 将生	大川 一夫
太田 健義	大橋さゆり	小田 幸児	影山 秀樹	桂 充弘	川崎 拓也	川本 真聖
北嶋 紀子	木村 尚巧	栗林亜紀子	小池 康弘	古賀 大樹	小坂井 久	小坂谷 聡
小寺 陽平	琴 太一	後藤 貞人	小橋 るり	小林 功武	小松陽一郎	近藤 行弘
阪本 政敬	崎原 卓	里村 洋平	清水 伸賢	鈴木 一郎	高見 秀一	高見 晋祐
高山 巖	竹岡富美男	高原安三郎	田中 章弘	玉野まりこ	塚崎 幸司	辻村 幸宏
中嶋 勝規	中野 希美	中村 吉男	西 信子	西尾 忠夫	西村 健	橋口 玲
濱川 登	林 裕之	播磨 政明	一津屋香織	深田 愛子	福原 哲晃	藤田さえ子
本元 宏和	増田 力	町野 達也	松木 俊明	水谷 恭史	満村 和宏	宮崎 誠司
宮部 千晶	森本志磨子	藪根 壮一	山田 敬子	山本 和人	若林 正伸	脇田 俊宏

法友倶楽部「政策」

われわれが当面する重要課題—将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと—…………… 36

特別寄稿 インハウス、自治体非常勤職員弁護士の近況

YOUは何しに私企業へ…………… 吉鹿 央子 51
非常勤職員という職について…………… 薛 史愛 53

令和2年度法友倶楽部 常任幹事自己紹介…………… 55

幹事長 大橋さゆり	副幹事長 中嶋 勝規
副幹事長 小坂谷 聡	庶務担当副幹事長 塚崎 幸司
会計担当副幹事長 田中 章弘	副幹事長 谷岡 茉耶
副幹事長 天井 友香	副幹事長 高尾 奈々

令和2年度ジュニア部代表幹事 就任のご挨拶 松木 俊明 60

大阪弁護士会行事報告

先進者顕彰会 令和元年度法友倶楽部副幹事長 小寺 陽平 61
若手会会派対抗ゴルフ三連覇!! 金 泰弘 62

法友倶楽部行事報告

冬季定期総会のご報告 令和元年度副幹事長 秋吉 忍 64
副会長当選祝賀会及び新年会 令和元年度副幹事長 古賀 大樹 65
令和元年度新入会員歓迎会 金川 文恵 66

委員会レポート

親睦 ボウリング冬の陣—絶対に負けられない戦い— 藪根 壮一 67
親睦 コラアゲんはいごうまんLIVE—至高のノンフィクション漫談— 城水 信成 69
法曹交流 第73期司法修習生との交流会 岡村亜衣子 71

令和元年度法友内委員会活動報告 72

広報委員会 満村 和宏 企画委員会 魚住 泰宏 法曹交流委員会 尾島 史賢
親睦委員会 安藤 良平 研修委員会 塚崎 幸司

ジュニア部

ジュニア部活動報告—第2回各会派若手会対抗カートレース— 増田 力 77

花の会のご報告 海野 花菜 79

入会しました～よろしくお願ひします～ 80

川崎 賢介 西山 勝博 岡 直人 金川 文恵 川村 紗恵 久米 浩文 庄司 祐希
曾我 祐介 坪根 秀典 中野 陽介 堀田 和希 松永 拓也 松本 知生

幹事会・総会議事録 91

コラム

勝負事の息抜きにはコーヒーとジャズを 78
法友倶楽部豆知識 90

編集後記

満村 和宏 大橋さゆり 辻村 幸宏
深田 愛子 宮部 千晶 村岡 悠子
藪根 壮一 琴 太一 青木 佑馬

幹事長挨拶

令和元年度 法友倶楽部幹事長 橋 口 玲



幹事長挨拶としては、最後のご挨拶となります。今年度は、来年度様々に繰り広げられる90周年事業の前年度であり、まさに準備が加速している年でありました。大先輩から中堅、若手までの多くの先生方が、90周年の部会等に参加して、準備に励んでいただいています。来年度の事業が楽しみであります。この場をお借りして、他の会派の先生方も記念行事にどうぞご縁をいただけますようお願い申し上げます。令和2年11月16日月曜日には、90周年記念式典が執り行われる予定であります。多くの法友倶楽部の先生方に参加いただくことは必然として、多くの来客をお迎えしたいとも思っております。どうぞよろしくお願い致します。

さて、今年度は、会費の在り方や広報の在り方について、端緒になった年でもありました。法友倶楽部は、会費をジュニア部と親会で分けて、半額にする等、若手に目を向けた会派でありました。またいわゆる寄付等がなるべく事実上負担とならぬよう、公平に心がけてきたものだとも思います。例えば、副会長候補への負担等を徐々になくす形をとり、副会長に出やすい環境づくりも、諸先輩方の公平で、暖かな眼で、実践いただいていた結果とも思います。この改革は、今後も検討され続けられなければ、大阪弁護士会や日弁連に人材を送り込むことはできません。そのうえで、持続的に発展できる会派としての財務の確立、バランスの良い会費や使い方の選択と集中が必要なのかもしれません。90周年を大いに祝うとともに、100周年を祝うべく、法友倶楽部の未来に、財務的な裏打ちができることが重要かと思えます。来年度以降の議論が広がればありがたいと考えます。

広報も同様です。どのような方法がいいか、紙媒体一本ではない方法を模索していただきました。他方で、紙媒体を全く廃止するのも、

多くの拙速である旨の意見をいただきました。過去の『法友』をアーカイブ化した作業は既にできています。それにアクセスする場所も必要でしょう。負担が過度にならない、広報業務のあり方を探っていく場面が必要かと思えます。この原稿を書いている段階で、方針が確定しているわけではありませんが、少なくとも再議論の最初の年として、多くの会員を巻き込んだアンケート、その分析を行えたことは、とても意義があることでした。方針を一定程度、今年度に決めて、来年度に結びつけていただきたいと思います。

幹事長をさせていただいて、改めて、会派が大阪弁護士会の多くの場面で、人材輩出機能や意見の集約機能等の役割を果たしていることに驚かされます。もちろん、年々母数が増える無所属の先生方の会派の在り方への御意見の持ちようをどう考えるべきか、より積極的に企業内弁護士との関わりをどう会派で実現できるのか、会派としての伸びしろは、新人弁護士だけではなく、全方位に向けられるべきです。しかし、拙い故、意見を書くだけで、私自身は、何もできませんでした。次の幹事長や執行部にゆだねたいと思えます。

また拙いゆえ、動員や行事、業務への参加で多くの方々にご負担をおかけしてやっしまいました。ご協力をいただいた会員の皆様、本当に感謝いたします。副幹事長の方々も、それぞれの立場で、また互いに助け合いながら、指示がままならない幹事長のもと、奮闘してくれたと思えます。この場を借りて、感謝を述べたいと思えます。

来年度の90周年の節目が、華やかに、力強く行われますことを、心から期待して本年度最後の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。



令和元年度の終わりに添えて

令和元年度 大阪弁護士会副会長 林 裕 之



青い空 白い雲 そよぐ風
大自然の恵みと猛威とそこにある大きなうねり
抗うことなどできるはずもない

令和元年度副会長の林裕之でございます。令和元年度の終わりに際し、誠に僭越ではございますが、ご挨拶申し上げます。

平成までの私であれば「もうええやん」となりそうなところ、令和元年度の私は努めて全力で取り組むようにしていました。どうせやるなら徹底的にやった方が面白い、私の持論であります。会長、副会長の皆様には、私の青臭い議論に嫌な顔ひとつ（くらいしか）せず、最後までお付き合いいただき、本当にありがとうございました。

前回からの続きですが、予算、憲法9条意見書が終わり、副会長業務も8割方終わったと思って一息ついていた私でしたが、会長は見逃してくれません。「財務は重要！ 林さん、ちょっとまとめて」「はい、喜んで！」。パワー感はこんな感じです。

それからまた追い詰められた生活です。抗うことなどできるはずもない。エクセルで表を作り、報告書を作成すると、「分かりにくいなあ。図にしよ。資産がこれだけあって、収入がこうなって、みたいな図！」、ほとんど初めてのパワポ作業に入ります。抗うことなどできるはずもない。結果、一部の方には大変好評をいただきました。

同時期に、交通費の基準の見直しに取り組みました。財務担当だからかもしれませんが、日々の交通費支出を決裁していく中で、これまでの基準と実際の運用との間に差を感じましたので、一部修正を提案したところ、会長「全部やろう」?! 全面改訂をすることになりました。抗うことなどできるはずもない。企画調査室にもお手伝いいただいた結果、とてもよいものができそうです（本号発行時にはできていないはず）。これまでの運用を大きく変えるものではありませんが、透

明性・公平性は図られると思いますので、より委員会等の会務活動が充実していくものと思います。

また、高齢消費者講座の講師派遣の有償化にも取り組みました。法友倶楽部のK本先生が積極的に取り組まれている事業で、高齢者の特殊詐欺被害、消費者被害防止のために非常に有用なものですから、なんとか実現したいと思いました。就任当初から、当会の有償会務の整理・分析、他会の状況の調査等に取り組んでいたもので、それなりの資料を準備できたと思っています。会務は無償が原則であって有償となるのは極めて例外的な場合に限られますし、K本先生がビールもつぎに来ないなど課題は多いですが、今年度執行部の重点政策として、なんとか頑張りたいと思います。

その他には、私の担当ではありませんが、正副会長会での人権救済申立の審議には力を入れ、時には起案を修正したりまでしてしまいました。ここでも私の青臭い議論に会長、副会長にお付き合いいただき、本当に感謝しています。また、財務に関係する、例えば育児減免制度の休業要件撤廃などの議案について、財政的影響の部分についてシミュレーションや起案させていただきました。財務委員会からもご意見をいただき、さらにブラッシュアップしたものができたと思います。そして、いつの頃かどういいうわけか、新システムの担当にもなっていました（副会長4人体制です）。会員専用サイトPTや情報センター運営委員会の皆様にご指導いただきながら、よりよく前に進めようと頑張りましたが、諸事情により次年度に残すことになりました。最終局面には、次年度の予算編成がありまして、埋没しそうになっています。

このように抗えない猛威にさらされながら、全力で駆け抜けた1年でした。やり残したことはたくさんありますし、会のお役に立てたのか疑問もありますが、全力でやってきたからこそ充実していましたし、利害関係なく青臭い議論ができたことはとても幸せでした。大阪弁護士会、会員約4700名、職員約100名の役員という立場、そこにある大きなうねりの中に身を投じ、そうして得られた恵みは暖かく清々しいものでした。

最後に、大阪弁護士会では、いろいろなところで法友倶楽部の先生方が活躍されており、困ったときに何度も助けていただきました。この場をかりて御礼申し上げます。次年度は我が法友倶楽部のエースが副会長デビューします。しっかりと支えたいと思います、先輩風ふかして。

特集 森直也副会長に期待する

森直也です！

長い長い自己紹介

森 直也(53期)



法友倶楽部の推薦を頂き、令和2年度大阪弁護士会副会長を務めることになりました、森直也です。

この度の副会長就任に当たって、法友倶楽部の皆様には、ご支援とご協力を頂きました。深く感謝し、御礼を申し上げます。

慣例により、今号では特集記事を組んで頂けるといふことで、ご挨拶を兼ねて、やや長い自己紹介をさせていただきます。

1 出生から大学まで

昭和39年（前の東京オリンピックの年です）9月22日、当時検察官だった父親の赴任



お坊ちゃん時代

地である徳島県で生まれました。

その後程なくして、父親は検察官を退官し、神戸で弁護士となり、それ以降今もずっと神戸に住んでいます。学校は、神戸市立高羽小学校を卒業後、私立甲南中学校に進学しました。

甲南中学校は、私立の6年間一貫校で、あまり厳しい学校ではなく、自由な校風でした。いわゆる「お坊ちゃん学校」で、生徒には会社の社長の息子さんがたくさんいました。そこで6年間、まさに「まったりと」学校生活を送りました。あまり勉強もせず、小学校時代からの趣味であった映画鑑賞と、部活（新聞委員会に所属していました）に明け暮れる毎日。あまり将来のことも考えず、日々友達と楽しく過ごしていたと思います。

ただ、高校生となり、漠然と将来のことを考え出したとき、ふと気づいたことがありました。今一緒に遊んでいる友達は、みんなこのまま甲南大学に進学し、家業を継ぐことになる。じゃあ僕は?? 父親の仕事はこのままでは継ぐことはできない。甲南大学に進学して、そのまま就職？ サラリーマンになる??

初めて自分の将来や仕事のことを真剣に考



中学生時代。どれが僕でしょう!?

え出しました。自分が将来何をしたいのか、何になりたいのか。

思えば、幼い頃から、僕はちょっと変わったところがありました。学校でも習い事でも、みんなが同じことをするのが気持ち悪く感じる子供だったのです。例えば、小学校の頃、剣道を習っていたのですが、剣道自体は楽しいものの、練習の最初に「剣は心なり……」みたいなことを全員で大声で言われるのがたまらなく嫌でした。また、小さな権力を持った人（例えば当時で言えば先輩とか）が、理不尽に偉そうなことを言うのが大嫌いでした（当時からの愛読書が、J・D・サリンジャーの「ライ麦畑でつかまえて」であることからなんとなく窺い知れるところ）。そんな自分の性格からして、もしかしたら、自分がなりたいのはやはり、父親の仕事でもある弁護士ではないかと考えるようになりました。

しかし、当時の甲南大学は、法科大学院ができた今とは違い、司法試験にチャレンジする人はそれほど多い大学ではありませんでした。また、自分自身、どこに行っても知り合いだらけの小さな神戸の街を飛び出したいという、青春特有の思いがありました。そこで、司法試験を受けるため、甲南大学に進学せず、東京の大学に行きたいと考えたのです。

家族にそのことを話したのがどんな場面か

はもう覚えていませんが、やはり当初父親は反対でした。今にして思えば、実務法曹の厳しさをよく知る父は、こんなしんどい仕事をわざわざ選ばなくても、もっと楽な生き方を息子にはさせたいと思っていたのだと思います（ただ、後年母親からは「あのときお父さんは、本当は喜んでたのよ」と聞かされました）。

というわけで大学受験に取り組むことになったのですが、在学生の大半が甲南大学に進学する学校だったため、受験指導はいっさいなく、自分自身受験勉強をそれまでしてこなかったこともあり、大学受験は相当苦労しました。結局浪人して、何とか父の出身校でもある中央大学法学部に進学することができました。

「花の都大東京」での大学生活を夢見ていましたが、いざ中央大学に入ったところ、神戸よりも田舎な八王子の山奥での生活が待っていました。何と言っても大学の最寄りの駅が「多摩動物公園前」で、そこから毎日山登りをしてたどり着く学校。通学路には「ヘビ注意」みたいな看板がありました。晴れた日には「ここは静岡県か!？」というくらい富士山が大きく見えました。冬はまさに通学路が雪山状態となり、駅にはシェルパがいて、お金を払えば荷物を運んでくれました（嘘です）。そんな大学でしたが、それ相応に大学生活をエンジョイしました。司法試験受験の学術団体である「玉成会」に入会を許され、ゼミは商法の大家である永井和之先生のゼミに入れてもらえました。

そうして始めた司法試験受験ですが、これまた相当苦労しました。大学在学中には受からず、卒業しても東京で粘っていましたが、その頃父が体調を崩し、やむなく神戸に戻りました。ちょうど昭和から平成に変わる頃。神戸に帰ったのは大喪の礼の時でした。父親

の体調のこと、そして自分の将来のこと、当時は不安でいっぱいでした。

何とか神戸で体勢を立て直し、試験に取り組もうとしましたが、1994年10月、父が闘病むなしく息を引き取りました。享年61歳、早すぎる死でした。葬儀等終わり、残された母と二人、漸く一息つきかけた頃、今度は阪神・淡路大震災に見舞われました。1995年1月17日、これから5月の司法試験に向けて再度頑張ろうとしていた矢先でした。自宅は何とか倒壊を免れましたが、近所は惨憺たる状態。自分の人生も、どうなるかまったく分からない状態でした。思えば、この頃が人生の「底」だったような気がします。しかし、それでもなお、自分は弁護士になりたいと思いました。父親にその姿は見せることができなかつたけれど、いつか、法廷に立って、権力の理不尽さに蹂躪されている人の役に立ちたい、人助けがしたい、その思いが消えることはありませんでした。そしてトライを続け、1998年、漸く司法試験に合格することができました。

この苦しい時期を、母には支えてもらいました。今も元気な母には、感謝しています。

2 修習時代から弁護士登録へ

修習した第53期は、初めて修習期間がそれまでの2年から1年半に短縮された期でした。そこで、研修所の生活も相当に詰め込み状態で、厳しいものでした。しかし、苦勞した末にやっと入所した研修所は、特に和光の寮での生活が、僕にとってはパラダイスでした。

毎日授業の後はクラス（53期6組）の連中と飯を食ったり部屋飲みをしたり。特に部屋飲みは、僕の部屋がいつしか「森バー」と名



修習生時代「森バー」

付けられ、毎日大勢のクラスメイト（時にはクラス以外の自分の知らない人も！さらには教官も！）が訪れ、飲めや歌え（？）の大騒ぎを繰り広げていました（隣の部屋の人には相当迷惑だったと思います）。弁護士志望のそんなに勉強頑張らない組が早い時間に「入店」し、ひとしきり飲んだり喰ったりして帰った後、勉強に疲れた任官・任検志望の連中が遅めに寝酒がてらに飲みに来る毎日。毎晩「閉店」は午前を過ぎてからで、いったいこっちはいつ寝ればええねんという状態でした。最後は必ずクラスメイトの崎原卓くんが、見るに見かねて部屋を片付けに来てくれていました。

クラスの仲がとても良く、旅行にも相当行きました。実務修習中、佐賀県の嬉野温泉に旅行に行ったことがあります。全国に散らばったクラスメイトが集まり、とても楽しい旅行でした。特に「ハウステンボス」に行つて終電がなくなつてしまい、見知らぬ駅で降ろされて、何とかタクシーを確保して旅館まで戻った時には、相当テンションが上がって盛り上がりました。ところが後日、どうも他の宿泊客の方が研修所に苦情の手紙を送つてこられたようで、大問題となりました。各実務修習地で個別に呼び出され、各地の指導教官からそれぞれこっぴどく叱られました（ま

あ、みなさん「半笑い」でしたが……)。その後54期でも「前年度そういうことがあったから、皆さんも気をつけなさい」と、このことが引き合いに出されたと聞いています。この事件のことは「佐賀の乱」と名付けられ、事件関係者は今でも集まるたびに思い出しては大笑いしています。

実務修習地は、大阪でした。弁護士修習は、上田裕康先生（当時は大江橋法律事務所に所属されていました）と故大西佑二先生にお世話になりました。方や大事務所で大型倒産事件を手がける上田先生、方や個人事務所で庶民のトラブルに寄り添う大西先生、お二方のお仕事ぶりを間近に拝見し、弁護士という仕事の幅の広さとやりがいを学びました。また、裁判修習では、刑事部では大島隆明裁判官、民事部では小佐田潔裁判官の薫陶を受けました。お二人とも本当に優しく、当時相当やんちゃな修習生だった僕を、叱りつけるでもなく、どちらかというと珍しい生き物を見るような優しいまなざしで、暖かく見守ってくださいました。

というわけで楽しい修習時代もあっという間に終わり、2000年10月、大阪弁護士会に登



ボス弁たちと

録を許され、修習時代からお世話になった池田裕彦先生にご紹介頂いた「F&J法律事務所（当時は昴法律事務所）」にて弁護士生活をスタートしました。

同事務所は、39期の同期3人の先生（西尾忠夫、濱川登、そして亡くなられた森島徹諸先生）が設立した事務所で、僕は初代イソ弁でした。同事務所では、3人のそれぞれ個性の異なる先生方にいろいろと教わりました。先生方はみな優しく、あまり怒られた記憶もありませんが、ただ当時は、先生方それぞれから仕事を振られており「スリーボックス・ワントップで、ボール3個」で、常に「ゴールを決めてこい！」みたいな状態でした。思い出すのは、西尾先生の事件で初めて法廷に行く日のこと。事務所で西尾先生をお待ちしていたら、先生が「あれ、森君、もうそろそろ出んと、法廷遅れるで」と言われ、その時初めて「あ、僕ひとりで行くんだ」と分かり、人生初めての法廷に慌てて向かいました。また濱川先生の事件では、トラック運送会社の破産事件で、運転手さんたちに給料も払えず倒産し、怒りに燃える「トラック野郎」の皆さんが多数押しかけている事務所に、1ヶ月分にも到底満たないお金を配りにひとりで行かされたこともありました（このときは流石に簀巻きにされて海に放られるんじゃないかと思いました）。

まあ、そんなこんなで、事務所の先生方に「かわいがられ」て、のびのびとイソ弁時代を3年間過ごした後、2003年に独立し「森直也法律事務所」を立ち上げました。同時期に結婚もし、程なく長男、その後長女も授かりました。そして2006年には、同期の中野希美弁護士、受験仲間だった西迫文夫弁護士と「WILL法律事務所」を設立し、今日に至ります。

3 刑事弁護委員会と刑事弁護

(1) 刑事弁護委員会

大学時代から、修習の前期くらいまでは、自分は民事向きだと思っていました。司法試験の選択科目も民訴でしたし（当時は民訴か刑訴かを選択できたんですよ若い衆！）、破産選択でしたし、大学のゼミも商法でしたし。さらに刑事弁護人だった父からも「刑事なんか儲からんししんどいばかりやで」と口酸っぱく言われていました。しかし、実務修習になり、大阪の刑事弁護の諸先生方と接したり、刑事裁判を傍聴する中で、自分のなかにふつつつと「刑事弁護人」というものの像が膨れ上がっていました。思えば、自分が漫然と憧れていたのも、アメリカ映画に出てくるカッコよい「刑事の」弁護士でした。また、父親の影響も（当時は気づきませんでした）大きかったと思います、さらに決定的だったのは、刑事裁判修習中、めったにそういうことを言わない大島部長が僕を呼び「森君、今日の裁判に出てくる弁護士さんは、大阪でも一流の刑事弁護人だから、よく見ておいた方がよい」と言われ、法廷傍聴した時に拝見した小坂井久先生の姿でした。法廷での立ち姿も弁論も、それはそれはカッコよかった！ ああ、こんな刑事弁護人になりたい、そう思いました（その時以来、先生のことを「師匠」とお呼びして慕っています）。

そんなこともあり、登録後、程なくして刑事弁護委員会に入りました。当時刑事弁護委員会に入ったのは同期でたったの4人でした（他の3人は、小林功武、藤田さえ子、髙原安三郎）。入会者が少なかったこともあってか、当時は諸先輩方に相当可愛がられました



東署事件記者会見：小坂井久会員、秋田真志会員と

（まあ、相撲部屋で言うところの「可愛がり」のような気もしますが……）。いろいろと雑用もやらされましたが、刑事弁護委員会は、本当に風通しが良く、先輩にでも遠慮なく意見が言えるような自由な雰囲気がありました。そんな委員会の空気が大好きで、その後ほぼ刑事弁護委員会一筋で委員会活動を行ってきました。そうして20年、とうとう令和元年度は委員長になりました。

(2) 取調べの可視化の実現に向けて

また、刑事弁護委員会と並行して、取調べの可視化の実現運動にも登録直後から取り組んできました。2003年に大阪で取調べの可視化プロジェクトチームが発足し、「ミスター可視化」小坂井さんを筆頭に、後藤貞人さん、秋田真志さん、高見秀一さん、そして同期の小林功武くんらと共に、以降可視化実現に向けて、様々な活動を行ってきました。「闇雲路線」と銘打ち、やたらと海外視察に行き、やたらとシンポジウムをやり、やたらと模擬取調べビデオを作り（そこではなぜか僕は、違法な取調べを行う強面の刑事の役ばかりやらされました）、それこそ闇雲に可視化実現に向けて突進してきました。その過程では、功武くんが原案を作った「被疑者ノート」という歴史的発明もありました。可視化申入書なるものを作り、あらゆる事件で差し入れま

した。その後大阪にも取調べの可視化実現大阪本部が設置され、2010年から約10年間、事務局長を務めました。そうして続けた活動は、2016年5月24日、可視化を義務づける法律（刑訴法301条の2）を含む刑訴法改正法として結実するに至りました。

(3) 刑事事件への取組

一方、具体的事件についても、登録後いろいろな刑事事件に関わってきました。その中でももっとも印象に深いのは、大阪高検公安部長事件です。当時の大阪高検現職の公安部長が、収賄等の被疑事実で特捜部に逮捕されるという、それだけでも前代未聞の事件でした。しかも、同氏は検察庁の裏金問題を実名でマスコミに告発しようとしていたまさにその日に逮捕されたのです。これは、検察庁による口封じのための逮捕ではないかとの疑義が呈され、大阪で大規模な弁護団が組まれました。その弁護団に、まだイソ弁だった僕を誘ってくれたのは秋田真志弁護士でした。登録2年目を過ぎたくらいだったと思います。弁護団長は今は亡き石松竹雄さん、主任は小坂井さん、副主任に秋田さん、その他に、後藤貞人さん、森下弘さん、高見秀一さん、巽昌章さんと、錚々たるメンバーが弁護団に名を連ねていました。そんな中、僕は秋田さんから事務局長となるように命じられました。後に聞いたところによれば、主任の小坂井さんは、僕を事務局長にするのには反対だったそうです。まだキャリアが浅すぎると。しかし、秋田さんが強く推して下さり、事務局長の大任を任されることになりました。以来数年間、弁護団の事務局長として、本当に良い経験を積みさせていただきました。今の僕の弁護士としての原型を形作ったのは、間違いなくあの事件だったと言えます。本当に小さなことにも決して手を抜かず、徹底的に議論し、

証拠を丹念に検討し、尋問事項を何度も推敲する諸先生方の姿。また法廷での徹底的な反対尋問の技術、説得的な弁論。それらを逐一間近に見続けて、改めて刑事弁護人という仕事に大きな魅力とやり甲斐を感じました。

その後も、秋田さんや法友倶楽部で同期の壇俊光弁護士らと手掛けたWinny開発者著作権違反幫助事件（高裁で逆転無罪）や、小坂井さん、秋田さんらとご一緒した大阪府警東署警察官による違法な取調べに関する事件など、幾多の刑事事件を諸先輩方とご一緒し、経験を積んでいきました。また、2004年には創設されたばかりの「季刊刑事弁護新人賞」において、第1回の最優秀賞を頂くという栄誉にもあずかりました。

検察官が裁判中に大阪拘置所の被告人の部屋に捜索・差押えを行い、被告人と弁護人とのやり取りを含む資料を押収したことの違法性を訴えた防御権国賠訴訟事件では、浦功弁護士を団長とした弁護団において、主任的立場で検察官・令状裁判官の行為の違法性を訴え、検察官の行為が違法であるとの判断を勝ち取りました。また、担当した事件の取調べビデオ（そこには検察官の不当な取調べの様子が映っていました）をマスコミに提供したことが、刑事訴訟法第281条の4の目的外使用に当たるとして、大阪地方検察庁次席検事から弁護士に対して起こされた懲戒手続事件においては、今は亡き法友倶楽部の滝井繁男弁護士に代理人をお願いし、その事務局長として対応しました。この時の懲戒の審尋手続において、滝井先生が、国民の知る権利の重要性と、刑事弁護人の真の役割について語られた意見陳述は、本当に素晴らしいもので、今でもその言葉が耳に残っています。無論、結論は事案の審査を求めないというものでした。

このように、刑事弁護委員会と刑事弁護に

よって、僕は弁護士としての今を形作ってきました。勿論、手掛ける事件としては民事事件が多いのですが、やはり自分は刑事弁護人である、と言うことに誇りと矜恃を持っています。かつて父親もそうだったように。

4 法友倶楽部との関わり



MBS「VOICE」出演時

会派活動についても少しだけ。登録後、ボスである西尾・濱川両先生が法友倶楽部だったこともあり、法友倶楽部に入会させていただきました。法友は、非常に自由な雰囲気ので、いろいろな集まりで諸先輩方にもかわいがって頂きました。中でも亡き小寺一矢弁護士には、大変お世話になりました。今も僕はテレビにレギュラーで出演させて頂いていますが（今は毎日放送「ニュースミント」でコメンテーターを務めています）、そのきっかけを与えて下さったのも小寺先生でした。ある日突然電話があり「お前、テレビ出えへんか」と先生から言われ、当時先生が出演されていた関西テレビ「痛快！エブリデイ」という番組の「モーレッツ！怒りの相談室」というコーナーに出演させて頂いたのが始まりでした。

また、会派活動では、毎年の秋季総会でジュニア部が行うオークションの司会を、ほぼ



法友倶楽部オークション司会

入会直後からずっとさせてもらっています。当初は「なんで新人の僕がこんなことをやってるんだろう？」と思っていましたが、20年の時を経て、今では会派活動におけるライフワークのようになってきました。副会長になっても、法友倶楽部のAuctioneerの地位は、誰にも渡しません！（そのうち「もう辞める！」と言われそうですが……）。

平成30年度には、宮崎誠司幹事長の下、辻村幸宏さん、安藤良平さん、深田愛子さん、入江貴之さんと共に副幹事長を務めました。本当にお優しい宮崎幹事長と、それぞれに細やかな気遣いのできる頼れる副幹事長仲間にも恵まれ、一年間楽しく幹事を務めることができました。

今回の副会長就任に当たっては、諸先輩方、そして同期・後輩の皆さんにも本当にお世話になりました。特に令和元年度副会長を務めた同期でもある林裕之くんには、いろいろ



2019年度副会長林裕之の会員と

ろと迷惑も掛けました。本当に皆さんには感謝しています。皆さんのご厚情に応えるためにも、これから一年間、しっかりと副会長としての職責を果たしていきたいと思えます。

5 最後に(副会長就任にあたって)

最後になりますが、この度の副会長就任に当たり、所信を述べさせていただきます。

まず、川下清会長を支えて、他の副会長と協力しながら会務を行っていくのは当然ですが、個人的に重点を置くのは以下の三点です。

一つ目は、大阪弁護士会の委員会活動へのバックアップです。

弁護士会において、専門性を高めながら、時に市民と直接・間接に関わりを持ち、結果的に弁護士の社会的地位の向上に資するのは、各委員会の活動です。特に、大阪弁護士会の各委員会は、単位会の委員会としての活動を越えて、時には日弁連としての意思形成にも大きな影響を与え得る活発な活動を行っています。

このような委員会活動のバックアップこそが、副会長の重要な役目のひとつだと考えています。個々の委員の負担を少しでも軽減しつつ、その委員会の活動が、自由な市民生活を支え人権擁護に資するように、理事者としてバックアップすることが、基本的人権の擁護と社会正義の実現という、弁護士に課せられた使命に直結すると考えるからです。

二つ目は、刑事弁護の諸問題への積極的な取組です。

これまで述べてきた、刑事弁護への取組を、副会長においても充実させ、刑事弁護を含む刑事司法の基本理念が、日本国憲法に依拠し、国家権力との対峙を迫られる被疑者・

被告人の権利を守るものであることに意を払い、更なる刑事弁護の充実と刑事司法分野における改革を進めるべく取り組んでいきたいと思えます。特に令和2年度を、取調べへの弁護人立会の実現へ向けての取組のスタートとなる年と位置づけ、体制の整備に意を払いたいと考えています。

三つ目は、真の意味での広報の充実です。

弁護士会による、弁護士活動の広報は、「市民の役に立つ弁護士」といった市民への有用性のアピールが重視されがちです。無論、それも大事な広報であろうとは思いますが。

しかしながら、真に会として広報すべきなのは、個々の弁護士や弁護士会が、時には権力と対峙しながら、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するためにどのような活動をしているかという、弁護士の職責そのものではないでしょうか。目先の利益に惑わされず、弁護士の社会的地位を高めるための真の意味での広報を行うことが、結局は他士業との差別化を図り、弁護士への評価も高めるのではないのでしょうか。

このような視点から、市民に対する弁護士会としての広報の在り方を考えていきたいと思えます。

これからもご指導とご支援を、どうか宜しくお願いいたします。



2019年度会長「今チュー先生」こと今川忠先生と
人権大会 2018 in 青森

激励の言葉

多数のメッセージをありがとうございました。
掲載は五十音順・敬称略とさせていただきます。

森直也さん、期待してまっせ！

秋田 真志 (41期)

53期番長の森直也さん、いよいよ当番、もとい登板ですね。

修習が1年半に短縮された53期向けに、当時の刑弁委員会が新たな研修を設けたところ、森さんが53期の先頭に立って、異議申立をされていたのが強烈な第1印象でした。その後刑弁族になった森さんとは、完全な腐れ縁となりました。刑弁委員会だけでなく、取調べの可視化本部、裁判員本部、ダイヤモンドルール研究会、法廷技術研修などの弁護士会活動はもちろん、大阪高検公安部長事件、ウィニー事件、FC2事件など、生の事件でもご一緒にすることになりました。

身近に見る森さんの魅力は、何よりその大きな目を駆使したリーダーシップでしょう。その魅力を、大阪弁護士会と刑事司法、ひいては日本の未来、世界の平和のために、存分に発揮して下さいね！

森先生のご活躍を 楽しみにしています！

秋吉 忍 (61期)

森先生、副会長ご就任おめでとうございます！
森先生のくりくりした瞳に、一方的に親近感を感じておりました。

いつもにこやかで、先輩に可愛がられ、同期との絆も深く、後輩から慕われる、そんな素敵な森先生ですので、皆に頼りにされ愛される副会長としてご活躍されることは間違いないと思います。

森先生の強い信念と熱い情熱をもって、大阪弁護士会をガンガン引っ張って行ってください！ 激務の1年になるかと思いますが、どうかお体は大切に。応援しています！！

森直也君！ さらなる成長を期待する

荒鹿 哲一 (26期)

森君、いよいよ出番が来たね。堂々とした体格、ユーモアと説得力のある大きな声での話し方。それだけでも十分、弁護士会の副会長として、対外的なスポークスマンとして適任です。

その上、君のこれまでの刑事弁護事件での数多くの実績は誰もが認める所です。もちろんその分野で理事者の一員として十二分の活躍は当然期待されています。しかしながら、弁護士会の活動範囲は近年次々に広がっています。今まで君が取り扱った事のない分野にも目を向けて、弁護士会という大きく強力な組織体をいかに動かしていくかという事を学ぶ良い機会に恵まれたのです。さらなる成長を大いに期待しています。

憧れの森直也副会長!!

安藤 良平 (61期)

私は、森直也先生に憧れています。

平成30年度に法友倶楽部常任幹事として1年間ご一緒に活動させて頂きました。いつも明るく、時折ふざけて爆笑を誘い、けれど真面目な話になれば言いにくい厳しい意見も毅然と述べられるカッコよさで、常任幹事を引っ張って頂きました。

そして森先生の父親としての姿にも憧れています。私に子供が産まれて間もない頃、SNSで森先生がお子さんの幼稚園最後のお送りで、一人で幼稚園に駆けだすお子さんの後ろ姿を感慨深く見守る投稿を見て感動して、それから森先生のような父親でありたいなと思っています。

弁護士としても、父親としても憧れの森先生。副会長、頑張ってください！！

森さん頑張ってください

池内清一郎 (40期)

森さんは、これまで刑事関係を中心に活動されてきました。森さんと私の関係で記憶に残っているのは、2009年（平成21年）の夏、私が副会長候補者として法友倶楽部の推薦を受けるためジュニアの部会に出席した時のことです。当時、森さんはジュニアの代表を務めておられ、私に対し、取り調べの可視化についてどう考えるか、可視化が必要であり、実現しなければならぬと言わないとジュニア部として推薦できないと言われました。森さんから言われるまでもなく、私は、取り調べの可視化が必要であると考えていましたので、その旨申し上げ、無事ジュニア部から推薦をいただきました。ありがとうございました。

森さん、弁護士会の課題は多いですが、持ち前のガッツで頑張ってください。

森君、身体に気をつけて頑張ってください！

池田 裕彦 (39期)

私が森君と初めて会ったのは、私が司法修習生、森君が大学生の時である。神戸で実務修習をしていた私は、当時神戸で弁護士をされていた森君のお父さんに声をかけられた。「君は中大出身の修習生やろ？うちの息子も中大で司法試験の勉強してるから、どんなふうに勉強したのか息子に話してやってくれへんか」ということで、お父さんと森君と私とで食事をするようになった。おいしい食事をご馳走になりながら、様々な話をしたと思う。

それから何年も経って、森君は晴れて司法修習生となり、偶然にも私の所属する大江橋法律事務所に実務修習に来た。しかし、初対面以来一度も会っていなかったし、かなり年数が経っていたので、お互いに昔の対面のことはすっかり忘れていた。ある時、雑談していると、森君

のお父さんは神戸でヤメ検の弁護士だったという。

私「あれ？神戸のヤメ検の森先生なら、その息子さんに会ったことあるけど……」

森君「それ、ボクですよん！！」

ということで、再会を喜んだ。お父さんに一宿一飯の恩がある私はたびたび森君と食事やカラオケに行った。点数の出るカラオケでは、森君が「霧のサンフランシスコ」を唄うとほぼ満点が出て、いつも負けた。

その後、森君は特に刑事弁護の分野でめきめきと頭角を現し、世間の注目を集める事件の弁護人を務めたり、大阪弁護士会の刑事弁護委員長を務めるなど、今や押しも押されぬ第一人者である。法友倶楽部ではオークションの名司会も有名で、森君が「もう一声ないか」「○○先生、これ落として帰らましょ！」と盛り上げたお陰でジュニア部の財源もかなり潤ったに違いない。

そんな森君がいよいよ満を持しての副会長就任である。刑事弁護で見せてきた馬力と、オークションで見せてきた明るさ・ユーモアで、きっと執行部になくはならない存在になると思う。

森君、身体に気をつけて頑張ってください！お父さんも天国で喜んではるで！

豪快かつ慎重に頑張ってください！

井崎 康孝 (54期)

森先生は、私にとっては憧れの先輩であり、恩師です。森先生には司法試験受験時代から予備校でお世話になっており、私は、そのとき森先生にご指導いただいたお蔭で合格することができたと今でも感謝しています。森先生といえば豪快なイメージもありますが、受験指導の際の森先生は、とても慎重で、緻密で、丁寧で、優しい方でした。森先生の、豪快でありながらも、実は慎重に熟慮されているという印象は、今も変わりません。先生が多方面でご活躍なの

も、この両面をバランスよく使い分けておられるからなのかな？と勝手に想像しています。副会長になられた後も、豪快かつ慎重にご活躍されることを期待しています！

森先生、ご活躍を祈念しています！

入江 貴之 (62期)

森先生、副会長ご就任おめでとうございます。

私は、森先生とは、平成30年度の法友倶楽部の常任幹事で1年間ご一緒させていただきました。それまで会派に全く縁もなく、会派のことが何も分からなかった私ですが、森先生の優しさ、気配りに大変勇気づけられました。森先生は、堂々とした風格に、情が深く、頼りになり、さらにユーモアもある本当に敬愛してやまない先輩です。また、森先生と飲む日本酒は、本当においしく、いつも飲み会の席が楽しかったことを思い出します。

これからの1年間、更に忙しくなることと思いますが、どうかお身体に気を付けて、森先生の目指すべき副会長像を築き上げていただきたいと思います。

また、ぜひ、日本酒をご一緒できることを楽しみにしながら、森先生のご活躍を心より祈念しています。

気配りの人

植田 豊 (62期)

森さんは、一言でいうと、気配りの人です。

リーダーを務めておられた刑事弁護委員会の公判弁護部会では、口癖のように「言い出しっぺには仕事を振らない」とおっしゃっていました。メンバーが気軽に提案できる雰囲気づくりを心掛けておられたのだと思います。

事務所でも、その点に変わりはありません。とくに事務局メンバーが気兼ねなく弁護士にものを言えるよう気遣っておられることを、何気

ない振る舞いの中に感じます。あのギョロっとした大きな目玉は、遠慮して黙り込んでいる人がいないか、サーチするうえで役立っているようです。

副会長としても、きっと若手でも声を上げやすい環境をつくり、小さな声を拾い上げていってくださることと期待しています。

森さん、期待しています！

魚住 泰宏 (45期)

森さんは、法友倶楽部のオークションでは、濱川先生の跡を継ぎ、長年、濱川先生と同様か、それ以上の明るい司会を務めていただいています。今、弁護士会には明るさが必要です。押しの強い森さんからオークションで売り付けられても、明るい気持ちで買い受けてきました。法友倶楽部の皆も同じだと思います。会務を執行していくなかでは、ときに気分が落ち込むようなこともあるかもしれませんが、持ち前の明るさで、そして法友倶楽部のバックアップを信頼して、乗り切ってください。弁護士、弁護士会は社会を支える重要なインフラであり、弁護士会を明るくすることで社会も明るくと思います。1年後に元気な姿でお会いしましょう。

森さん、応援しています！

宇野 裕明 (62期)

森さんとは多数の弁護団事件でご一緒させていただきました。

最も長く、最も濃く関わったのは、秘密交通権侵害に対する国賠訴訟事件でした。

同期の山本了宣さんが発見し、高見・岡本国賠、後藤国賠に続く接見交通権侵害国賠の第3弾として動き出しました。

この訴訟で、森さんは事務局長を務められました。弁護活動は、山本さんが中心となって若手弁護士が下支えしました。国賠法上の要件ご

とに起案担当を分担するなど、森さんの差配に従って方針を決め、訴訟を遂行し見事、勝訴判決を勝ち取ることができました。

森さんが副会長になれば、大阪弁護士会がより活気ある団体になり、盛り上がること間違いありません！ 森さん、応援しています！

(刑事弁護委員会所属)

さらなる飛躍を！

浦 功 (春秋会・23期)

森さんは、器量の大きな弁護士である。20年前に刑事弁護委員会に加入された当初から、会議や集会をリードし全体としてまとめ上げることに於いて傑出した能力を発揮されていた。まもなく刑弁委の中心的存在になると同時に、刑弁関連の集会やシンポでは、司会者やコーディネーター役として不可欠の存在とされた。

森さんは、新しい時代の刑事弁護はもとより、わが国の司法全体を含めて、弁護士会がこれから歩むべき道を領導できる器量のある方である。そのような森さんにとって、副会長という舞台はいかに小さく、その任務を全うされることはいと容易いことだと思う。

森さんには、日弁連をも視野に入れて次の段階を目ざし、さらなる飛躍を遂げられんことを願う。

(刑事弁護委員会所属)

森先生、応援しています！

大亀 将生 (63期)

私と森先生の出会いは昨年新旧常任幹事引継会の飲み会でした。

私は昨年度まで法友倶楽部の活動にほとんど関わってこなかったため、右も左も分からない状態で参加させていただきました。

森先生はすぐに私に話しかけてくださり、緊張が和らいだのを覚えています。

その後の行事等でお会いしても、「頑張ってるか？ また飲みに行こうな！」と気さくにお声掛けいただきました。

森先生は私にとってまさに「兄貴」のような頼れる存在です。

法友倶楽部の若手の先生には森先生に対して私と同じような印象を持っておられる方が大勢いると思います。

持ち前の人望と眼力で大阪弁護士会を盛り上げていてください！

陰ながら応援しております。

時は今……。

大川 一夫 (35期)

森さんが刑弁委員会に颯爽と登場してこられた時、実に頼もしく思うと同時に、「本当に新人なのか？」と感じたものである。筋の通った意見、堂々たる風格、まるでベテラン弁護士のようにであった。刑事弁護を中心とするその後の森さんの活躍は改めて言うまでもないだろう。

その森さんが副会長を快諾して頂いたことは実に心強い。喫緊の課題は日本の中世的刑事司法の打破であるが、「時代」が森さんと呼んだともいえる。森さんは担当副会長として弁護人立会権を認めさせるべく全力を挙げて取り組んでくれるだろう。

大弁にとって、いや、日本の刑事司法にとって最適の副会長が誕生したことは間違いない。心から応援している。

森さんの気配りと行動力に大いに期待しています

太田 健義 (50期)

森さんといえば、法友ではオークションでの豪華な司会のイメージが強いと思いますが、可視化本部や刑弁委員会での活躍は、誰もが知っているところだと思います。

また、ギョロツとした目で周囲を見渡していることもあって、気配りも素晴らしいものがあります。

事務所のマネジメントもしっかりされているので、持ち前の気配りと行動力とで、弁護士会をしっかりと支えてくれると確信しています。

大いに期待しています！

法友倶楽部を挙げて 森さんを支えます！

大橋 さゆり (51期)

森さん、副会長推薦決議の後、どんどん「副会長らしく」なっていわれていますね。

土俵の上に乗ると、その役割を感じて動き出せる。私もそういう感じで副会長業務へ向かっていきました。入ってから覚えること、向き合うこともたくさんあり、今はまだ「想像に胸を膨らませる」段階だと思いますけど。

森さんの委員会活動への熱心さと実現力には大変期待しています。それから、マスコミに出演を続けながら弁護士としての見識を堅持してこられた安定感と良識。今後の弁護士会にとって重要なことだと思います。

法友倶楽部の幹事長として、全力で支えますよ。私だけでは力不足ですが、有能なメンバーでサポートします。頑張ってください！

森さんに期待します

小田 幸児 (40期)

2020年度副会長就任おめでとうございます。川下会長を支えて頑張ってください。

森さんとは、刑事事件の外、刑事弁護委員会、可視化本部等々の委員会等での活動、その後の飲み会をよくともにしています。いつもバイタリティと、細やかな気配りを感じます。なかでも何より感心するのは、数々のシンポ、研修でコーディネーターぶりです。周到な準備、全体

への目配り、時間配分、臨機応変な対応等をしてしながら見事に会議をコントロールしていることは皆さんご存じのことだと思います。現在、刑事弁護的には可視化に続いて取調べへの弁護人立会、人質司法打破などの課題があります。森さん、その先頭を走って導いてください。

好きな唐揚げの食べ過ぎに注意し、でかい声と大きな目で弁護士会全体を見渡し力を発揮してください。森さんの活躍を期待しています。

最適の人材

影山 秀樹 (64期)

私が森先生に初めてお会いしたのはロースクールの講義でした。

刑事実務の講義で森先生から教えを受けました。

講義を受けると、刑事弁護に熱心に取り組んでおられることが伝わってきました。

熱心過ぎて、模擬裁判の証人尋問において、弁護人役が書面を提示する際に、刑事訴訟規則の解釈を巡って、学生そっちのけで裁判官出身教員と激論を交わされたこともありました。

私が弁護士になってからは、森先生が、個別の依頼者のためだけでなく、刑事弁護委員会の活動に多くの時間及び労力を割いて、より多くの方の人権を擁護するために活動されていることも知りました。

これまで会務に熱心に取り組んでこられた森先生は、副会長として最適の人材です。

副会長としての1年間は大変と聞いております。どうかご自愛ください。

森先生 出番ですよ！

桂 充弘 (35期)

森先生は法友の盛り上げ役である。場の雰囲気を読んで、的確な「突っ込み」と「ぼけ」を繰り出す。それは今はやりの「忖度」ではなく、

時に突っ込まれた相手のプライドを深く傷つけることもあるが、最後の皮までは切らない。この絶妙な感覚が大阪弁護士会の役員として活躍できることを確信する理由の一つである。

森先生が活動の中心におかれている刑事分野は大きな変革期にある。

取調べの立会問題やゴーン被告国外逃走で注目を浴びている保釈制度等々、多くの課題を抱えており、裁判所や検察庁・法務省等々との協議だけでなく世論喚起のための丁寧な説明が求められている。森先生は必ずや、これらの課題だけでなく弁護士会が抱えるすべての課題について川下執行部の一員として役員室の会議を盛り上げ、活発な議論を促し、そして実行されるはずである。

森先生は当初立候補を固辞されていたようであるが、よく決断していただきました。

森先生、出番ですよ！

がんばれ！ 兄貴！！

川崎 拓也 (61期)

出合いは、11年前。NITA研修の懇親会だった。とても53期には見えなかった。「そのうち飲みに行こうや」と社交辞令を言われたかと思いきや、返す刀で日程も入れてくれた。面倒見のよさが抜群すぎた。ありとあらゆるイベントを仕切っていた。どこまで成長しても追いつけない背中に思えた。

プライベートでの親しみやすさも半端なかった。温泉で、旅館で、飲み屋で、からみ続けた。初恋の話と少し品のない話と刑事弁護の話が大好きだった。でも、曲がったことは嫌いで、時には厳しい言葉も飛んできた。知らん間に「たっくん」と呼ばれるようになった。いつしか、自分に兄貴がいたら、こんな感じなんかと思えてきた。

副会長になる兄貴。兄貴のためなら、なんでもしまっせ。がんばれ、兄貴！

ご活躍を祈念申し上げます！

川本 真聖 (55期)

「実演型法廷技術研修」にて、森直也先生にご指導いただきました。

裁判員対象裁判の名簿登録に受講が必要ですが、2日間・朝9時から夕方5時まで行われます。受ける前は、しんどい……と思いましたが、森先生はじめ刑事弁護委員会の先生方には、本当に熱心にご指導いただき、【お世辞でなく】受講した中で一番素晴らしかった研修になりました。ありがとうございました。

委員会活動は、弁護士会に魂を入れるものだと思います。森先生、各委員会が夢を持って、さらに活動しやすい弁護士会にしてください。ご活躍を祈念申し上げます！！

まだ続く物語の必要な1章

北嶋 紀子 (友新会・53期)

副会長を森さんがされることは、その器の大きさから53期同期の誰もが修習時代から予想していたことで、20年目にしていよいよその時が来たというのが実感です。

森さんとは、初対面時に映画好き者同士意気投合し、以来、多くのマイナーな映画を観に行ってはその後感想を忌憚なく言い合うという貴重な友人関係を続けさせていただいていました（『地獄の黙示録』も森さんに誘われることがなければ大スクリーンで観ることはなかったでしょう）。そのときの森さんの感想は、いつも人に対する深い愛情と、権力に屈しない正義感からくるものが多かったと記憶しています。

弁護士は基本的人権の尊重と社会正義の実現がその使命ですが、その実現には、弁護士会という組織で動かなければならない場面が多くあります。森さんは、お父様の生き方を受け継がれ、登録当初から、刑事弁護の分野で活躍され、可視化実現などの成果を出されてきました。副

会長として、今後、各委員会の活動を弁護士会という組織の活動として実効的かつ具体的に落とし込む過程において、これほど適切な人材はないと思います。

森さん、副会長としての活動は森さんの物語の過程の一章だと思います。どうぞ思う存分能力を発揮し、ご自身の使命の実現に邁進してください。

ご活躍を！

木村 尚巧 (55期)

2期上の森先生とは、どこでどう知り合ったか覚えていませんが、僕よりギョロ目の人がいるんだと森先生を認識したのが始まりです。以降、いろいろと他愛のないお話をさせていただいたり、刑事事件がらみで困ったときにはご相談させていただいたり、いつも感謝しております！

随分前から、副会長（副会長以上？）の風格を備えておられましたが、ついに就任されるのですね。いろいろと難局が現れると思いますが、信念に基づいて、また、いつものようにガハハハと豪快に笑い飛ばして乗り切ってください。くれぐれもお体にはお気を付けて！

森さん、頑張ってください！

栗林亜紀子 (61期)

森さんは、いつも、私たちの中心にいます。

しんどいときでも笑いを忘れない人です。率先して、みんなを笑わせてくれます。そして誰よりも豪快に笑います。

森さんは、気配りの人です。

刑事弁護委員会には、たくさんの部会があって、さらにその下にいくつものPTがあります。それぞれにMLがあり、日々たくさんのメールが飛び交っています。

ML上での議論が行き詰まり、困っていると、

大抵、森さんが電話をくれます。アドバイスをもらったり、励ましてもらったりしたことは、1度や2度ではありません。

しかし森さん自身が、しんどい等と言っているのを、私は聞いたことがありません。

他人の痛みにこれだけ敏感な森さんが、繊細ではないはずがありません。

副会長は、さらなる激務だとお聞きしています。どうか体に気をつけて、頑張ってください。

パワー全開！

小池 康弘 (43期)

森さんは、パワーみなぎるバイタリティーに富んだひとである。そのイメージから猪突猛進のイケイケかと思いきや然にあらず。もちろん、こうときめたらトコトン、トコトンの面はあるが、柔軟性があり、必要とあらば軌道修正も厭わない。大切な場面での言動は慎重である。まことに弁護士会の理事者にむいた人である。

これまで、刑事弁護委員会委員長、取り調べの可視化大阪本部事務局長、裁判員制度大阪本部副本部長などの刑事系委員会だけでなく、司法修習委員会副委員長など刑事系以外の委員会の要職をも歴任しており、経歴としても申し分ない。

法友倶楽部としては満を持して送り出す人材である。

この1年、副会長としてパワー全開で会務に邁進していただきたい。

森先生 応援しています！

古賀 大樹 (57期)

森先生は53期ですので、57期の私からすると4期先輩になります。私が弁護士登録・法友倶楽部入会してから15年が経過しましたが、常に私に優しく接していただくとともに様々な場面

でお世話になってきた敬愛する先輩が副会長に
 当選され、感慨深く、嬉しく思っています。

森先生は、毎年恒例のオークション司会時の
 仕切りなどを拝見していても、持ち前のバイタ
 リティを活かしながら、常に大局的かつフェア
 な見地から、決断すべきときは決断され、物事
 を1つずつ進められる方という印象です。

大阪弁護士会を副会長という立場で引っ張っ
 ていかれることになった森先生のご健勝・ご活
 躍を心から応援しています！

森直也は頼り甲斐のある男である

小坂井 久 (33期)

「生意気な奴だな」。それが森直也さんに対す
 る第一印象だった。20年前のことである。修習
 53期から国選弁護の登録要件として研修を必須
 とする措置を採ったところ、53期の有志がその
 措置について大阪弁護士会側に抗議する事態と
 なったのだった（修習期間が「1年半」に短縮
 された時期にリンクしていたことも抗議の一因
 である）。研修委員会・刑事弁護委員会側と団
 交（！）する場が設けられ、私は対応する側に
 いた。その53期をまとめ、先頭に立っていたの
 が森さんである。

そのとき、その「生意気な奴」と、その後、
 いくつもの事件を共同で受任し、可視化運動を
 共に荷い、20年の間共に歩み続けることになる
 とは思いもよらなかった。

彼は私を「師匠」と呼んでいる（幾分の揶揄
 が込められていることは、「シッショー」とア
 クセントをつけたうえで語尾の上がる言い方を
 されることが多いことで判る）。が、近時は、
 私が彼から教えられることのほうが多い。森さ
 さんは、父親のDNAを引き継いで法曹としての
 センスに優れ、母親の愛情を受けて、非常に成
 熟したパーソナリティを持つに至った人物だど
 思う。誰もが、そう思うように、彼には、リー
 ダーとしても、会長の補佐役としても、十二分
 な資質がある。会議の途中で偶に居眠りするこ

とを除けば、実に頼り甲斐のある男である。

森先生 期待しています！

小坂谷 聡 (55期)

森先生とは弁護士登録以来、大阪弁護士会の
 刑事弁護委員会や大阪及び日弁連の可視化実現
 本部、そして法友クラブで一緒にさせて頂いて
 おり、当初から大変頼もしい先輩であると感じ
 ておりました。最近は、委員会活動も会派活動
 もあまりしてこなかったこともあり、お会いす
 る機会も少なかったのですが、常幹をすること
 になったまさにその年に副会長となられて、今
 度は会派から支えていく立場となったことを改
 めて嬉しく思っております。

森先生は、長年、取調べの可視化実現に向け
 て熱心に取り組んでこられ、そしてこれからは
 取調べの立会いというさらなる難問に立ち向
 かって行かれようとしています、その姿勢に
 はただただ敬服するのみです。副会長となられ
 て、大阪の、いや日本の刑事司法を少しでもま
 となものへと変革されることを期待しており
 ます。

1年間、くれぐれも体調にはお気をつけて全
 力で頑張ってください！

ご活躍を期待します

小寺 陽平 (57期)

森先生、令和2年度副会長ご就任おめでとう
 ございます。

私の森先生のイメージは、刑弁委員会での活
 動、テレビ出演、法友のビンゴ大会の司会者を
 されていて、情熱的ではあるが、コメントは冷
 静で、誰に対しても温和に接され協調性が高く、
 非の打ち所がありません。誰か非を知っている
 人がいれば、教えてください（笑）。

そんな森先生だからこそ、亡父がテレビ出演
 を止めるとき、後釜に先生を推薦したのだなあ

と改めて思いました。1年間お体に気をつけて頑張ってください。

森直也先生のご活躍、楽しみです

琴 太一 (65期)

1年目の秋、法友倶楽部秋季総会のオークションにて、大立ち回りで会場を沸かしまくる司会の森先生を目の当たりにし、完全にプロの芸人と勘違いしました。

数年後、縁あって、とある刑事事件の弁護人を一緒に担当する幸運に恵まれました。研ぎ澄まされたご慧眼で事件の本質を的確に見抜き、私には思いもよらない弁護側立証を考案するなど、その一挙手一投足に感嘆しました。

森直也、「才能の人」だと思えます。ご活躍を楽しみにしています。

的確、ユーモア、迅速

後藤 貞人 (法曹公正会・27期)

今大阪弁護士会の刑事弁護委員会の有志が分担執筆する『否認事件の弁護』の編集中です。私の古希記念本です。全体構想、目次作成、執筆者割振、および編集会議等を取り仕切ってくれているのは、事務局長の森さんです。

森さんに集会や会議の司会をさせると右に出る者がいないことは多くの方がご存じの通りです。弁護士より司会業で食ったら、と誉め言葉とも悪口ともつかないことを言う人がいるくらいです。

『否認事件の弁護』の編集会議でも、優れた能力を遺憾なく発揮してくれています。

まず議論の整理が的確です。次に、ユーモアにあふれていることです。メンバーは和やかな気持ちの中で、確かな論点把握を共有できます。そして迅速さです。必ず、その日のうちに、会議の内容と次回予定等が簡潔に要約されてメールされてきます。

執筆者の数が多すぎ本の完成まで遅々として進まないだろう、と思われた編集が、彼のおかげで、遅々としてでも進んできました。もう一息のところ、編集の要の森さんが激務の副会長に就かれることになりました。

本のためには残念ですが、森さん、大阪弁護士会のためにその能力を遺憾なく発揮してください。

ホンマに嬉しいんです！

小橋 るり (春秋会・51期)

森さん、副会長になっていただき心から有難うございます&私、嬉しくて仕方ないです。森さんと初めて会ってからもう20年近く経ちますね。物事を真摯にとらえて曲がったことが大嫌いで熱血漢の貴方は知り合った当初からほとんど変わりなく弁護士「道」をばく進していますね。取調べの可視化運動のときも若手の先頭に立ち、自らも可視化運動を実践し周りに大きな影響を与え、まさに身を挺して刑事弁護の新たな扉をこじ開けたと思います。リーダーシップの素質を備えた貴方の活躍は間違いないと確信しています。人に対するきめ細やかさは素敵なお母さん譲りかな？ 映画通でもあるしね。美味しいもん食べたいときは是非連絡してくださいね！

親分

小林 功武 (53期)

森さん、大阪弁護士会副会長の当選、おめでとうございます。

私が森さんと出会ったのは、新大阪にあった辰巳法律研究所でした。平成10年に司法試験に合格してからは、53期大阪修習1班で同じ釜の飯を食らい、弁護士になってからも、刑事弁護委員会や取調べの可視化実現大阪本部などの委員会活動、様々な弁護団事件などで一緒に仕事

をさせてもらいました。

森さんは常に「親分」でした。責任を負うことを厭わず、しんどい仕事を引き受け、矢面にも立ち、率先して責任を全うしてきました。

森さんが副会長の仕事を終えられたら、再び一緒に仕事をするのを心待ちにしております。元気な姿で復帰されることを心から祈っています。

弁護士会の顔になってね！

小松陽一郎 (32期)

2000年12月の『法友』82号に、入会直後の森先生の自己紹介文が出ていますが、いま改めて読んでも楽しく面白い。その原点をいまでも維持しておられるのはすごいことです。超親しみやすいキャラと積極性を、またテレビでも親しまれているところを、副会長として対外的に大いに生かして下さい。このごろは弁護士会（弁護士）への風向きが随分と変わってきているので、ここらで「キネマ旬報映画検定1級」の技も発揮して、アカデミー賞受賞の『パラサイト 半地下の家族』へのコメントを自身のブログに載せておられるように、今後は弁護士会劇場の内部を紹介したりして少し型破りな活動をし、大阪弁護士会が少なくとも関西人にもっと親しまれるよう頑張ってください。大いに期待しています！

森直也先生らしく

近藤 行弘 (43期)

森直也先生、この度は、副会長就任、誠にありがとうございます。と同時に、本当にお疲れ様です。森先生と言えば、刑事弁護のエキスパートという言葉が即座に思い浮かぶことは自他ともに認めるところです。副会長職を遂行するうえでは、その専門性を十分に発揮しつつ、他の分野にも足跡を残されることを期待してい

ます。そして、健康面にも留意しつつ、持ち前の底抜けの明るさで会務運営をリードされますことを祈っています。

会長を正しく補佐して下さい

阪本 政敬 (22期)

平成3年4月、僕は、法友倶楽部の推薦により、平成3年度大阪弁護士会（以下「大弁」）副会長に就任し、大弁推薦委員会の委員の一員であった。同委員会は、官公署や組織・団体から弁護士の推薦依頼があった場合に、その依頼内容・目的につき検討し、誰を推薦するかに関して、慎重に審議する委員会である。

推薦委員会で、依頼してきた某団体の問題点について激論が生じ、採決することになった。僕は、会長が承認賛成の考え方であることは分かったが、他の副会長に働きかけて承認反対に挙手した。結果は「承認否決」であった。

そのため「阪本副会長らによる反乱」との意見もあったが、僕は、「事案の本質について詳しくご存じない会長が、間違った判断をして、会務に汚点を残してはいけない。会長が誤りを犯し掛けたら、それを是正するのが正しい補佐のあり方であり、副会長の責務である」と述べて、清々しい気持ちであった。

その後すぐに僕の真意を理解してくれた聡明で太っ腹の会長達と信頼関係も深まり、会務は極めて円滑に処理し、本当に仲良く楽しい1年間であった。約30年間にわたり、年間6ラウンド以上のゴルフや飲み会を継続している。

生涯の宝である。

森さんにおかれましても、極めて優秀で人権感覚の優れている川下会長であり、あるいは副会長であっても、誤解や、誤りを犯しかけることがあるかもしれません。川下会長を正しく補佐して、他の副会長の皆さんと問題点については激論を交わすと共に、楽しく有意義な1年間をお過ごし下さい。

不安!?!と期待と

崎原 卓 (春秋会・53期)

森さんは、桃太郎電鉄では近畿以外の各県の形を殆ど知らないなど基本的教養に欠けていたり、もう四捨五入して還暦に達するというのに隙あらば変顔やお笑いネタを駆使して悪ふざけをしたりする



など、副会長に適格なのか不安が一杯です。けれど、助っ人となればどんなに大変な依頼者や事件でも最後まで自腹を切っても付き合ってくれて、東京での修習クラスの忘年会に毎年参加してサプライズされなくなるくらい面倒見が良く、刑事弁護ではまさに一流職人としての力を発揮し、老若男女問わず周囲を惹き付けて大きな力に変えることができる人なので、やっぱり副会長として期待しておきます！

(修習クラス同期)



頑張ってください！

里村 洋平 (63期)

森先生、令和2年度大阪弁護士会副会長へのご当選、おめでとうございます！

森先生とは、森先生が常任幹事をされていた際に私がジュニア部代表幹事をさせていただいていた関係で親しくさせていただくようになりました。

運動会のリレーで慣例に従って転倒する律儀さや、ボーリング大会で勝負と言いながらも敢えて手を抜いて下さる優しさなど、森先生のお



人柄であれば、若手の意見も取り入れながら、副会長として大阪弁護士会を盛り上げて下さることと思います。激動の一年になると思いますが、お身体に気をつけて駆け抜けて下さい！

一番面白い副会長です

清水 伸賢 (春秋会・55期)

副会長ご就任、おめでとうございます。

森さんといえば、まずは豪快な笑い声で、他の人とすぐに打ち解けられるすごい才能があります。仕事の能力も高く、シンポなどを仕切らせても超一流。何よりとても面白い。笑いのセンスは抜群で、森さんの周りは笑い声が絶えません。以前飲み会か何かの席で、後輩会員が一番面白いと思う人が森さんではなかったという話を、もう何年か経つのに未だにちょいちょい自分で持ち出して悔しがるといふ謎の行動をとられることがありますが、大丈夫です、森さんが一番面白いですよ。

副会長は正に適任で、弁護士会がより発展することは間違いありません。激務なので、くれぐれもお体を大事にして、面白い弁護士会にして下さい！

安心してお任せできます

鈴木 一郎 (54期)

森さんの豪快な笑いの裏には繊細な心があります。繊細ゆえに、荒々しい言葉遣いとなります。しかし、荒々しい言葉遣いをされても、裏に繊細な心が見えるがゆえに、腹が立ちませ

ん。そして、いつも森さんの周りには笑いがあふれています。

森さんはほとんどお茶らけていますが、それゆえに真面目な顔をしたときの森さんには迫力があります。研修の司会・進行役を任せたら、綿密な準備のもと、素晴らしい活躍をされます。

森さんは、その人間的魅力のもとで、長年、大阪の可視化本部を支えてこられた人物であり、川下会長を支える副会長としての役目を十二分に果たされることは間違いありません！安心してお任せできます。健康だけにはご注意ください。

そのでかい目で、 がんばってください！

高見 秀一（法曹同志会・40期）

森直也さん、副会長就任、おめでとうございます。私にとって森さんの最初の印象は、なんと言っても、季刊刑事弁護の第1回新人弁護士最優秀賞の受賞です。推薦者は何を隠そう、私なので（笑）。既存の観念にとらわれず、固定化した実務慣行に果敢に挑み、依頼者のために、しっかりと結果をつかみ取ってきてました。しかも2件連続でした。すばらしい！

またその後も、いくつもの弁護団で、事務局長を引き受けてくださってました。まさに「縁の下の力持ち」を地で行く汗かき役をしてくれたおかげで、どれだけ心強く、助けられたことでしょうか。

副会長になっても、その大きな目で、相手をじっと見つめて果敢に挑み、弁護士会のために力を発揮してください。

ご活躍を期待しています！

森先生を心より応援いたします！

高見 晋祐（64期）

森先生、副会長ご就任おめでとうございます

す。

森先生は、刑事弁護を中心に最前線でご活躍をされながら、テレビのコメンテーターなども長く務められ、その有能さは誰もが認めるところかと思えます。私自身も、森先生から直接、刑事弁護人としてのあり方や、コメンテーターをされる際の気構えなどをお聞きして、感銘を受けることが多々ありました。その一方で、森先生は、いつも気さくに接してくださり、私のような若手でも、とても話しやすい雰囲気を感じております。

若手一会員として、森先生は副会長になるべくしてなられた人物であると思っておりますので、心より応援させていただきます！

頼れる兄貴

高山 巖（60期）

森直也先生、副会長ご就任おめでとうございます。

森先生は、刑事弁護委員会の若手弁護士の信頼を集めている頼れる兄貴分です。シンポジウムのコーディネーターをすれば、随所に笑いを交えつつ、見事なパネラーさばきを見せてくれますし、飲み会では宴会部長として、お笑い芸人かの如くのツッコミを見せてくれます。

他方で、国選弁護団の事務局長や刑事弁護関連書籍編集の事務局長も数々こなされ、期が上の先輩弁護士も含めた大所帯をまとめる能力も傑出しています。あのパッチリお目々で、「〇〇の件、やってくれへんかな～」と言われると、もう断りようもないのですが。

弁護士業務が多様化するなか、個々の弁護士の価値観も多様化しています。弁護士会の舵取りがさらに難しくなるであろうこの時期だからこそ、私たちの兄貴は、在野法曹という弁護士の原点に根ざし、権力への確かな「怒り力」と卓越したバランス感覚で、私たちを引っ張ってくれるはずですよ。

ご活躍を期待しています。

森先生 よろしく頼みます

竹岡富美男 (31期)

森副会長は、刑事部門以外では、広報、自治部門を担当されるとか。

平成30年度役員室の中の出来事で、想定外の事態の一つが、懲戒処分の言い渡しでした。

粛々と言い渡しをしますが、会員の憔悴したお姿を見ているのは、少々辛いものがありました(不届きな会員は、出頭もしませんが)。

綱紀懲戒への対応も確かに大事なことです。弁護士会の会員に対する求心力を高めることも重要な課題です。業務等も会務運営上車の両輪と思って議論に参加してください。

広報は、頭を悩ました課題の一つです。マスコミとのコミュニケーションは、なかなか難しいところがあります。テレビ出演されていたときと又違う配慮が必要です。

そして令和2年度の重要課題の一つがシステム開発と、会員への供用開始です。当会は基本、4700名を超える会員の会費収入をあてにした「中小企業」であることを忘れないでください。会務や弁護士の社会的影響力から、ついつい自分たちの足元を見失いかねません。

1年間体力を過信せず、さわやかに走り抜けてください。

森さん、みんな喜んでますよ!

髙原安三郎 (友新会・53期)

私は森さんとは修習生時代の同期で、クラスも修習地も一緒でした。森さんは私が妻を両親に初めて紹介するときも(なぜか)一緒に沖縄まで来てくれました。修習生時代の旅行で羽目を外しすぎたときも、森さんは(たぶん)悪くないのに、一緒はかなり激しく怒られてくれました。どれも楽しい思い出です。

修習生時代、森さんの部屋にはいつもクラスの誰かがいました。森さんは豪快に突き進む人

ですが、一方で繊細な気配りをする人で、クラスで誰もひとりぼっちにはさせませんでした。クラスの誰もが、森さんのおかげで充実した修習生時代を送ることができました。

森さんは同期の太陽のような存在です。森さんはきっと真摯に、副会長職の重責に立ち向かわれると思います。そして森さんの好きなようにすることが、結果的には一番良い結果になっていると思います。だからおもいっきり、副会長を楽しんで下さい。

森さんの副会長ご就任は、私の、修習クラス6組のみんなの、53期みんなの喜びです。

ただ、無理はなさらず、体にだけは気をつけて下さい。どうせ無理するんだらうけど。

更なるご活躍を!

田中 章弘 (64期)

森直也先生には、私がロースクール在学中に法曹倫理と刑事模擬裁判のご指導をいただいた時からお世話になっています。

弁護士登録後、法友倶楽部に入会して以降も、分からないことや不安なことがあれば森先生をお頼りして相談に乗っていただきました。その際は、どんなにご多忙な時でも、当時森先生の事務所のイソ弁で私と同期の影山先生を通じる等して何度もご指導いただきました。

刑事弁護人としてご活躍の森先生ですが、後輩を大事にしてくださる方ですので、副会長として大活躍していただきたく、恐縮ながら激励させていただきます!

森直也先生・副会長就任お祝いのメッセージ

玉野まりこ (67期)

森先生、副会長ご就任おめでとうございます。森先生とあいさつ以外できちんとお話したのは、去年の常任幹事引継会ではないかと思ひ

ます。それ以来、森先生にお会いした時には、いつも「おう！ お疲れさん！」「がんばってるか！」と気さくに声をかけていただき、元気をいただいています。森先生とは、たいていお酒を飲む場面でご一緒することが多いのですが、先日たまたま拘置所の待合室で、森先生が保釈の運用について議論されているところに遭遇し、今さらですが真剣に刑事弁護に取り組む森先生も素敵だなと思った次第です。

森先生、1年間とてもお忙しくなると思いますが、お体に気をつけつつ、副会長職務も、刑事弁護も、パワフルにがんばってください！森先生のご活躍を、心より応援申し上げます。

森先生、応援しています

塚崎 幸司 (61期)

森先生、副会長ご当選おめでとうございます。森先生を応援しています！

53期の森先生は、私の8期先輩にあたり、森先生がジュニア部の代表幹事をされた頃に最初にお話させて頂いてから、可愛がって頂いていると感じています。そんな森先生が満を持して副会長に就任されることを大変嬉しく思います。

森先生は知的でシャープ、笑いのセンスが素晴らしいうえ、刑事弁護でのご実績は言うに及ばず、コメンテーターとしても大活躍されているのは周知のとおりであります。私個人の一番の思い出は、私が独立の小宴をおこなった日の深夜、後片付けをしているとき、遅くなって悪かったと森先生が申し訳なさそうにお祝いに駆けつけて来てくださったことです。

私は当時、8期も下の後輩に目配せをして気にかけて行動をおこなう温かさ、義理堅さに、森先生のお人柄の中心を感じ、今では、それが確信に変わっています。

森先生が、副会長として存分にその能力はもちろん、お人柄を存分に発揮してご活躍をされるものと確信しております。

森先生を心から応援しております！

天才森さんの活躍に要チェックや！

辻村 幸宏 (55期)

2002年11月、初めて参加した秋季総会オークションで仕切りまくる森先生を見て「異常に面白い先輩がおる！」と衝撃を受け、面白い人が大好きな私はどうにか森先生に近づきたいと思い、オークションではかぶりつきの席や舞台下に手伝いで張りついて、森先生の繰り出すボケに合いの手を入れ続け、笑い転げ続けた。シンデレラが王子様の見えるところにガラスの靴を置くみたいに。

そんな恋愛下手の人間のする迂遠な求愛活動はじわじわ身を結び、後れてオークション後に顔を出した2016年11月の秋季総会では、森王子から「辻村くんおれへんかったから調子でえへんかったやん」と声をかけていただいた。リップサービスでもいい。自分で信じさえすれば人は幸せなのだ。

2017年10月、宮崎誠司先生から次年度執行部で副幹事長のご指名を受け、執行部人選まで手伝うことになった。筆頭候補は何人かおられたが、内心森先生だといいなと念じていると、後日宮崎先生から「森くんが筆頭受けてくれた！」と小躍り感ある連絡が！ほく以上にこの手の恋愛下手かもしれない宮崎先生の言質をとるべく森先生に連絡すると、下記写真のお返事が(涙)。



森直也

おはよう！
宮崎さんのお困りのご様子に絆されて、とうとう引き受けてしまいました（小寺先生の「そろそろお前もやらかなあかんで」と言う声も聞こえたような気がします😊）。
決断の重要な要素は、辻村くんも入るから、です！是非宜しくお願いします。
会務については、本当に右も左も分からない状態ですが、やるからには一生懸命頑張りたいと思います。どうかいろいろ教えてください！



片思いでないとわかった2018年度執行部では厚かましくたくさんお話しさせていただき、青森人権大会では2人きりでのお忍びデートまでこぎつけた（我ながら書いてて気持ち悪くなってきました）。うまいお酒と楽しい会話で最高の夜でした。

森先生は、人としての優しさ面白さ、事件や弁護士という仕事への勇気と情熱、爽快で巧みな弁舌、とその魅力は尽きませんが、根本に、自然のようなおおらかさと深く温かい人間愛を感じます。生まれ持ったの品と、自ら考え行動する中で築き上げてこられた格が、森先生が人を惹きつけてやまない引力の源泉なのです。

このような人を会派として送り出せることを誇らしく感じますし、大阪弁護士会は森先生に副会長をしていただけてラッキーだと思います。大阪弁護士全会員の方々、次年度は森先生の活躍に骨抜きにさせていただきます。

ご活躍を期待しております

中嶋 勝規 (54期)

森さん、令和2年度の副会長ご就任おめでとう御座います。

森さんとは、ジュニア部時代から同じ会派というご縁で親しくさせて頂き、代表幹事も一緒にさせて頂きました。

当時から、刑事弁護の最先端の活動をされておられ、相談があれば、森さんというのは若手の共通認識でした。また、持ち前のバイタリティーとリーダーシップで楽しい企画を多数実現させ、成功に導いてくれました。

森さんがいると本当に場が和みますが、反対意見にも十分耳を傾けるバランス感覚に優れた対応力が、そのような空気にさせるのだと思います。

弁護士会の会務での実績は、改めて述べるまでもなく十分な方です。副会長は、各委員会と執行部の潤滑油のような役目を担われますが、過去のご経験と持ち前のバイタリティー、バラ

ンス感覚、「目玉」で、弁護士会を導いて下さい。

森さん、副会長当選おめでとうございます！

中野 希美 (53期)

今を去ること20年前、大阪地方検察庁での実務修習でわずか3か月間ご一緒した際、皆から「お父ちゃん、お父ちゃん」と慕われるその豪快朗らかなお人柄に触れ、色々と勉強させてもらいました。

まさか、その6年後くらいには一緒に事務所をやるなどとは想像もせず……。

副会長職は非常に多忙であることはもちろん、弁護士会の方向性を示し、動かして行かれる重責と伺っております。

森さんが遺憾なく能力を発揮されることと確信しつつ、ある程度もう高齢者なので、くれぐれもご自愛いただき、1年間の任期を全うされることを祈念しております。

個性を活かして輝いて下さい

中村 吉男 (44期)

森さんといえば、法友倶楽部では「オークション司会のプロ」として有名な訳ですが、下手にやると「押し売り」になって「品の悪いもの」なる可能性があるところ、「押しの強さ」は十分に感じさせながら、「嫌みにならない」絶妙のバランス感を持ち合わせています。「オークション司会」自体が、一種「芸」の域に達しているとも言えますね。

森さんがユニークなキャラクターを十分に活かして、大阪弁護士会の役員として独自の存在感を発揮して活躍して頂くことを期待しています。

1年間、頑張ってください。

オヤジ、頑張るよ！

西 信子 (35期)

昭和56年、神戸修習で刑事弁護の指導を受けた森先生が、貴方のお父様だということを貴方の弁護士登録時に伺い本当に驚いたこと今でも鮮明に覚えております。森先生も大柄で優しく茶目っ気たっぷりの眼差しの方でしたが貴方もその眼差しはそっくりです。天国からきくと「なかなかええところあるな」と嬉しそうに微笑んで見守ってくださってると思います。甲南ボーイのスマートさを微塵も見せない森先生、「刑弁命」の森先生、頑張れ！

親ベンからの応援だ!!①

西尾 忠夫 (39期)

森君副会長当選おめでとう。

これからの1年間、時間と労力の大半を弁護士会の会務に費やすことを決意した初代イッ弁の君の決断に敬意を表します。

弁護士を取り巻く経済的環境は年を追うごとに厳しさを増しています。弁護士の使命である基本的人権の擁護、社会正義の実現は弁護士の経済的基盤の確立なくしては絵に描いた餅になりかねません。

この課題の解決に君の情熱と行動力で立ち向かってください。大いに期待しています。

最後に健康にはくれぐれも気を付けてください。

弁護人立会の実現に向けて

西村 健 (春秋会・36期)

森さんが可視化本部事務局長時代に、本部長代行に就任させていただいた。森さんが事務局長だから、全て森さんにお任せするつもりで、引受させていただいた。森さんは、八面六臂のご活躍をされていた。

敢えて1つに絞って挙げるとすれば、何よりも、行動力である。集会その他の行事に際し、中心となる人の並外れた行動力が不可欠である。例えば、招聘ゲスト等との緊密な連絡等が必要である。動きの鈍い弁護士を動かす必要がある。弁護士会事務局の皆さんとの連携も不可欠である。森さんは、いつも、その行動の中心におられた。

可視化本部は、今年4月から、可視化・弁護人立会本部に名称を変更する予定である。捜査段階における次の大きな課題が、取調べへの弁護人の立会いを確立させることだからである。立会いをめぐっては、2018年の近弁連人権擁護大会でシンポジウムを開催し、宣言を採択している。森さんが中心メンバーの1人であり、森さんなくしては宣言にまで至らなかった。

その森さんが、副会長になられる。弁護人立会い実現に向けたスタートの年に最適任である。頑張ってください。

森さん、柔軟さと行動力を発揮してください

橋口 玲 (49期)

森さんは、言わずと知れた刑事弁護委員会の委員長からの転身です。刑事弁護における弁護士会での活動の中心の一人であります。可視化実現本部は、立ち会いに向けて、改組を致しましたが、可視化をチェックするには、時間とコストが必要です。取り調べ記録の謄写DVDが高額であることが全国的に問題となり始める前から、実は、可視化実現本部を動かし、検察庁職員OBの仕事に対し、正当な入札等をしたというではありませんか。結果、業者は変わらずとも、自省や工夫もあったのでしょうか。なんと謄写費用は、10分の1近くになったというではありませんか。この話の肝は、柔軟なアプローチで、私選弁護人費用だけでなく、法テラス費用節減にもなり、全会員が享受できる利益です。その柔軟さで、会務に活躍ください。

親ベンからの応援だ!!②

濱川 登 (39期)

森君副会長当選おめでとう。

森君は、当事務所（F & J 法律事務所）の初代イソ弁です。

事務所に来た当初は、「声と態度のでかいやつ」だと思っていましたが、一緒に仕事をしていく中で、意外と繊細で真面目かつ情熱的なやつだと分かってきました。

今も、声は大きく、態度もでかいと思いますが、これもすべて情熱の現れだと理解しています。

会務は激務だと思いますが、この情熱をもって乗り切ってください。

応援しています!!

同期の目玉、法友の目玉 →副会長の目玉

林 裕之 (53期)

副会長ご就任、誠におめでとうございます。私は、森先生とは、同期、大阪修習1班という関係です。もう20年になりますか。修習の時からリーダーシップがあって頼りになる人で、同期の中でもお勧めの目玉商品でした。法友の中での活躍は皆さんもご存じのとおりで、どこに出しても恥ずかしくない目玉商品です。その目玉が大阪弁護士会の副会長になります。必ずやってくれます、あっと驚く大きなことを。そして大阪弁護士会の目玉となることでしょう。期待に応えるよう頑張ってください。私も陰ながら応援しています。もし気を抜いてなにもできなかつたら、1年間ホソメの刑です。

更なる飛躍を!!

播磨 政明 (29期)

森さんは、荒鹿哲一幹事長の下、私が筆頭副

幹事長を務めていた平成12年(2000年)10月に登録、当時の昂総合法律事務所に入所され、法友倶楽部に入会されました。この年は、4月に52期、10月に53期と、それまでの倍の修習終了者が出て、就職の困難が予想されたいわゆる2000年問題があり、弁護士人口増が一挙に始まった年でした。また、53期から司法修習期間が1年6か月に短縮され、色々な意味で司法の変革の荒波にさらされた期でした。法友倶楽部としては、創立70周年に当たり、この記念すべき年に入会された森さんは、「神戸のぼんぼん」から転向して司法試験のぬかるみにはまり込んだとのことで、受験中のお父様の死や阪神大震災の直撃等乗り越え、初志を貫徹してようやく弁護士にたどり着いたとのことでした。経歴上は、苦労人そのものでしたが、そんな雰囲気は全くなく、明るく、元気で、くりくりした目の可愛い好青年で、入会当初から人を引きつける魅力、指導力を持っていました。登録から丁度3年で、計画的に独立され、刑事弁護委員会等刑事系の委員会活動を続けられ、登録10年目には刑事弁護人として誇りを感じ、技を極めることを目標とされるまでになっておられました。この間の森さんの活躍は広く会内に周知されておられるところです。法友倶楽部では、仕切り屋の本領を発揮して平成13年から秋季総会でのオークションを取り仕切り、法友倶楽部の会計に多大な貢献をされてきました。

その森さんが今般、事務所経営に加えて多忙な委員会活動の中、委員会活動で培った知見を大阪弁護士会の会務において活かしたいと決意され、副会長に立候補して当選されたことは誠に喜ばしい限りです。森さんは、その知識、行動力、指導力で、きっと素晴らしい成果を挙げてくださいと期待しています。

法友倶楽部創立70周年に入会され、90周年に副会長として活躍してくれる森さん、入会当時の法友倶楽部執行部の一員として、こんなうれしいことはありません。

この1年間、刑事分野のみならず、大阪弁護士会の会務全般についても幅広く研鑽を積ま

れ、更なる飛躍をされることを願っております。

森先生おめでとうございます!!

一津屋香織 (62期)

森先生、副会長就任されたことを心よりお祝い申し上げます。私と森先生は、先生が甲南大学法科大学院の講師をされていた頃より接点があり、弁護士11年目に突入する今でも、時折お食事を一緒にさせていただき、ついでに私の無駄話に付き合っていていただいています。このように長年にわたって交流させていただく中で、森先生の多彩な活動ぶりや眼球の大きさは本当に超人的だと感じるのですが、先生はいつも大変なそぶりも見せず、寛容でどーんと構えながら、お得意のトークでみんなの視線も笑いもかっさらっていくのです。森先生ほど人間的な魅力に溢れる方はそういません。そんな森先生がまさか副会長にまで！先生を誰も放ってはおかないのだと先生の偉大さを改めて実感しました。どこまでも羽ばたいていく先生に祝福とエールを捧げます!!

森先生！ちゃんと寝てください！

深田 愛子 (59期)

森先生とは、平成30年度法友倶楽部副幹事長を共に務めさせていただき、常幹会議、幹事会、季節毎に行われる会派行事と多くの時間を共に過ごしました。皆さんご存知の森先生のスーパーマンのようなご活躍ぶりに「何か一つくらい弱点や欠点があるに違いない……」と秘かに探っていたのですが、ご性格は穏やかでジェントルマンだし、ご家族も大切にしておられるし、下っ端がやるような仕事も「僕がやるわ」と爽やかに引き受けてくださるし、結局最後まで見つかりませんでした。

あるとき先生が、「僕はあんまり寝なくても

大丈夫やねん」と爽やかに仰いました。そして副会長になられることが決まってから「僕は通常業務も普通にしたいねん」とこれまた爽やかにキリリと仰いました。

……。今でさえあまり寝ておられないのに、副会長になられたら更に睡眠時間を削るおつもりなのではないでしょうか。心配です。森先生！ご自身の健康も大事です。ちゃんと寝てくださいね！

森先生 存分に力を発揮してください！

福原 哲晃 (29期)

森先生、いよいよ出陣ですね。

刑事弁護一筋で、裁判員裁判制度の立ち上げや、取り調べの可視化の問題にも刑事弁護委員会の中核として取り組み、切り拓いて来られました。副会長として、人質司法の打破、証拠の全面開示、再審法の確立、そして、「ゴンさん」事件で俄かに「国際化」した「取調べへの弁護人立会い権」の実現を最重要課題として掲げておられます。硬派のような風貌ですが、某TV番組でも長年活躍し、硬軟織り交ぜた「ナイスガイ」です。課題を実現するための勘所もよく承知しておられますので、川下執行部にとって頼りがいのある存在になると確信しています。存分に頑張ってください。

弁護士が「誇りある職業」であり続ける道を拓いてください!!

藤田さえ子 (春秋会・53期)

森さんとは、彼の長めの受験生時代のしめくりの「口述ゼミ」からの付き合いで、口述試験にも、某予備校の押さえたホテルから一緒に出陣しました。そして、弁護士になって、ともに可視化教に入信して、もうすぐ20年になります。

森さんのイメージは「アロハシャツで、大声

で、おもしろいことを言ってる豪快なおっちゃん」ですが、私は、だからこそ、その森さんが、受験時代に小さな（神経質そうな）字でいろんな書き込みをしていたノートなどにびっくりしたことを覚えています。イメージに反して彼は「勉強熱心」だし、何よりも彼は「法律家」であることを誇りとして、「法律家」であり続ける努力を惜しまない人だと思います。

森さん、弁護士という仕事が「誇りある職業」であり続けるように、弁護士会でも頑張ってください！

先生、出番です

本元 宏和 (54期)

森先生とのエピソードについては色々ありますが、比較的最近のことでは、大阪弁護士会館のエレベーターで一緒した際、「生放送で発言するのは怖くないですか？ 私にはそのような勇気がないのですが」と、質問したことを思い出しました。

そうしたところ、「(他にも数人の同乗者がいる)この状況でそんなことを聞いてくるお前の方が、よっぽど勇気があるわ(笑)」と回答され、おっしゃるとおりだと得心しました。

こうしたエピソードを披露するまでもなく率直で頼りがいのある森先生ですが、4月以降は、毎日のように「先生、出番です」と言われると思います。

そのため、私も心の中で「先生、出番です」と念仏のようにつぶやきながら、先生のご活躍を応援させていただきます。

森先生、期待しています！

増田 力 (63期)

森先生、令和2年度大阪弁護士会副会長、おめでとうございます。

森先生と言えば刑事弁護、というイメージで

すが、委員長としての経験から、担当副会長が委員会活動に与える影響の大きさも理解しておられ、今後、刑事弁護委員会のみならず、多くの委員会において森先生がご活躍されるものと信じています。

また、若手に優しい一方、TVでも物怖じすることなく誰に対してもはっきりと自分の意見を言える森先生であれば、副会長として若手の意見を多くの人に伝えてくれると信じています。

転んでも立ち上がって最後まで走り切る森先生、あの日のように最後まで走り切ってください！

森先生、応援しています！

町野 達也 (68期)

森先生のお話は、弁護士として、刑事弁護人として芯のあるもので、人を惹きつける魅力があると感じます。そんな森先生の発信力で、弁護士会内部、外部を巻き込み、よりよい大阪弁護士会を作っていただきたいと思います。

微力ながら応援しています！

我らの森副会長！

松木 俊明 (64期)

森先生、2020年度副会長ご当選おめでとうございます。みなさまもご存知の通り、森先生といえば、会務だけではなく、テレビ等でもご活躍されています。そのため、直接お話したことがなかったときは、自分とは遠い存在に思い、話しづらいのかなあ等と勝手に思っていました。もしかすると法友倶楽部以外の先生方もそのような思われている方もいるかもしれません。

しかし、法友倶楽部では、私たち若手に対しても本当に気さくに接してくださいます。実のところ、私は森先生とは、事件でも委員会活動でも一緒したことはありません。それでも、会うたびにあの大きな瞳でまっすぐに顔を見つめながら、「元気にしてるか！」と、笑顔で声

をかけてくださいます。この笑顔でいつも元気をくださっていました。大阪弁護士会の副会長職につかれても、その大きな瞳で会員一人一人の顔を見ながらご活躍いただき、会員に元気をくださることと信じています。一年間、御身体を大切にしながら走りぬいてください！

バランス感覚と目配り

水谷 恭史 (61期)

刑事弁護委員会委員長から副会長へのスライド就任、会務の“鬼”のようなお仕事ぶりに心から敬意を表します。ケイベン族の私どもは、森さんのご活躍によって刑事弁護分野の会務がさらに進展することを願い、応援する所存です。のみならず、森さんの優れたバランス感覚——原理原則にこだわり妥協を嫌う信念と、対立する意見にも真摯に耳を傾けて解決を探る柔軟さを併せ持ち、あの大きな目が象徴する広い視野と細やかな目配りにも期待しています。弁護士や弁護士会に厳しい目が注がれる今こそ、森さんの突破力と調整力が必要不可欠です。任期後に再び刑事弁護委員会で活躍されることを祈念し、期待して送り出します。

森さん、頑張って

満村 和宏 (41期)

法友倶楽部の推薦を受けて、森さんが副会長に就任されます。会務で一緒になったことはありませんが、刑事弁護委員会の委員長を務めておられるので、会務についての一応の認識はあると思います。しかし、実際に副会長の仕事をすると、様々な問題に直面し、時として経験したこともない困難な問題の対応に迫られることも少なくないと思います。

この点、森さんは、長年テレビのコメンテーターとして活躍されていて、世間の風潮に流されることなく、適切な発言をされていたので、

他の副会長と協力して、難問を解きほぐしてくれるものと期待しています。

法友倶楽部では、ムードメーカーであり、若手の信望も厚い森さんには、会務を通じて弁護士会を明るくしていただければと思います。

1年間、会員のためにも、森さんご自身の為にも、楽しみながら、健康に留意して頑張ってください。

ありのまま

宮崎 誠司 (47期)

平成30年度の会派運営において、私は幹事長を務めさせていただいた。筆頭副幹事長が森さんだった。森さんが後ろにいてくれると、あまりお叱りを受けないで済むのではないかと妙な安心感があった。私には身に付きようがない雰囲気・存在感があった。と言っても、近寄りがたいというのではなく、私と同じくらい下の若手からいじられる人だった。

ところで、刑事事件は常に巨大な取組み課題が控えている。これまでの実績でもって少しずつ、かつ大きく動かして行って欲しい。綱紀懲戒も担当されるという。弁護士自治って何？ 弁護士自治の一側面を肌感覚で掴んでいただけないかと思う。おわりに、30年常幹は一致団結して支援する。

森先生、頑張ってください！

宮部 千晶 (61期)

この度は大阪弁護士会副会長にご就任おめでとうございます。そして、1年間よろしく願います。

森先生は、私が法友倶楽部に入会したばかりのころにジュニア部の代表をされていました。皆の前で堂々とお話しされる姿を見て、信頼できる弁護士とは先生のような方のことだろうと考えていたことを思い出します。ジュニア部を

卒業されてからも、気さくに声をかけていただきました。先生を一方的に慕っている後輩弁護士は少なくありません。

森先生といえば、刑事弁護というイメージがありますが、会務でも先生のリーダーシップ、バイタリティーを発揮され、ご活躍されることと思います。激務といわれる副会長職ですが、どうぞお身体にお気をつけて、頑張ってください！

修習時代から(副)会長といえば……

森本志磨子 (53期)

森さんは、同じ53期の大阪修習の間では、少し年上であり、面倒見がよいことから、「(森の)おとうちゃん」と呼ばれていました。修習時代のときから、自然と森さんの周りには人が集まり、同期のまとめ役となっていました。私を含め、将来、同期で(副)会長といえば、森さん、と考える同期は少なくなかったと思います。

一度、森さんと一緒に刑事事件の弁護団をさせていただいたことがあります。グレーな話もチラホラある刑事弁護ですが、森さんは、弁護団長として、しっかりと法的限界を踏まえ、メンバーの意見を聞きながら、テキパキと判断して対処していました。

ときおり相談するときの森さんは、手厳しいこともズバツと言ひ、グサリと刺さる鋭さがありますが、そこには弁護士業務に対する真摯さと、私たちへの愛情、やさしさ、そして心遣いを感じます。そのため、ありがたい意見、忠告だと素直に受け入れられる説得力がありました。

森さん、どうか体を大切にしながら、森さんの明るさ、真摯さ、そしてきめ細かな気配りで、依頼者だけでなく弱い立場にある若手や法テラスばかりの弁護士などにも目を向けていただき、いろんなタイプの弁護士がさまざまな依頼者のニーズに応えられるような温かい弁護士会にしてくださいたらうれしいです。心から応援しています。

あの日々を忘れません

籾根 壮一 (64期)

森先生、副会長へのご当選おめでとうございます。私は、5年ほど前に、ある裁判員裁判対象事件について、被告人の特異なキャラクター故に対応が困難になっていたところを、森先生に3人目の国選弁護人として助けて頂きました。

森先生に参加して頂くまでは、方針も定まらず、公判前整理手続期日のたびに漂流していましたが、森先生の熱血指導の下、弁護側の方針を立て直すことができました。

公判の際にも、森先生の毅然とした反対尋問と検察官との白熱した異議のやり取りをすぐ隣で拝見することができました。

事件自体は不合理弁解でどうしようもなく終わりましたが、森先生には弁護人としてなすべきことを一つもゆるがせにしない姿勢を示して頂きました。

私は、弁護士として、森先生が示して下さった姿勢を決して忘れません。

そういえば、当時、森先生が「この事件が終わったら打ち上げに行くぞ」とおっしゃっておられました。未だに実現していません。森先生におかれましては、副会長の激務でさらにお忙しくなると思いますが、どうか体調を崩されることなくご活躍下さい。また、お時間に余裕ができましたら、例の事件の打ち上げの方もよろしく願いいたします。

森先生、応援しています!!

山田 敬子 (56期)

森先生、副会長ご当選おめでとうございます。

これまでテレビ出演などで培われた発信力を存分に発揮され、大阪弁護士会の広報隊長として活躍されることと期待しています。

また、先日は、副会長としての業務と本業をしっかりと両立する、という力強いお言葉をお

聞きました。持ち前のパワーで必ずや実現されると信じておりますが、副会長職はいかんせん、激務です。くれぐれもお体にはお気をつけてくださいませ。

1年後、お疲れ様の乾杯ができるのを楽しみにしております。

お父ちゃん、体に気をつけて 1年間頑張ってください！

山本 和人 (法曹同志会・53期)

修習同期の森さんは、大阪修習の仲間内では「お父ちゃん」と呼ばれていました。修習の時点で既に親父の風格を醸し出していたという外見的なこともあります。何より当時から親分肌で面倒見が良く、仲間の良き相談相手となり、抜群のリーダーシップを発揮していたことから、愛を込めて「お父ちゃん」と呼ばれていたのだと思います。弁護士になってからは、平日は終電がなくなってから誘い合わせてタクシーで帰宅したり、週末には私が車で森さんを拾って、途中で寄り道してランチを食べてから、それぞれの事務所に向かったりしていました。ランチでしゃべりすぎて仕事を始める時間が遅くなることも度々でしたが、おかげで週末の仕事もいつも楽しいイベントでしたし、刑事弁護の相談をしたり、悩みを聞いてもらったり、本当に父親のように頼りにしていました。誰からも愛され、頼りにされる森さんは、副会長にまさに適任です。会員全ての「お父ちゃん」として、一人一人に心を配り、指導力を発揮してくれることを確信しています。頑張ってください！

ウチの女房も応援しています

若林 正伸 (22期)

森さん、副会長当選おめでとうございますとともにご苦労様です。

私は森さんとは個人的接点が全くなく、生の

人間として交流はないのですが、会館のエレベーターでなど偶にばったり会ったりすると、親しみを感じて女房がファンだよと声を掛けたりします。皆さんもご存知と思いますが森さんはテレビの情報・報道番組のコメンテーターを務めていて、夕食時女房とテレビを見ているとアップで映った顔が出てきて名解説をする訳です。そんなことから精神的には一方的に親しみを持っていて、女房もファンになっていましたので、上記のような声掛けをした次第です。

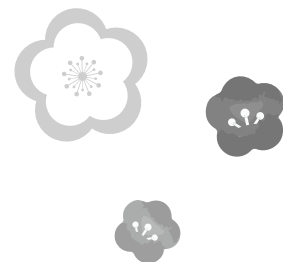
森さんについては、会派での立候補演説を聴いたり、選挙公報の所信を読んだりして、立派に副会長職をやり遂げるものと確信しております。女房と二人で応援していますから大いに頑張ってください。

森先生 応援しています

脇田 俊宏 (64期)

森先生とは、ある裁判員事件でご一緒したことで知り合いました。林ボスに木が一本増えた森ボスは、輪をかけてエネルギーでした。私が夜中2時に弁論を書き上げて力尽きた後、森先生に加筆修正をしていただき、朝、無事に弁論できたことは忘れられません。

副会長になっても、その無限のエネルギーで、弁護士会を前へ前へと進めていただけるものと思っています。応援しています。



われわれが当面する重要課題

— 将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと —

はじめに

2020（令和2）年度の法友倶楽部の「政策」を、本号（『法友』第145号）の一部としてお送りいたします。

法友倶楽部では、従前より「政策」を掲げ、弁護士、弁護士会が当面する課題に対して、何を行うべきか、自分たちなりの指針や考え方を示してきました。

今年度も、「弁護士自治」を冒頭に掲げ、以下「人権擁護」「男女共同参画の推進」「業務支援・拡大」「憲法改正手続法問題」に焦点を当てて、なるべく具体的に、実現可能な施策を提言することに努めました。

皆さままでお読みいただき、議論のきっかけにいただければ幸いです。

政策部会 部会長 大 橋 さゆり

政策部会 桂 充 弘 満 村 和 宏 小 池 康 弘

近 藤 行 弘 魚 住 泰 宏 宮 崎 誠 司

橋 口 玲 太 田 健 義 林 裕 之

森 直 也 中 野 希 美 土 橋 央 征

梁 沙 織 松 田 さとみ 門 林 俊 夫



目次

第1 弁護士自治	37	第4 業務支援・拡大	45
1 弁護士自治と強制加入制度の意義		1 健全な弁護士業務の維持には経済的基盤が不可欠	
2 不祥事対策の要—「会員間の顔の見える関係作り」への取り組み		2 増加する企業内弁護士に対する弁護士会の支援	
3 弁護士情報の市民への開示—分野別登録弁護士制度		3 ビジネスに人権の視点を	
4 弁護士の活動理念・独自性を打ち出す		4 外国人に関する法的サービスの提供	
第2 人権擁護	40	5 アウトリーチ事業で司法ソーシャルワークを広げる	
1 取調べへの弁護人立会い実現へ向けた制度構築		第5 憲法改正—見過ごせない憲法改正手続法問題	48
2 少年法適用年齢引下げ—広く反対運動を進めるために		1 改憲の現実化に向かう情勢と日本国憲法の改正手続に関する法律の改正	
3 法テラス援助を利用しやすいものに(準生 活保護世帯への償還猶予・免除の活用)		2 大阪弁護士会のこれまでの取り組み	
第3 男女共同参画の推進	44	3 憲法改正手続法の問題点(有料広告放送について)	
1 業務・会務とワーク・ライフ・バランス推進		4 日本民間放送連盟(民放連)のスタンス	
2 女性役員3割への障害をなくすために		5 日弁連のスタンス	
3 男女共同参画の理念を広める企画を		6 さらなる問題点	
		7 大阪弁護士会としての取り組み	

第1 弁護士自治

1 弁護士自治と強制加入制度の意義

(1) 弁護士の使命を全うするための核心的・根幹的の制度

弁護士自治制度は、弁護士がいかなる権力からも干渉されることなく自由かつ独立して職務を行う制度である。弁護士法は、日弁連・弁護士会への加入を弁護士資格の要件とし(8条)、弁護士会にのみ懲戒権を付与するなどして(56条)、同制度を保障しているうえ、弁護士・弁護士法人の法律事務の独占も認めた(72条)。

それは、時として権力側と対峙しながらも弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義を実現する使命を全うするためであって(同1条)、弁護士の公共的使命に由来する核心的で根幹的な制度というべきである。

しかしながら、それは決して所与の制度ではなく、市民社会からの堅固な信頼に裏付けられたものである。それゆえ、弁護士・弁護士会は、その維持充実のため不断の努力と研鑽を重ねることが求められている。

(2) 会員不祥事案に対する弁護士会としての支援

近年、弁護士登録数の増加に伴い、懲戒事案(懲戒請求件数・懲戒処分件数)が増加している。

依頼者とのコミュニケーションの問題、不適切弁護活動が増えているのみならず、預り金の横領や、詐欺事案、それに事件放置事案等々、放置すれば弁護士に対する市民社会からの信頼がゆらぎかねない懸念が生じている。

不祥事案を要因毎に大まかに分類するとすれば、①弁護士の大量増員や経済社会的環境



の変化による弁護士の業務の減少等の経済的要因、②弁護士の心身の健康問題、③弁護士の資質又は執務体制の脆弱性等に分類できると考えられる。

これらの要因に対する対策を講じることが弁護士自治の重要課題である。

- ① 経済的要因への対策 弁護士会による対策として、弁護士費用保険の開発・拡充や利用促進に向けた取組み（LAC）など業務改革の取組みは益々重要となる。
- ② 心身、特にメンタルダウンへの対策 不祥事案の中には弁護士のメンタルダウンに起因すると思われるものも少なくない。弁護士会による会員サポート制度、会員職務適正化支援特別嘱託制度、執行部による指導助言といった仕組みがあり、これらを通じた適切な対応が求められる。
- ③ 弁護士資質等の脆弱性への対策 高度の倫理観の醸成や研修内容及び方法の充実により、弁護士の執務体制を強化することが必要となる。既に導入されているeラーニング制度の充実等が期待される。

2 不祥事対策の要―「会員間の顔の見える関係作り」への取組み

(1) 不祥事問題の態様と未然防止・拡大回避策

不祥事の問題は、コミュニケーションの問題、不適切弁護活動の他は、事件処理遅滞・放置と預り金着服（未返還）にはほぼ尽きると言える。上記不祥事の当事者たる対象会員は、幅広い世代にわたる。経済的窮乏と心身の疲弊・不調が主な要因であろう。個人で事務所運営している場合も多い。そのような会員は会員が集う場所から距離を置く傾向があると言えよう。

上記不祥事の未然防止・拡大回避を大局的

な視点から考えるときには、以下の両面から方策を検討することが必要である。

- ① 会員間の顔の見える関係の中で緩やかな紐帯を構築するよう支援する
- ② 会員外の多様な関係の中で業務を確立することを支援する

後者については後述の「第4 業務支援・拡大」において触れる。

前者については、受験期の仲間、先輩、司法修習における指導担当弁護士、修習同期、勤務先事務所での先輩・同輩、委員会活動、会派活動などが挙げられる。基本的には会員自らが会員間の関係を築いていくものではあるが、弁護士会として支援できる方策も可能な限り追求すべきであろう。例えば大阪弁護士会では新入会員に対する研修で、費用を会費から負担して懇親会を設け、同期の顔の見える関係作りの支援をしている。

また、大阪弁護士会における会派の存在は、会長・副会長・常議員・一部委員会委員等の選出母体として重要な意義を持ち、弁護士会の政策の浸透にも、政策に対する意見の集約にも活用しうる。

とすれば、各会派において会員との接触を密にする工夫を行うのに対し、その工夫を共有する仕組みを弁護士会として支援することも必要である。例えば、予算を伴わない形で「新入会員ガイダンスの後の時間での各会派の勧誘宣伝の場を認めること」を昨年度に実現したが、これを継続することなどである。

(2) 迫られる「働き方改革」、ワーク・ライフ・バランス

働き方改革関連法が2019（平成31）年4月に一部施行され、長時間労働の是正や多様な働き方の実現が社会全体に求められている。

その中であって、弁護士業界においては、インハウスや任期付き公務員等として就労す



る場合を除き、弁護士は一人ひとりが個人事業主として、どの程度働くかは基本的には自由で個々人の裁量に任されている。そのため、現に、長時間労働が常態化している事務所や硬直的な働き方を強いている事務所も少なからず存在する。

この点、ワーク・ライフ・バランスの問題は個人の価値観にも関わる問題であるため、弁護士会として立ち入ることは憚られるといった考えもある。しかしながら、法曹を志願する者が年々減少している現状に鑑みると、弁護士が魅力的な職業、選ばれる職業であり続けるためには、ワーク・ライフ・バランス推進を促す社会の流れを無視することはできず、長時間労働を是正する意識を高め、柔軟な働き方が認められるような環境整備を促していくことが肝要である。

ワーク・ライフ・バランスの問題は、これまで出産育児によって執務時間の制約を受ける女性会員に限られた問題であると考えられてきた傾向にあるが、こういった考えこそ女性は家庭を守るべきといった旧来の男女の性差に基づく役割分担意識や固定観念に縛られたものである。少子・超高齢社会の現在においては、例えば介護の問題は親のいるどの会員にも迫ってくる問題であり、ワーク・ライフ・バランスが崩れた場合には心身の健康を害することにもつながりかねない。

したがって、ワーク・ライフ・バランスの問題が、男女・年齢を問わず、全会員に課せられた問題であることを啓発していくことも必要である。例えば、厚生・会員サポート委員会から、介護責任を負う会員のための情報交換メーリングリストの創設や、介護の辛さを共有するミーティング企画などを提案していくことが考えられる。

3 弁護士情報の市民への開示—分野別登録弁護士制度

大阪弁護士会は、2019（平成31）年3月12日開催の臨時総会において、分野別登録弁護士制度の創設を決議し、同年4月1日から施行した。同年5月28日から登録申請の受付を開始し、同年7月25日から一般公開をしている。一般公開以降、新聞やネットニュース、ラジオでも取り上げられ、一定のアクセスがされている。2020（令和2）年3月1日現在、登録会員数は、交通事故分野63名、労働分野28名、離婚分野64名、遺言・相続分野86名、延べ241名（全体で146名）となっている。

分野別登録弁護士制度は、弁護士会が主体となり、専門性に関する業務情報を含む弁護士情報を市民社会に提供するものであり、前述した弁護士自治制度など弁護士の使命を全うするための核心的・根幹的制度の裏付けとなっている市民社会からの信頼に応えるもの、という側面がある。したがって、弁護士会は、分野別登録弁護士制度の信頼を維持するため、適正かつ迅速な審査を不断に行う必要がある。

現在、民間の弁護士情報提供サイトが複数存在しており、これらのサイトに登録する会員も少なからず存在するところ、これらのサイトに掲載される業務情報には客観性が欠けるのに対して、分野別登録弁護士制度は、弁護士会の関与のもと、個々の弁護士の専門性に関する業務情報を適正かつ正確に提供している点において優位性がある。

しかし、前述の登録会員数はこれらの民間サイトに登録する会員数を大きく下回っており、まずは登録会員数を増加する方策の検討が急務である。そして、一定のアクセスはあるものの、対外的な広報活動を積極的に行うなどして、更にアクセス数を増加させること



も急務である。

また、現在の分野別登録弁護士制度は、パイロット分野として4分野に限定して開始しているが、今後の運用状況や市民や中小企業など利用者のニーズを踏まえて、総合法律相談センターの専門分野法律相談や弁護士紹介との関係に留意しつつ、登録分野の拡充を検討する必要がある。

具体的には、医療分野、建築分野、知的財産分野、渉外（国際法務）分野、事業承継分野、刑事弁護分野、犯罪被害者支援分野などが考えられる。

さらに、大阪弁護士会主催の「ディアモール無料法律相談会」は相談者が多い企画であるが、分野別登録弁護士により法律相談を担当するキャンペーン企画を年間2回程度催す、といったことも検討に値する。

4 弁護士の活動理念・独自性を打ち出す

弁護士会による、弁護士活動の広報は、「市民の役に立つ弁護士」といった市民への有用性のアピールが重視されがちである。

無論、それも大事な広報であろう。しかしながら、真に会として広報すべきなのは、個々の弁護士や弁護士会が、時には権力と対峙しながら、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するためにどのような活動をしているかという、弁護士の職責そのものである。

目先の利益に惑わされず、弁護士の社会的地位を高めるための真の意味での広報を行うことが、結局は他士業との差別化を図り、弁護士への評価も高めることになるのではないか。

例えば、大阪弁護士会において人権課題に取り組む諸委員会、対策本部、プロジェクトチーム等の活動の一つの場に取りまとめ、市民に広く知らせていく取組みとして、2018（平

成30）年度、1月19日に初めて「人権×まつり（仮）」という企画を行った。

2年目となる2019（令和元）年度にも、2月22日に名称を「おおさか人権フェスタ」として開催する準備を行った（新型コロナウイルス対応で中止）。

弁護士会が取り組む人権活動について、市民から見てわかりやすく課題ごとに整理して示すということは、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士・弁護士会の存在意義を広く明らかにするものであり、大きな意義を有する。会員から見てもわかりやすいものとなるであろう。

これからも外から見てわかりやすい活動の紹介を継続し、その活動を理解し支援する市民との結びつきを強めていくことが必要である。

第2 人権擁護

1 取調べへの弁護人立会い実現へ向けた制度構築

(1) 取調べの可視化から取調べへの弁護人立会いへ

2019（令和元）年6月1日、刑事訴訟法改正により新設された法301条の2がいよいよ施行された。これにより、長く懸案とされてきた被疑者取調べ全過程の録音・録画を義務付ける取調べ可視化の法制化が実現した。その範囲は検察官独自捜査事件及び裁判員裁判対象事件に限定されてはいるが、それらについて捜査機関に対し可視化が義務づけられた意義は大きい。今後、可視化の範囲拡大に向けて、さらに取り組んでいくべきである。

そして次なる課題は、被疑者取調べへの弁護人立会いの実現である。

弁護人の立会権は、憲法31条、34条、37条



3項、さらには38条（黙秘権保障）の諸規定からも裏付けられる。また、世界的に見て、取調べに弁護人が立ち会うことはもはや常識といえるほどであり、日本のように弁護人の立会いなく長期間・長時間の取調べが続けられる刑事手続のあり方は、被疑者の防御権保障の国際的水準からも明らかに立ち遅れている。このことは、近時のカルロス・ゴーン氏の逮捕・勾留及び弁護人立会いのない取調べでも明らかとなった。

(2) 取調べへの立会い実現に向けての課題

2020（令和2）年度には、大阪弁護士会取調べの可視化大阪本部が、取調べへの弁護人立会いを目的に加え、新たに「取調べの可視化・弁護人立会い大阪本部（仮称）」に改称し、取調べへの弁護人立会いを見据えた活動を行うこととなった。

今後立会権実現に対する捜査機関の抵抗に対し、個々の弁護実践を支援していく観点から、ここでは以下の二点の問題を指摘しておきたい。

まず一点目は、国選から私選への切替要件の緩和である。現状、「国費による弁護に関する規則」では、一旦国選弁護人となった後、私選弁護に切り替える場合、委員会の許可を受ければ私選受任は可能だが、国選弁護人による私選懲滯を防ぐ趣旨から、その場合の報酬は「無償又は国選弁護報酬に準ずる額」に限定されている（同規則第24条3号）。しかしながら、これでは被告人が勾留から解放された後、私選弁護として立会いを実践して行くことについて、経済的困難が伴う。そこで、今後刑事弁護委員会による許可を前提として私選懲滯を防ぎながら、報酬規定は撤廃も見据えた検討をすべきと考える。

さらに、弁護人立会い実践についてのインセンティブを弁護士会から拠出する方策を探

ることも検討されるべきである。

現状において現実的に実現可能な取調べへの立会いは、在宅任意捜査段階におけるそれであることが想定される。しかしながら、在宅事件に対応する国選制度は存しない。弁護士報酬が支払えない被疑者のために、弁護士報酬を何らかの形で弁護士会が支払う制度が必要である。これまで費用に関してのみ支払われてきた刑事弁護基金の弁護士報酬への利用も検討されるべきであろう。また、法律援助事業により支払うことも検討対象となり得る。この点、弁護士会が自主事業として行う法律援助事業は、人権擁護活動に寄与する事業として発展・拡充してきたのであり、その意味からも立会いを行う弁護人への報酬に援助事業が対応することは理に適っている（この場合、大阪弁護士会が全国に先駆けて独自の法律援助事業として立ち上げた「在宅高齢者・障害者刑事被疑者弁護援助事業」が参考となる）。また、そこから法テラスへの委託事業へと繋げていかなければならない。

2 少年法適用年齢引下げ一広く反対運動を進めるために

(1) 少年法適用年齢引下げの動きと弁護士会の対応

民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、少年法適用年齢も現行の20歳から18歳に引き下げられようとしている。法制審議会においては、2017（平成29）年3月以降、少年法適用年齢を引き下げるか、引き下げたとして適用外となる18歳を超える者に何らかの代替措置を講じるのかが審議されている。

ただし、少年法が少年の発達に資することや少年の更生に有益であることについては、法制審においても一致した見解であり、あく



まで民法との整合性という点が問題となっている。

これに対しては、全く異なる法律である少年法と民法を整合させる必要性はなく、今般の少年法改正の動きはなんら合理性がない。検討される代替措置についても、少年法の機能を一部減少させた制度でしかない。敢えて少年法を改正する積極的な必要性はどこにも見られないのである。

現在、全ての弁護士会は一致してこれに反対を表明し、刑事法学者、医師、元家裁調査官、元少年院長などの各種団体も反対の意見表明をしているところである。

(2) 弁護士会は正確な情報を発信すべきである

少年法適用年齢引下げを世論は支持しているといわれている。しかし、少年事件が急減しているにもかかわらず、世論調査では少年事件が増加しているとされるなど、少年事件には誤解が多い。

これは少年法が非公開主義をとっており、その実情が知られていないことも原因として指摘できる。特に、少年事件で、被虐待経験がある者が非行に走ることもしばしばあることや、少年審判での手厚く且つ厳しい処遇、その結果として少年が更生し社会の一員となっていくことについて、社会に余り知られていないところである。

少年法実務を取り扱う我々は、少年法の実情を正確に社会に発信し、少年法適用年齢引下げの動きに対応すべきである。

(3) 活動方針

弁護士会は、これまで蓄積してきた少年事件に関する知見、具体的な事例の紹介、少年法が果たしている役割を社会に発信すべきである。

弁護士会では、従来から、シンポジウムな

どを弁護士会等で行い、これらの情報発信に努めてきた。これも一つの方法であるが、これだけではなく、新たな媒体の使用にも取り組むべきである。

例えば、WEB媒体を利用した発信、特に動画を用いた発信を既に行っているところであるが（YouTube「Osaka Bar Association【大阪弁護士会】少年法適用年齢引下げに反対します！」等）、解りやすく伝える努力をさらに行うべきである。

またこの際、弁護士会だけの孤立した意見ではないことを明らかにするべく、少年法適用年齢引下げに反対する諸団体との協働を意識的に行うべきである。

3 法テラス援助を利用しやすいものに（準生活保護世帯への償還猶予・免除の活用）

(1) 法テラスの設立趣旨と代理援助（償還制）

法テラス（日本司法支援センター）は、司法改革審議会の意見書を受けて制定された総合法律支援法に基づき2006（平成18）年4月10日に設立された。基幹業務の一つである民事法律扶助業務は、財団法人法律扶助協会の事業を引き継いだものであるが、その事業規模は、発足前の法律相談援助が年間10万件強であったところ、2018（平成30）年度では31万件と約3倍となっている。代理援助では、6万件弱であったところ、2018（平成30）年度で11万6000件弱と約2倍である。

法テラスは、事後救済型社会への変化に対応して、誰にでも「法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指して設立された。上記の実績は、一応は設立の趣旨を反映しているとも見られる。

ところで、法テラスの行う代理援助は、法



律問題を抱える市民に対し、弁護士などの法律専門家の着手金や報酬金等の費用を「立て替えて援助する」というスキーム（償還制）である。資力基準は、大阪などの大都市においては、例えば二人世帯で月額27万6100円であり、賃料・住宅ローン負担があれば6万8000円まで加算する等、所得水準としては相当広い範囲の市民が利用できる制度になっている。その上で、利用者は、毎月一定額（原則1万円、最低5000円）、立替金の償還をしている。

これに対して、生活保護受給者は、当初は償還猶予とし、事件終結時に償還免除とする扱いをしている。これは、制度的に、生活保護費から借入金の返還が認められないからであるが、実質的には、保護費から償還するとなると、そもそも最低限度の生活を維持することが出来なくなるという実質的理由が存在する。

(2) 準生活保護世帯への償還猶予・免除制度

ところで、生活保護受給者以外に、実質的に収入が同程度か或いはそれより低い世帯（いわゆる準生活保護世帯）についても、償還猶予・免除制度が存在する。これらの利用者については、資力基準に加えて、資力回復困難要件を充たすことによって、償還猶予・免除の決定をするという扱いがなされている。

しかし、この制度自体あまり知られておらず、全国的に見て大阪では利用率は高い方であるが、生活保護受給者と比べると、免除を受ける割合は極めて低い状況である。

生活困窮者、障がい者、高齢者、ひとり親など、生活に困難を抱えた多くの利用者が、法テラスの代理援助をより積極的に利用して法的権利を実現することができるよう、準生活保護世帯への償還猶予・免除の活用推進に

会を挙げて取り組むことは、重要課題である。

ただ、現状では利用しにくいという問題がある。準生活保護猶予・免除制度を利用するには、資力回復が困難であるなどの要件を具備しているか否かの判断のために、医療記録や介護記録を取り寄せたり、生活実態の調査資料を収集したりする必要がある。しかし生活困窮者にとっては生活することで精一杯で、迅速にこれらの資料を収集することができない世帯が相当数存在する。実際のところ、担当した支援弁護士が猶予・免除の制度利用も支援しなければならないことになるが、それは無償奉仕となる。

(3) 償還猶予・免除の制度の簡易化・簡素化へ

本来であれば、法テラス援助にも給付制が導入されることが望ましい。それは利用者の負担を減らすとともに支援弁護士への報酬を引き上げやすくなる。

弁護士会は、給付制導入を見据えつつ、当面は、準生活保護世帯に対する償還猶予・免除制度の利用を促進するための宣伝啓発に努めるとともに、認定が容易になるよう、判断資料の簡易化・簡素化の検討をすることが必要である。

そして、多くの利用者が法テラスを利用しやすくするために、弁護士会と法テラス地方事務所が協働してこの問題に積極的に取り組むことが何よりも必要である。具体的には、弁護士会と法テラス地方事務所によって判断資料の簡易化・簡素化を具体的に検討し、法テラス地方事務所から法テラス本部へ導入の働きかけを行うことや、現に導入された際には弁護士会が準生活保護世帯の償還金猶予や免除の申請を積極的に行うよう宣伝普及に努めることが挙げられる。



第3 男女共同参画の推進

1 業務・会務とワーク・ライフ・バランス 推進

ワーク・ライフ・バランスの問題は、これまで出産育児によって執務時間の制約を受ける女性会員に限られた問題であると考えられてきた傾向にあるが、こういった考えこそ女性は家庭を守るべきといった旧来の男女の性差に基づく役割分担意識や固定観念に縛られたものであり、女性の活躍を妨げる要因にもなっているため、性差に基づく役割分担意識を是正する必要がある。

さらに、少子・超高齢社会の現在においては、例えば介護の問題は親のいるどの会員にも突然降りかかってくる問題であり、ワーク・ライフ・バランスが崩れた場合には心身の健康を害することにもつながりかねない。

したがって、ワーク・ライフ・バランスの問題が、男女・年齢を問わず、全会員に課せられた問題であることを啓発していくことも必要である。そのような意識が会内で醸成される中で、女性役員の割合が増え、また女性会員自体の割合も増える土壌ができてくると言える。

2 女性役員3割への障害をなくすために

(1) 女性役員3割目標へー過去約10年間のあゆみから

大阪弁護士会では2009（平成21）年に男女共同参画推進基本計画を策定してから約10年間、弁護士会における女性役員、委員長等に占める女性の割合を、女性会員の割合と同程度以上とすること（副会長にあっては7名中女性2名）を目標に掲げてきたが、女性副会長については、2017（平成29）年度の単年度に2名の就任があったにとどまった。

かたや、政府は、2010（平成22）年に策定した第3次男女共同参画基本計画において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標」を掲げているところ、司法分野もここに含まれている（いわゆる「202030目標」）。

ここで、30%という割合は、組織において構成員の30%を少数派が占めると、意思決定に影響力を持つようになるという考え方（いわゆる黄金の3割理論）に基づくことを考えれば、大阪弁護士会においても、単に女性会員割合と同程度以上の役員を確保するにとどまらず、女性役員割合を3割とすることを目標とするべきである。

(2) 当面の課題

しかし足元では現在のところ女性会員割合と同程度以上の女性役員も安定して輩出できていない現状があることを十分踏まえれば、女性役員の推薦機能を果たす各会派の努力が強く望まれるところであるが、他方、大阪弁護士会としてもさらに環境の整備を行うべきである。

例えば、育児責任を有する会員が特に女性において委員会等の会務に出席しにくいという支障への対応として、Skype等のネット通信システムによる会議出席を正式な会議出席として認め、周知すること、また、Skypeでの会議出席を容易にする、または充実させるための会館備品の充実（集音マイクや、プロジェクター及びスクリーンの数の確保）も必要である。

なお、これらはワーク・ライフ・バランスの点から事務所外での業務を必要とする会員にも、インハウスで業務時間内の会館への移動が困難な会員にも、さらには会館から遠距離の事務所に所属する会員にも、会務に触れ



る機会として重要な意義を有する。

(3) 副会長業務と弁護士業務の両立に向けた支援制度拡充の検討を

女性会員は今なお男性会員との経済的格差が大きい傾向にあることを考えれば、副会長就任時（その前後期間を含む）の経済的負担を支える支援制度の検討は不可欠である。男性会員にとっても役員就任の壁を低くする施策であり、男女共通の課題とも考えられる。

一方では「弁護士業務と両立できる副会長業務」であるように役員業務量を常に再検討し削減を図りつつ、他方ではそれでも負担として残る役員業務量につき、見合う報酬額の検討という視点も念頭に置くべきである。

3 男女共同参画の理念を広める企画を

大阪弁護士会では、2018（平成30）年11月17日にサイボウズ株式会社の青野慶久社長を招いて「経営戦略としてチームで組織を強くする方法―多様な個性を尊重する社会とともに―」と題する講演会を開き、また2019（令和元）年10月9日には2名の女性元最高裁判事と1名の男性元最高裁判事を招いて「女性が視点を変えていく―最高裁判事を経験して―」と題する講演会を開催し、いずれの企画も関連企業・団体にチラシを送付し、大阪弁護士会のウェブサイトやフェイスブック等を通じて市民の参加を呼びかけた。

今後もこのような男女共同参画推進を進めるために有用な講演会を引き続き開催し、会内のみならず市民向けにも男女共同参画の理念を広める企画を継続的に行っていくことが必要である。

こうした取組みは、まずは女性役員の割合向上（3割目標）というベースあってこそ、説得的な啓発企画となることを念頭に置くべきである。男性役員ばかりが目立つ大阪弁護

士会が「男女共同参画」をうたうことは、滑稽でしかない。せめて副会長7名のうち2名（約28.6%）が女性である状況が継続されるよう、強く意識する必要がある。

第4 業務支援・拡大

1 健全な弁護士業務の維持には経済的基盤が不可欠

会員はそれぞれに経済的事情が異なる。司法修習に入るまでに多額の学費を借入れて賄った者、その他家庭の事情のある者、勤務弁護士として蓄えを作ることができた者、インハウスや法テラススタッフとして一定額の報酬を決められて働く者等々。

特に当初10年間にどのような分野の業務を手がけるかで、積み上げるキャリアの内容が変わってくる。それを意識してキャリアアップに励む若手会員も多いと思われる。

弁護士登録数が増え、経済成長は停滞し、弁護士業務による収益が必ずしも高くなく、安定していないという状況がある中で、例えば過度なロー・コスト事務所運営（事務職員の不在）で窮状をしのぐことはかえって事件処理遅滞・放置を誘発することにもなりかねない。不祥事に関わるようになれば、キャリアアップどころではなくなる。

弁護士会として、会員へのサポートとして、キャリアアップや収益維持のための選択肢を豊富に提供することが求められていると言える。

例えば、以下のような業務モデルの提案が考えられる。

- ① 経営基盤が脆弱な時期のロー・コスト事務所運営のモデル
- ② 就業形態の流動性の確保及びスキルステップアップとしての、法律事務所と民間企



業・行政職員・議員等の就業形態を柔軟につなぐ弁護士会としての支援モデル

- ③ 他業種専門職への接近と協同化—弁護士会が隣接士業との共同運営の明確な指針を示し、隣接士業との共同研究・活動の促進、共同運営の架橋支援（一緒になって仕事を掘り起こす）モデル
- ④ 事業（ビジネス）に人権活動の視点を提供するモデル（子ども・高齢者・外国人・障害者その他マイノリティの包摂）
- ⑤ 法律事務所の承継モデル

2 増加する企業内弁護士に対する弁護士会の支援

企業内弁護士はその数を飛躍的に増している（2019（令和元）年6月時点で2418名）。

かつ、女性会員の割合が約4割と高いのが顕著な特徴である。

ワーク・ライフ・バランスの観点からは、給与体系や労働条件が安定している働き方にも魅力があると言える。

また、各企業の中に、人権感覚を持つ法律専門職としての弁護士が常駐するという一方で、企業がコンプライアンスを重視した経営を意識できることの意味は大きいと言える。

しかし、司法修習にせよ、各单位会にせよ、企業内業務を意識した運営がなされているとは言いがたいのが現状である。そのため、企業内弁護士である会員は、研修単位の問題、公益活動ポイントの問題を抱えており、会運営にその希望が汲み上げられにくいという問題がある。

個別企業において、弁護士としての存在感を持って日々奮闘している企業内弁護士会員に、会としての支援を行い、同じリーガルマインドを共有する弁護士としての共通基盤を維持することは重要である。

具体的には、以下のような方策をとるべきである。

- ① 企業内弁護士業務に関する研修を、日本企業内弁護士協会（JILA）と共催する等して研修単位認定として考慮すること。企業内弁護士業務に関心を持つ弁護士に対する情報提供の機会ともなり、有意義である。
- ② 会務（総会、常議員会、各委員会等）への出席を雇用先企業に認めさせるための情報提供による支援。例えば大阪弁護士会報や大阪弁護士会会員専用サイトにコーナーを設けて企業内弁護士に役立つ情報を集約し、提供する。
- ③ 会務出席をテレビ会議システム等で行えるような制度の整備と設備の充実。

3 ビジネスに人権の視点を

これまでビジネスと人権とは相反する概念のように捉えられる傾向があったが、2011（平成23）年に国連人権理事会が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」において、「11. 企業は人権を尊重すべきである。これは、企業が他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する」と宣明された。しかし、我が国の取組みは未だ十分とは言い難く、日本企業が国際人権NGOからターゲットとされて人権リスク（ネガティブ・キャンペーンの展開など）に晒される危険があると指摘されている。

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年を年限とする17の国際目標（その下に、



169のターゲット、232の指標が決められている)が定められた。特徴は、普遍性(先進国を含め、全ての国が行動)、包摂性(人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」)、参画性(全てのステークホルダーが役割を)、統合性(社会・経済・環境に統合的に取り組む)、透明性(定期的にフォローアップ)にあるとされている。多くの企業がSDGsへの取り組みを進めているところであり、SDGsには、人権の視点が多く含まれている。

このような取り組みは、ESG(Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治))が企業価値の評価指標として重視されるようになってきている中、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を果たすうえで重要である。

弁護士は、企業との関わりのなかで、まさに基本的人権の擁護と社会正義を実現する弁護士の使命(弁護士法1条)を全うするため、人権の視点をもって行動することが期待されている。このような期待に応えることは、前述した弁護士自治制度など弁護士の使命を全うするための核心的・根幹的制度の裏付けとなっている市民社会からの信頼に繋がるものである。

企業もまた、人権の視点をもって法的助言をする弁護士を期待しているところであり、このような弁護士を育成・支援することも弁護士会の役割として重要である。

弁護士会は、人権擁護活動に精通した弁護士を多く抱えており、その知見を企業法務に活かすため、会内研修や講師派遣に取り組むべきである。その延長に、弁護士の業務領域が拡大する可能性がある。

4 外国人に関する法的サービスの提供

(1) 外国人の受け入れ拡大政策へ

2019(平成31)年4月、新たな外国人労働者受入れ制度(特定技能制度)創設に係る改正入管法が施行され、より広く外国人労働者を受け入れる方向性が明らかになった。また、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、多文化共生総合相談ワンストップセンター(以下「ワンストップセンター」という)の構想を打ち出し、法務省は、自治体等から委託を受けた国際交流協会等に対し、相談体制の整備・拡充に係る財政支援を行っている。

これを受けて、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という)でも2019(令和元)年7月18日「国際戦略グランドデザイン」を制定、同年8月にはワンストップセンターにおける法律相談の実施を促進すべく担当執行部直轄のPTを設置するとともに、各単位会に対し、ワンストップセンターの対象となる国際交流協会等と連携して、同センターの外国人法律相談に弁護士が積極的に関与するための取り組みを引き続き実施するよう要請している。

(2) 大阪弁護士会の外国人に関する活動の現状と課題

大阪弁護士会においては、現在、人権擁護委員会(第6部会・ヘイトスピーチ対策推進PT・家事支援外国人受入事業問題PT)、子どもの権利委員会(外国人の子ども部会)、総合法律相談センター(外国人相談部会)、国際委員会(司法通訳人PT)、ADR推進委員会(ハーグ条約部会)、刑事弁護委員会(要通訳人事件の問題点に関するPT)が個別に外国人に関係する活動を行っている。

大阪弁護士会の外国人に関係する活動に関しては以下の課題がある。

① 外国人法律相談体制の充実及び広報の必要性



- ② 担当委員会相互の連携の必要性
- ③ 司法通訳人の確保・継続研修の充実
- (3) プロジェクトチームによる総合的な取り組みの推進へ

これらを総合的に取り扱うため、本年1月20日、執行部直轄の機関として「外国人に関する法的サービス検討推進プロジェクトチーム」を立ち上げることとなった。この組織の活動を充実させることで、弁護士会が外国人の人権を擁護しつつ、日本で外国人とともに活動するための法的サービスを提供する体制を整えることが急務である。

具体的には以下の方策を実現するべきである。

- ① 各自治体、多文化共生総合相談ワンストップセンター、各国領事館との関係を強める取組みを進める。
- ② 大阪弁護士会窓口でも多言語での対応ができるように通訳機器の確保や館内表示のユニバーサル化、ホームページの多言語化などの課題に早急に取り組む。
- ③ 上述した国際的に問われる「ビジネスと人権」の視点を企業向け研修プログラムの開発に取り入れ、受講を促す営業活動を行うこと。

5 アウトリーチ事業で司法ソーシャルワークを広げる

2016（平成28）年度執行部が打ち出したアウトリーチ事業は、「出掛けていく弁護士」をスローガンに、弁護士需要の掘り起こしのために1年ないし2年の「お試し」での相談や出張講師などを提供し、その後に先方での予算化、あるいは法テラス事業化による事業の定着を図る取組みである。その有効性から、その後の年度の執行部でもアウトリーチ事業が継続されてきた。現に法テラスの社会

教育支援制度を受けて、弁護士会と法テラスとの共同事業として、大阪弁護士会の高齢消費者被害対策プロジェクトチームが高齢消費者被害防止の出張研修を行うようになっている。

今後も社会情勢の変化により法的需要は発生する。例えば、犯罪被害者支援を各自自治体でも条例を制定して業務化してきている。大阪府・大阪市でも進んできた動きであるため、今後、上記自治体のみならず、府内の自治体にアクセスして相談需要に弁護士の支援をつないでいく取組みが必要であり、アウトリーチ事業による助力は委員会活動を活性化するものである。

その他、出所者の更生保護支援や、障害者の虐待防止啓発など、国が新たに政策化して取り組むようになった分野がある。

弁護士会としてその現場に出掛けて、弁護士による支援の有効性を示していく取組みが今後も継続できるよう、アウトリーチ事業制度の維持が必要である。

第5 憲法改正—見過ごせない憲法改正手続法問題

1 改憲の現実化に向かう情勢と日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「憲法改正手続法」）の改正

安倍首相は、今年の年頭所感で、「未来をしっかりと見据えながら、この国のかたちに関わる大きな改革を進めていく。その先にあるのが、憲法改正です」と述べて、時期は明言していないものの、改めて、憲法改正に言及した。

一方、憲法改正手続法の投票環境の整備に関する改正については、与野党が合意していると言われているため、憲法改正に先だっ



て、憲法改正手続法の改正が議論されなければならないが、以下に指摘するように、有料広告放送が問題となる。

2 大阪弁護士会のこれまでの取組み

この点、当会では、2018（平成30）年9月19日付けで「憲法改正手続法の改正を求め、現行法での憲法改正に反対する意見書」を發出し、①熟慮期間の問題、②最低投票率の問題、③有料広告放送の問題、④国民投票運動の問題について、憲法改正手続法の抜本的改正がなされないままでの憲法改正に反対した。

また、2019（令和元）年7月4日付けで「憲法9条にかかる憲法改正議論に対し、日本国憲法の基本原理である恒久平和主義を尊重し、日本国憲法の根本にある立憲主義を堅持する立場から、課題又は問題を提起し、十分かつ慎重な議論が尽くされることを求める意見書」を發出し、憲法改正にあたっては、十分かつ慎重な議論が必要であることを指摘したところである。

3 憲法改正手続法の問題点（有料広告放送について）

(1) 憲法改正手続法の有料広告放送に関する規定の概要

憲法改正手続法は、テレビ・ラジオを使用した有料広告放送に関して、「国民投票の期日前14日に当たる日から国民投票の期日までの間」（以下「期日前14日間」）「国民投票運動のための広告放送」を禁止している（法105条）。

「国民投票運動」とは、憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう「勧誘する行為」であるから、同法105条の禁止の対象である「国民投票運動のための広告放

送」は、憲法改正案への賛否の投票を「勧誘する」広告放送であり、「憲法改正案に賛成の投票をしよう」あるいは「反対の投票をしよう」と表明する広告（以下「勧誘CM」）がこれに該当する。この勧誘CMの期日前14日間の有料広告は禁止され、期日前14日間は賛成及び反対のいずれのスポットCMも放送されないことになり、当該期間におけるCMの量は制限されることになる。

(2) 勧誘CMの問題点

有料広告放送は、主にスポットCMを対象とするものであると言われているが、スポットCMの料金は、一般に、広告放送を効果的に行うには数千万円から億単位の資金が必要であると言われている。したがって、期日前14日間以前のスポットCMについては、資金力の多寡により、国民に提供される憲法改正案に対する賛成及び反対に関する情報量に格差が生じるおそれがある。

4 日本民間放送連盟（民放連）のスタンス

上記の情報量の格差の懸念につき、民放連は、2019（平成31）年3月20日付の「国民投票運動CMなどの取り扱いに関する考査ガイドライン」において、「投票を直接勧誘しないものの、国民投票運動を惹起させるCMや憲法改正に関する意見を表明するCMなどについても、主権者一人ひとりが冷静な判断を行うための環境整備に配慮することを目的に、国民投票運動CMと同様、投票期日前14日から投票日までの間は取り扱わないことを推奨している。この『基本姿勢』を前提としつつ、これまで各社が培ってきた『意見広告』に関する考査上の留意点などを踏まえ、国民投票運動CMなどの考査に当たる必要がある」として、有料広告放送については、放送法に基づいて各社の自主的規制に委ねている。



5 日弁連のスタンス

日弁連は、2019（平成31）年1月18日付意見書において、有料広告放送についての検討の提言を行っている。

- ① 国民投票運動のための有料の広告放送（勧誘CM）に対する国民投票期日前14日間の禁止期間を延長すること。
- ② 意見表明のための有料の広告放送（意見表明CM）を勧誘CMと同様の期間禁止すること。

6 さらに問題点

上記の日弁連意見書を前提にしても、勧誘CMにも該当しないイメージCMは規制の対象にはなり得ない。例えば、教育無償化を念頭に置いた「教育の無償化は憲法上の要請です」や、自衛隊を念頭に置いた「自衛隊は憲法に明記すべきです」といった内容のCMは、勧誘CMに該当しないおそれがある。

仮に、それらイメージCMが勧誘CMに該当するとしても、さらに単に「教育無償化は重要です」「自衛隊は国にとって必要不可欠です」といった必要性やイメージを訴えるだけのCMであれば、憲法改正手続法では規制

し得ないことになり、それらのCMについては、何らの規制もなくて良いかが問題となる。

海外においては、憲法改正についての賛成と反対のCMの広告量を同等とするところもあるようであるが、上記のようなイメージCMについては、その枠外と思われ、海外ではイメージCMについてどのような扱いがなされているのか、またどのような影響があるのかわからないのかについて、さらなる検討が必要である。

7 大阪弁護士会としての取組み

国会における改憲発議がなされうる情勢は変わってはいない。

大阪弁護士会としては、具体的な改憲の条文案が明らかになるときは正確な法的見解を市民に知らせるべき役割を果たす必要がある。

また、それまでの間にも、改憲手続の具体的な内容を成す憲法改正手続法の内容につき、国民投票に現れる意思を不当に歪める手続とさせないように監視するべく、見解を適時に発信すべきである。 以上





特別寄稿

インハウス、 自治体非常勤職員弁護士の近況

YOUは何しに私企業へ

吉鹿央子 (62期)



ゲンゼ（株）で企業内弁護士として働いています。これまでの人生が割と長いこともあって、「なぜ企業内弁護士に？」という問いに簡潔に

答えるのはなかなか難しいのですが、私の来し方のご紹介も兼ねて、書いてみます。

外資系企業時代

大学卒業後、神戸にある外資系メーカーに就職しました。帰国子女でも留学経験があるわけでもなかった私は、英語だけ（書類も会議も何もかも！）で仕事をする環境に放り込まれ、本当に苦勞しました。同じビルの中に30カ国以上の国籍の従業員がいる環境、世界中を飛び回る生活を経て、思うところあり退職し、母校の法科大学院一期生になりました。

事務所弁護士時代

何とか司法試験に合格したものの、既に中年？（それが理由と信じたい）の坂に差し掛かった私を雇ってくれる事務所は大阪にはありませんでした。東京の中規模事務所で拾ってもらい、その後縁があって弁護士100人ほどの渉外事務所に転職しました。仕事は面白かったですが、噂どおり本当に忙しい生活で、昼の3時にも、夜中の3時にも、弁護士はほぼ全員が働いていました。

インハウスへの転職

このような話をすると、インハウスに転職した理由はワークアンドライフバランスですか？とよく聞かれます。それも理由の5%くらいは占めていますが、最大の理由ではありません。最大の理由は、やはり以前の会社勤めのときに経験した、多様性に満ちたチームで何かを達成する喜び、そして自分よりも若

い人を育てる喜びをもう一度味わってみたいと思ったことです（事務所弁護士にはこの喜びがない、というつもりではありません。あくまで、職人的または組織的な要素の、どちらが強いかというバランスの問題です）。

加えて、そもそも弁護士を目指した理由が、このままでは日本（人）は善良すぎて世界で完全に食われてしまう、良き企業市民でありつつ世界で堂々と渡り合える会社を作る手伝いをしたい、ということでした（今にして思うと僭越で実にお恥ずかしい）が、渉外事務所で様々な案件に対処するうちに、この思いが再度沸いてきたからです。本当は、弁護士を目指した理由はもう一つありますが（それは私が情報問題対策委員会に入っている理由でもあります）、今回は割愛します。

ゲンゼ時代

最初の「ザ（ジ？）・アメリカ」な会社から法律事務所を経て、これまたご縁を得て「ザ・ニッポン」な会社に移りました。全員が揃って9時から働くこと、朝礼、ラジオ体操、鳥型のデスク配置、部長を部長と呼ぶこと、職場に「オジサン」がたくさんいること、全て初めての経験です。入社したとき、会社に法務部門は存在しませんでした。社員で弁護士？ そんなのいらんやろ、万一裁判になったときには立派な顧問の先生いたはるんやし、という痛いほどの視線（単なる自意識過剰かも……）の中、「経営戦略室」の片隅に机をあてがわれ、「企業内法務」の仕事が始まりました。

法務部がない会社では、株主総会は経理部、労務関係は人事部、海外関係は海外室の所管です。契約書すら担当者が見ていないことも多く、最初は情報を集めることにも苦労しました。混沌の中で決意したことは「マイレー

ジを貯める」こと。どんな依頼も断らない。法律と関係なくとも、頼まれたことは全部やる。とある

漫画で、まったく冴えないのにモテモテの男が言った台詞のように「いつの間にか……なくてはならない存在に……女の人の日常の中に自然に存在するようになるんです」（「女の人」を「事業部」に読み替えること）。マイレージはいつか信用という名の切符に変わるはず、と信じて働きました。

そのうち、徐々に相談も、呼ばれる打合せも増えてきました。社長が読み終わった雑誌をゴミ箱からこっそり拾って、どんな切り口で話せば法務の重要性が伝わるか考えました。

独立した法務部門ができたのは入社3年目の2017年。法務のミッションを「法律を武器に正しい経営判断をもたらす」と定義し、優秀で健気な部下も増え、ジェネラリスト志向の日本の会社で、法務をキャリアの「幹」にするというチャレンジに今は向き合っています。

弁護士会と会社と私

さて、企業で働く弁護士にとって、弁護士会とは何なのか？ 私にとっては「知の泉」とでもいいでしょうか、いつも刺激をもらえる存在が弁護士会です。自分の興味に合致した委員会に所属できたこともラッキーでした。

しかし、一般の企業内弁護士にとっては、残念ながら、現在の弁護士会はそんなに親しみがあるものではないでしょう。委員会を夜に開催しては、とか、企業内弁護士の会（JILA）の研修を継続研修の単位にカウントしては、等の議論は勿論ありがたいことですが、本筋ではないと思います。企業内弁護士



連載50回を数える社内報連載「法務でコラム」

と弁護士会がお互いに影響を与え合い、学びあう仕組みづくりが大事なのではないでしょうか。他方で、企業内弁護士の側も、弁護士会でやりたいことがあるなら、会社を説得する位の気概が必要と思います。

最後に

会社勤めの弁護士は、増えたとはいえまだ少数派です。「せっかく弁護士なのにサラリ

ーマン？」と面と向かって言われることもあります。しかし、ビジネスの世界の日々のダイナミズムを、同じ共同体に所属するチームで共有できるのは純粋に楽しいことです。当初は堅くてがんじがらめと思った日本の会社は、意外と懐が深いこともわかりました。

一度の人生、いろんな経験をしないと勿体ない。インハウスに興味のある方がもしいらっしゃれば、遠慮なく声をかけてください。

非常勤職員という職について

薛 史 愛 (62期)

法友倶楽部の先生方、こんにちは。

62期の薛です。

今回は、非常勤嘱託職員の立場から記事を書く機会を頂戴し、ありがとうございます。

なお、業務内容とワークライフバランスについては、前号の「出産し(て)ました」記事にも書いておりますので、併せてご覧いただければ幸いです。

1 はじめに——任用形態について

弁護士で公務員、というと、いわゆる任期付公務員が広く知られています。

任期付公務員（正確には一般職の任期付職員）は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、各地方公共団体の条例で定めをおいて採用した一般職の職員です。

対して、私の現在の立場は、地方公務員法3条3項3号に基づく特別職の非常勤職員（1日7時間、週5日のパートタイム）です。



ちなみに、地方公務員法の改正により、令和2年4月1日からは会計年度任用職員という新たな一般職の非常勤職員制度（フルタイム・パートタイム）も始まります。

任期の定めのない常勤職員として採用する地方公共団体もあります。

弁護士が公務員となる際の選択肢は、任期付公務員に限られず、地方公共団体の実情に応じて実に多様なのです。

2 なぜ公務員を選んだのか——志望動機

委員会活動で市町村との連携をしていた

際、決められた相談日を待っていたら手遅れになるのではないかと、もっと頻繁に気軽に相談できる環境が必要ではないかと感じることもありましたが。

どんな事案でも、たった一度の法律相談で解決することなど稀で、ある事案と長い付き合いになることもあります。それは、地方公共団体であっても同じなので、いつでも、気軽に、継続的に、予防も含めた相談のできる弁護士が必要なのだと思います。

一方の弁護士の方は、ニーズがあれば毎日でも相談OK、と言いたいところですが（私が連携していたのが福祉部門だったので、なおさらです）、残念ながら、それをしてしまうと他の業務ができず、生活が成り立ちません。それなりの収入を確保できる仕組みが必要になります。

こんな双方のニーズを一気に解決してくれる素敵な方法、それが、「職員になる」でした。

一足先に任期付公務員になった同期から、仕事の話のいろいろ聞くことができたのも後押しになりました。

3 こんなことを考えています——業務内容

前号でも書かせて頂きましたが、職員からの法令相談がメインです。

当初月に20件程度だった相談は、徐々に増え、今年度は40件を超える月も当たり前となりました。継続的な相談や、当日飛び込み相談もあり、職員の皆さんにも受け入れてもらっているように感じます。

相談の際は、相談者と一緒に根拠法令や解釈を確認するようにし、相談結果の報告書にも条文を明記しています。裁判例の蓄積が少ない分野も多いので、法や制度趣旨に立ち返って考え、相談者にも同じ検討を求めます。時には、相談された内容以外の論点を指摘す

ることもあります（相談者は課題が増えてより大変なのですが）。

目の前の課題解決だけでなく、職員の皆さんが自分たちで課題を検討する際の参考となるような相談を積み重ねることが、有期雇用の（=いずれ居なくなる）弁護士に求められている役割なのだと思っており、これに応える相談のあり方を模索する日々です。

4 お願い——弁護士会に望むこと

1で述べたとおり、地方公共団体における弁護士の任用形態は様々ですし、勤務時間も個々に異なります。

大阪弁護士会でも、公務員となる弁護士に対するサポート体制が整えられていますが、対象が任期付公務員に限られているため、適用がありません。

研修はeラーニングで受講でき、職場にも役立つ知識を得られるので大変良いのですが、受任できないのに公益義務のためだけに法律相談に入るのは心苦しいところです。

任期付公務員か否かだけでなく、任用形態の多様性に応じたサポートをして頂けるとありがたいです。

5 終わりに

先日、熱海で司法修習10年目の記念大会に参加しました。同期の中には、地方公共団体の任期の定めのない職員となった人が数名おり、公務員という選択肢は身近になったように感じます。

弁護士にとっては行政の仕組みや考え方を学ぶ又とない機会となり、当該地方公共団体にとっては弁護士の思考プロセスを知るよい機会になるのではないのでしょうか。

公務員が、これから、多くの弁護士に選ばれる選択肢になることを願っています。

令和2年度 法友倶楽部 常任幹事自己紹介

2020年度幹事長として 法友倶楽部を「楽しい政策 集団」にいたしましょう

幹事長 大橋さゆり (51期)



2020年度の幹事長に選任していただきました、大橋さゆりです。

2018年度に竹岡富美男会長とともに、他の6名の副会長と一丸となって（本当に仲よくやらせていただきまして、私の貴重な財産です）、1年間の会務を果たさせていただきました。

法友倶楽部からのご支援は、前を向いて走っている間よりも、支える側に回るとよくわかりそうな気がしてきた、という今日この頃です。まずは本号の特集「政策」策定から実感しております。会務で「いま」必要な政策を打ち出して、執行部の政策推進に役立ててもらえるものにしたい。そう思いながらのまとめ作業でした。それができたのは、各分野に法友の会員が活躍しているからです。フレッシュな問題意識と政策提言を挙げていただきまして、大変助かりました。

あと一つ、副会長業務を終えた後の春季総会でいただいた「多肉植物の寄せ植え」ですが、ちゃんと育っておりますことをご報告申し上げます。こんもりと寄せ植えされていた各種多肉の中には夏を越せなかったものもあ

る中、元気のよいものが次々発芽しております（多肉というのは1枚1枚の葉っぱから発根・発芽するのです）、ガンガン増やそうと楽しみにしています。

さて、弁護士会は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする組織であり、そうであるが故に、国家機関の監督を受けない自治組織でなければなりません（詳しくは「政策」をご参照ください）。

健全な自治組織とは、構成員の見識をもって常に支えられ批判されて、維持されるものだと思います。

選挙手続で選んだ執行部により日々運営されている会務と、各会員を結びつけるものとして、会派の大事な機能があります。法友MLで全体に情報をお送りすることが今や一番重要なツールかもしれません。そしてジュニアのML、花の会のML、同期で作られているであろうML（実は51期のMLはないのですが……）などで情報を会員間に流通させ、幹事会や総会で議論していただくことが大事です。会務もいろいろありますが、みんなです少ずつ担えば重くない。

そして、ペーパーレスでITな現代に付いていくため、ベテラン（*付いていくのに抵抗がある世代をいいます）にも優しくフォローする法友倶楽部でありたいと考えます。

では、創立90周年を迎える1年間、「楽しい政策集団・法友倶楽部」を目指して頑張りましょう。よろしく願いいたします。



迷ったらとりあえず 参加してみてください

副幹事長 中嶋 勝規 (54期)



次年度副幹事長を仰せつかりました54期中嶋です。期の順では筆頭ということになるようですが、大橋幹事長をはじめ、優秀な副幹事長が6名もおられますので、大船に乗ったつもりです。

ジュニア部の代表幹事を務めた後、満村幹事長の元で一度副幹事長を務めたことがありますが、なにせ9年も前のことで忘却の彼方です。先日引継ぎをさせて頂いた際には、今年度の庶務担当の玉野さん、会計担当の大亀さんが作成された詳細な引継ぎメモを拝見し、前の時はこんな良いもんなかったなあ、とこの間の常任幹事をお務めになった先生方の運営の効率化に向けたご努力には、ただただ頭が下がる思いです。

私自身は、この間、弁護士会の会務としては、主に民暴委員会、法72条委員会を中心に活動して参りました。法友倶楽部の方は、親睦委員長を何度か務めた以外は、足が遠のいておりましたので、親睦行事以外はよくわからないというのが現状ですが、常任幹事をお引き受けするにあたり、改めて会派の存在意義を考えてみました。

まず、新入会員や若手会員にとっては、事務所の弁護士のほかに、外部の弁護士との接点が生れます。委員会や弁護団事件でも、もちろん接点はありますが、事件や会務という利害を離れた人間関係が構築できるという点で、会派はとても有用だと思います。その

意味で、ジュニア部の会員の方には、特に積極的に参加してもらえればと思いますし、参加しやすい環境にできればと思います。

また、もちろん中堅・ベテランにとっても、様々な利害を離れた居心地のよい場所を提供できるようにしたいと考えています。

会派が各種ポストの推薦母体になっていきますし、弁護士会の会務を支えている側面もありますが、難しいことは執行部が考えることで、会員にとっては、居心地のよい、参加しやすいイベントが提供され、親睦を深める機会を与え続ける存在でありたいと思います。

残念ながら、不祥事が生じた際に、大事になる前に鎮火を図ってくれ、助けてくれるのも会派です。また、最近では、引退される先生とのマッチングなども検討しています。

このように多様な存在意義がある会派なのですが、執行部をすると否応なく参加しますが、私自身も含め、しばらく足が遠のくのも事実です。

ただ、弁護士人生のゆりかごから墓場まで、弁護士会とは違った立場で会員に寄り添える存在として、ふと思い出したときに、会派を思い出してもらえるように、魅力を発信し続けていくのが執行部の一つの役目なのではないでしょうか。

次年度は90周年も控えており、各種イベントが予定されています。迷ったらとりあえず参加してみてください、会派の魅力に触れてみてください。

1年間宜しくお願いします

副幹事長 小坂谷 聡 (55期)



令和2年度副幹事長を務めさせて頂くことになりました小坂谷と申します。既に総会等で何度かお話しさせて頂いておりますが、平成23年度満村執行部、

同26年度小池執行部に続き、今回3度目の副幹事長となりました。3度目とは言え、過去の経験の蓄積もなく、甚だ心もとない副幹事長ではありますが、改めて責任の重さを再認識し、さりとして気負い過ぎることなく、大橋幹事長のもと法友倶楽部の活動及び森副会長のお役に立てるよう努めて参りたいと思っております（4度目はないですが）。

私自身、前回の常幹が終わってからというもの会派活動自体からすっかり遠のいてしまっていました。この5年ほどの間というもの、昨年の『法友』143号の記事で紹介して頂いたように大学院での研究活動等で忙しいとかなんとか理由を見つけて色々和不義理を重ねてしまいました。しかし、それも、ようやく……と言いたかったところですが、もう少しのところで停滞しておりなかなか思うように進んでいないのが現実です。自己紹介のつもりが何やら言い訳がましくなってしまうりましたが、今年常幹にお声掛け頂いたのもいい機会だと思っています。会派活動の基本は、やはり楽しく親睦を深めあうところにあると思いますので、自分も含め多くの会員にとっても有意義な時間が過ごせるよう頑張っていきたいと思っております。

1年間どうぞ宜しくお願い申し上げます。

法友倶楽部を盛り上げたいです

庶務担当副幹事長 塚崎 幸司 (61期)



令和2年度の庶務担当副幹事長をさせて頂く塚崎幸司です。

平成29年度にジュニア部（若手会）の代表幹事をさせて頂き、その頃初めて法友倶楽部

の毎月の定例幹事会に出席し、幹事長や常任幹事の方々がいかに多くの時間を法友倶楽部のために費やしているかを垣間見て、「私には到底できないな」と思っていました。この度せっかくお声掛け頂いたので、不安はありますがお受けすることにしました。1年間、これまで大変お世話になった法友倶楽部のために精一杯取り組ませて頂きます。

これまでの法友倶楽部での活動は、ゴルフ、ボーリングなどのスポーツ系親睦行事では、それなりに貢献してきたと自負していますが、他ではさしたる貢献もできてきておりません。振り返ると、そのような法友倶楽部の各行事には、いつも常任幹事の先生が中心となって、常連の先生方が参加し盛り上げておられました。そのような、中心となって盛り上げておられる先生方の存在から、参加するごとに、すればするほど、法友のホームグラウンド感というか、安心感というか、温かいものを与えて頂いていたように思います。

次年度は、このような体験を提供する側となれるよう、各行事に自身が参加するとともに、多くの会員の方々の参加を募りたいと考えています。

1年間、どうぞよろしくお願い致します。

1年間よろしくお願ひします

会計担当副幹事長 田中 章弘 (64期)



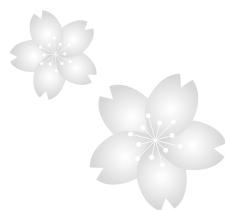
次年度(令和2年度)の会計担当副幹事長を務めさせていただくことになりました64期の田中章弘と申します。法友では、研修委員を担当させていただく

ことが多かったのですが、今年度は親睦委員として地引き網体験の担当をさせていただきました。毎年恒例の大運動会では、法友テントの自称現場監督のようなこともさせていただきました。

昨年は、4月にウェルブライト法律事務所から独立させていただき、11月には長男が生まれました。公私ともにバタバタ続きの1年でしたが、様々な経験を積むことができました。

法友倶楽部が90周年を迎える次年度でも、常幹の一員として様々な経験を通じて成長できる1年にしたいと思っています。

微力ながらしっかりがんばりますので、1年間どうぞよろしくお願ひ致します。



マリンバ弁護士です！ よろしくお願ひいたします

副幹事長 谷岡 茉耶 (64期)



この度、令和2年度の副幹事長を務めさせていただくことになりました新64期の谷岡茉耶です。法友倶楽部に入会后、いつきは会派活動に参加していた

のですが、ここ数年は参加回数が減っていました。3年半前に独立開業したため、余裕がなかったせいかと思います。

しかし、1年ほど前、事務所も少し安定してきたことだし、委員会や会派活動に積極的に参加しようと思い立ちました。それからは、色々な親睦の会などに参加させていただき、楽しませていただくようになりました。このように皆様と親しくさせていただく機会を得ていたところ、副幹事長のお話をいただきました。会派活動に参加するようになってまだ1年程しか経っていない私に務まるだろうかという不安もありましたが、お引き受けすることにしました。大橋先生のお人柄に惹かれたことが大きいです。

さて、お仕事とは別の話ですが、業務に追われながらも、3年ほど前からマリンバを習い始め、今はすっかりマリンバに夢中です。子供のころはクラシック・バレエや絵を描くことが好きでしたが、大人になって再び芸術に親しむようになり、楽しい日々を送っております。

そんな私を、マリンバの先生は「マリンバ弁護士」と呼んで下さっております(笑)。どうぞこれから「マリンバ弁護士」をよろしくお願ひいたします。

1年間頑張ります！

副幹事長 天井 友香 (67期)



この度、令和2年度の副幹事長を務めさせていただくこととなりました67期の天井友香と申します。1年間よろしくお願ひいたします。

私は、これまで、ジュニア部の活動に主に参加させていただいてきました。活動を通じて、多くの先生方と、仕事のことだけでなく、プライベートのことまでも相談できる素晴らしい関係を築くことができました。法友倶楽部に入会して本当によかったなと思っております。

法友倶楽部には、親身になって相談に乗ってくださる諸先輩方が大勢おられます。若手の先生方にも、是非、法友倶楽部の活動を通じて、諸先輩方と素晴らしい関係を築いていただきたいと思っておりますので、行事等にたくさん参加していただけると嬉しいです。また、最近法友倶楽部から足が遠のいておられる先生方にも、気軽に法友倶楽部に来ていただけるような、そんな雰囲気を作りたいと思っております。

といっても、これまでは活動に参加して楽しませていただいていただけでしたので、副幹事長のような大役が務まるか大変不安ではありますが、少しでもお役に立てるよう精一杯頑張りたいと思います。令和2年度は法友倶楽部創立90周年ということで、様々な行事が予定されています。是非皆さんで法友倶楽部を盛り上げていきましょう！

1年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

法友倶楽部はあったかい。 1年間よろしくお願ひします

副幹事長 高尾 奈々 (68期)



この度、令和2年度の副幹事長を務めさせていただくことになりました、68期の高尾奈々と申します。

法友倶楽部では主に、ジュニア部で立ち上げた法友若手ゴルフ会に参加させていただいています（私は戦力外ですが、若手会会派対抗ゴルフ大会では法友倶楽部は3連覇中）。

そして、先日は、法友グルメ手帖にて大先輩、大阪弁護士会前会長竹岡先生から貴重なお話をお聴きするとともに、大変美味しいご飯をご馳走になりました。

法友倶楽部ではこのように会派として様々な期の先生方と交流できる場があるのはもちろん、法友倶楽部ならではの明るさと風通しのよさが心地よく、法友倶楽部に入会してよかったと心より感じているところです。弁護士になってからこのような「あったかい繋がり」を持てるとは思っていませんでした。

この「あったかい繋がり」をたくさんの方に感じていただけるよう副幹事長としてこれから1年間法友倶楽部を盛り上げていきたいと存じます。

弁護士5年目の若輩者であり、はなはだ微力（もはや無力？）であると重々承知しておりますが、お役に立てるよう頑張りますので、1年間どうぞよろしくお願ひいたします。

令和2年度ジュニア部代表幹事 就任のご挨拶

— Enjoy Challenges —

松木 俊明(64期)



松木俊明



琴 太一

1. はじめに

平成31年度の副幹事長に続き、令和2年度のジュニア部代表幹事を務めさせていただく64期の松木俊明と申します。一緒に代表幹事を務めてくれる琴太一先生(65期)、会計を担当してくれる岡村亜衣子先生(71期)とともにジュニア部を盛り上げ、法友倶楽部全体の活力へとつなげていきたいと思っております。宜しくお願い致します。

2. 法友倶楽部の諸先輩方へ

私が法友倶楽部に入会させていただいたのは、その年の4月から福原哲晃先生が大阪弁護士会会長を務められるというタイミングでした。そのため、法友倶楽部の全体行事だけではなくジュニア部の活動にも多くの先生方が参加されておりました。幸い当時の事務所のボスが会派行事への参加について後押しをしてくれていたため、弁護士人生1年目から「法友倶楽部の活動には参加するのが当たり前なのだ」という認識で、親睦行事を中心に法友倶楽部の活動に積極的に参加させていただきました。そのおかげで諸先輩方からは事件処理だけではなく、弁護士としての在り方についても御指導・御鞭撻いただいております。大変感謝しております。不肖ながらジュニア部の代表幹事を仰せつかりましたので、親会とジュニア部とをつなぐ役割を果たせる様に頑張ります。

3. ジュニア部の皆さんへ

今年のジュニア部としてのMission(目的)

は、皆さんに、「ジュニア部ってなんか楽しくて仲間がたくさんできる集まりなんや!」と感じてもらうことです。「何ができるのか」ではなく、「何がしたいのか」や「どうすれば実現できるのか」等を重視して活動を行っていきます。もちろん、遊び企画だけではなく、ときには知的好奇心をくすぐり、新たな業務分野の開拓のきっかけとなる企画なども実施できたらと考えています。我々ジュニア部でチャレンジを楽しんでいきましょう。

また、ジュニア部に参加すれば楽しいと感じていただき、多くの方にジュニア部に参加してもらいたいと考えています。そして、同期や近い期の人たちと仲良くなって欲しいです。困ったことがあったときに相談でき、互いに支え合える仲間を作ってください。

私は64期としてジュニア部の活動に参加したおかげで、困った時に支え合える本当に大切な同期の仲間が出来ました。互いに何があっても支え合い、離れていたとしてもいつでも相談ができる仲間です。ジュニア部の皆さんにもそんな仲間が出来るよう心より祈っています。そのためにも魅力的な企画を実現していきたいと思っています。

4. おわりに

以上、大風呂敷を広げておりますが、まだまだ力不足の若輩者です。ジュニア部の皆さんの御協力と親会の先生の御理解・御支援を賜りながら、楽しいジュニア部としたいと思っておりますので何卒宜しくお願い致します。

先進者顕彰会

令和元年度 法友倶楽部副幹事長 小寺 陽平 (57期)

令和2年1月6日(月)午前11時から、大阪弁護士会館2階ホールにおいて、先進者顕彰会が開催されました。

大阪弁護士会では、弁護士、裁判官又は検察官にあった期間が通算して40年に達し、かつ、20年以上本会の会員であった方を先進者として顕彰しており、66回目となった今年は、昭和54年(31期)に弁護士登録をされた方々を中心に式が執り行われました。

法友倶楽部からは、朝沼晃先生、小林俊明先生、竹岡富美男先生、前田春樹先生、御厩高志先生、吉川実先生の6名が顕彰されました。

先生方の長年にわたる弁護士としてのご活躍に敬意を表すると共に、今後ますますのご健勝を祈念致します。おめでとうございます。



若手会会派対抗ゴルフ三連覇！！

金 泰 弘 (62期)

令和元年11月23日、令和初の若手会会派対抗ゴルフが、阪奈カントリークラブで開催されました。

すでにその存在を広く認知されるようになった「法友若手会ゴルフ部」は、昨年・一昨年と本大会を連覇する大きな原動力となり、立上げ当初からすれば、そのような状況で、自身が代表を引き継ぐことになるとは夢にも思っていませんでした(なんなら一年目だけで終わると思っていました)。

とはいえ、三連覇に向けて視界良好かと問われれば、必ずしもそうではなく、ポイントゲッターであった山岡選手、塚崎選手が若手会を卒業した穴を誰が埋めるのか、いかに三年目のモチベーションを保つかといった課題をクリアする必要がありました。

それらの対策の一環として、今年度は、毎月の練習会の開催に加え、9月下旬に日本女子オープンゴルフ選手権開催直前の白山ヴィレッジゴルフコースでの1泊2日の合宿を開催し、ゴルフの枠を超えて親睦を深め、チームの団結力を高めました。

さて、本大会に話を戻しますと、今年度も昨年度優勝会派として幹事を仰せつかっていましたので、まずは開催ゴルフコースを選定する必要がありました。

昨年度は、塚崎前代表のホームコースであったチェリーヒルズゴルフクラブで即決されましたが、私はどこの会員権も持っていませ



ん。

ゼロからの選定にあたり、心優しい後輩たちからは、ロングヒッターならぬワイドヒッターの私がいいスコアを出せるように、「(OBが少ない) 広めのコースがいいのではないか?」という提案をいただいたりもしましたが、「広い」と思うと振りすぎてしまい、逆に広さを活かさない自分の性格を踏まえ、複数の候補があった中から、狭めでトリッキーな阪奈カントリークラブで開催することに決定させていただきました。

しかし、いかにゴルフがメンタルスポーツとはいえ、ちょっとくらいの自制心で、狭くトリッキーなコースを攻略できるはずはありません。私がなかなか100切りができない中、過去2年も優勝に貢献した東選手、片岸選手、山内選手は安定のスコアを出し続け、新人の都選手の活躍は目覚ましく、5打ハンディのある女性陣からも天井選手、高尾選手、東井選手が台頭してきており、会派としては三連覇を狙えると思う一方、今年こそ上位5

人に入り、「抜けた穴」を作りたい個人としての焦りは増すのでした。

このように法友としては着々と力を蓄えつつも、本番が近づいてくると、やはり他会派の動向も気になってきます。

開催の約1か月前になると、続々と他会派から出場者リストが届くのですが、今年度も例年どおりOUT/IN 7組ずつの計14組（56名）の予約をしていたところ、こちらは例年通りであれば、枠が全て埋まらないのですが、友新会11名を筆頭に、同志会9名、一水会8名など例年以上の参加申込みがあり、法友の参加希望者全員を送り込めない（結果的なスコアはともかく、安心感が違う、過去2年の物量作戦が取れない）という事態が発生してしまいました。

法友若手会ゴルフ部は、本大会の優勝を目的に立ち上げられましたが、それにとどまらない幅広いメンバーで構成されており、今年度参加率の高かった里村選手、石坂選手、山田選手、永井選手などの上達は目を見張るものがあり、藪根選手に至っては200切りを達成するまでになり、そんな彼らを本大会に送り込めないのは法友としては大きな痛手だと感じていました。

そんなこんなで、いよいよ本番当日を迎える訳ですが、直前で他会派から2名のキャンセルが出ることとなり（うち1名は当日0時半過ぎ）、法友内で追加参加者を募ったところ、上記若手は家庭内調整などでドタ参は難しかったのですが、山岡初代代表と塚崎前代表がオブザーバーとして飛び入り参加してくれました。山岡前代表にいたっては、当日0時半過ぎのキャンセル連絡を受けてから深夜2時には参加表明をいただき、徹夜マージャン明けに直行していただき、併設されている阪奈ホテルに前泊（前日11月22日が結婚記念

日でしたので）していた私より先にゴルフ場におられました。

いざラウンドが始まると、二連覇を支えたお二方の代表に参加していただいた安心感もあってか、法友チームの面々は、実力通りのスコアを出し、令和初のチャンピオンとなるとともに、見事三連覇を達成しました。

個人的にも、1ホール目で2打目をグリーンオーバーしてダボ、3ホール目のショートでOBを打ち+5という厳しいスタートになりましたが、6ホール目ロングで1打目OBギリギリから2打目をレイアップし、3打目がベタピンとなるラッキーなバーディーで持ち直し、終わってみれば88の自身コースベストで、なんとか優勝に貢献することができ、当日夜に開催された祝勝会で3か月ぶりに解禁した美酒に酔いしれ、最高の一年間を締め括ることができました。

三連覇を達成したものの、他会派も多数の参加者を送り込んできているだけでなく、準優勝会派との差は、2年前20打（通常5名のところ、特例で4名での集計）、昨年24打、今年17打と縮まってきています。

勝ち続けることは容易ではないと思いますが、主力メンバーは残り、私の抜けた小さい穴はすぐ埋まると思いますので、必ずや四連覇を達成してくれると信じ、私も先輩方になり、来年度以降も、可能な限り、物心両面で支えて行ければと思います。



冬季定期総会のご報告

令和元年度 法友倶楽部副幹事長 秋 吉 忍 (61期)

令和元年12月17日(火)午後6時より、大阪弁護士会2階ホールにて、令和元年度定期総会が開催されました。年末の多忙な時期ではありましたが、70名の会員にご出席いただきました。

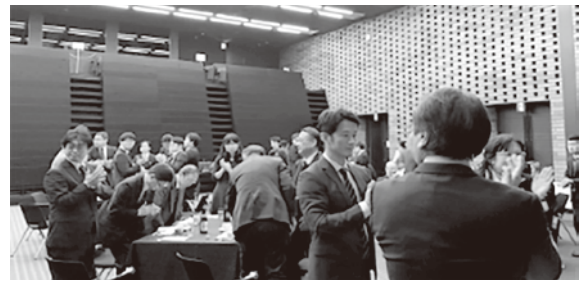
「第一部・式典の部」は、橋口玲幹事長の挨拶に始まり、「令和元年度」大阪弁護士会副会長林裕之会員より会務報告を兼ねたご挨拶をいただきました。

審議事項として、次年度の大阪弁護士会副会長候補者として森直也会員を、選挙対策本部長として福原哲晃会員を推薦すること、次年度法友倶楽部幹事長候補者として大橋さゆり会員を推薦することが付議され、満場一致で承認されました。あわせて、次年度法友倶楽部幹事の選任を大橋会員に一任することの承認がなされ、続けて、大橋さゆり会員から、令和元年度政策承認の件について議案説明があり、満場一致で承認されました。

報告・討議事項としては、満村和宏広報委員会委員長より、先だって実施された「広報のあり方に関するアンケート」の結果報告とともに、会報誌の発行方法等についての諮問に対する答申の内容説明がなされました。出席会員からも広報のあり方について貴重な意見が述べられ、有意義な意見交換の場となりました。続いて、橋口幹事長より会費のあり方について、大亀将生会計担当副幹事長より会計についての報告がなされ、後岡良知会員からは、法友倶楽部90周年事業の状況報告をいただきました。ちなみに、法友倶楽部の誕

生日は「昭和5年6月28日」とのことです。皆で盛大に90周年を祝いましょう！

大橋会員からは次年度常任幹事の皆さんをご紹介いただき、本年度常幹一同、バトンをお渡しする日が近づいていることを、どこかホッとしつつ、寂しくも感じました。



「第二部・懇親の部」では、荒鹿哲一会員に乾杯のご発声をいただき、ほどよく乾いた喉を潤すと、森会員の名司会によるオークションが始まり、賑やかな雰囲気に会場は包まれました。

総会の終盤には、次年度副会長候補者の森会員に対して、多くの会員から温かい応援メッセージが送られ、森会員への愛と会員同士の絆を感じることができる素敵な時間となりました。



最後に岡豪敏会員に閉会のご挨拶をいただき、盛会のもと総会は終了しました。参加いただいた先生方、オークションにご協力いただいた先生方、本当にありがとうございます！

副会長当選祝賀会及び新年会

令和元年度 法友倶楽部副幹事長 古賀大樹 (57期)

令和2年1月17日、中之島SOCIAL EAT「AWAKE」(中之島中央公会堂地下1階)で副会長当選祝賀会及び新年会が開催されました。

当日は次年度副会長立候補期間最終日であり、仮に選挙になった場合は決起集会となる予定でしたが、無事に無投票で法友倶楽部推薦の森直也先生(53期)の次年度副会長当選が確定し、副会長当選祝賀会を新年会と兼ねる形で開催することができました。

森先生ご参加前の盛り上がり！

18時半から開宴しましたが、同時間帯に大阪弁護士会館で次年度会長・副会長による記者会見が行われるため、例年と同じく森先生は少し遅れてご参加される予定になっていました。

本年は橋口幹事長に開宴のご挨拶をいただいた後、福原先生に乾杯のご挨拶をいただきました。

森先生がご参加される前も約40名の参加者で和気藹々と楽しい時間を過ごすことができました。

森先生ご参加後のさらなる盛り上がり！

19時過ぎに森先生がご参加されてからは、森先生のご挨拶→竹岡先生のご挨拶のもと二度目の乾杯→法曹公正会ご推薦の川下清次年度会長(33期)・溝内有香次年度副会長(49期)のご挨拶→福原先生をはじめご参加いただいた先生方から森先生に激励のご挨拶とい



う流れで進行されました。

森先生の引き締まった表情や熱い思いが溢れ出たご挨拶には胸を打たれました。また、激励のご挨拶の中で発せられた「兵庫県弁護士会でご活躍されていた森先生の亡きお父様も今日の森先生の姿を見て喜んでいると思う」といったお話で会場内の一体感のある森先生への応援ムードはさらに高まりました。

上記のとおり、途中には、法曹公正会の中森亘幹事長(47期)のご案内のもと、川下清



次年度会長・溝内有香次年度副会長にもご参加いただきました。お二人からも次年度執行部としての意気込みや、森先生とともに執行部として活動できることの喜びや頼もしさなどを語っていただけました。

最後になりましたが、改めて森先生の次年度副会長ご当選おめでとうございます！川下先生・森先生・溝内先生をはじめ次年度会長・副会長の先生方のご健勝・ご活躍を心から祈念しています！！

令和元年度新入会員歓迎会

金川文恵 (72期)

令和2年2月14日、毎年恒例の「アサヒスーパードライ梅田」において、令和元年度新入会員歓迎会が開催されました。

歓迎会に先立ち、弁護士会館で大川一夫先生の講話を伺いました。大川先生は、iPS細胞研究所の山中伸弥教授（「ビジョンandアクション」）やジャパネットたかた創業者の高田明氏（「ミッション・パッション・アクション」）の座右の銘やご自身が新人時代に先輩弁護士からかけられた言葉（「依頼者のニーズを読み取ることが大切」）を挙げながら、新人弁護士としての心構えと激励のお言葉を下さいました。大川先生のお話から、漫然と仕事をしてはダメだというメッセージを受け止め、弁護士の責務について改めて考える時間となりました。

講話の後、懇親会会場へ移動し、歓迎会が始まりました。

乾杯ののちしばしの歓談があり、新入会員の自己紹介が行われました。前に出る新入会員はランダムに指名され、新入会員はいつ指名されるかと緊張する中、先輩方に突っ込ま

れながらも暖かい雰囲気の中で各人の個性あふれる自己紹介がされました。

続いて、既存会員の皆様から、法友倶楽部の組織やイベントについての説明や新入会員に対する激励の言葉等をいただきました。

雰囲気が盛り上がりつつあるところで、大川先生のマジックが始まりました。私は、助手としてお手伝いすることになり、間近でマジックを拝見するというラッキーな機会をいただきました。何か仕掛けがあるのかと気をつけながら拝見していましたが、最後まで見破ることができませんでした。このマジックによりさらに盛り上がり、歓迎会は楽しい雰囲気の中、最後は一本締めで幕を閉じました。

私を含め、歓迎会に参加した新入会員皆が、法友倶楽部の雰囲気の良さを感じることができたと思います。

最後に、私たち新入会員の歓迎のために、このような会を開催して下さったことや、多くの会員の皆様にお集まりいただいたことに、改めて深く感謝いたします。

ありがとうございました。



親睦

ボウリング冬の陣

—絶対に負けられない戦い—

藪根 壮一 (64期)

時は、風雲急を告げる令和元年11月26日、法友ボウリング界最強覇者の座をめぐって、天下分け目の合戦の火ぶたが切られようとしていました。

合戦場であるラウンドワン梅田店には、法友倶楽部中から、腕に覚えのある猛者たちが結集しました。猛者たちは、6つの勢力に分かれていました。

まず、橋口幹事長勢は、橋口幹事長を筆頭に、若手を万遍なく集めたフレッシュな布陣で大量にアルコールを消費しつつ、戦いが始まるのを今か今かと待ち構えていました。

金会員勢は、金会員、荒鹿高行会員という法友倶楽部きってのボウリング巧者を二枚看板としてそろえており、有力な優勝候補と目されていました。しかし、金会員勢には、合戦場を桜橋ボウルと勘違いして遅参した松木会員の存在が重くのしかかっています。

川本会員勢は、個の力はさほど強くはないものの、ワンチームの団結力で乗り越えようという気概に満ちていました。

宮崎会員勢は、法友ボウリング界の古豪である宮崎会員を主将として、71期ながら他会派主催のボウリング大会において、法友代表として抜群の武功をあげた南会員を擁する盤石の布陣でありました。

山岡会員勢は、山岡会員が参加者中、ただ一人マイボールを持参するという意識の高さ



で、他の勢力とは一線を画していました。

安藤会員勢は、親睦委員長である安藤会員を筆頭に、法友ボウリング界の次世代エースである71期の羽田会員を擁しており、優勝争いのダークホースでした。

いざ、合戦が始まると、南会員が前評判どおりの実力を示し、どんどんピンを倒していきました。これに対して、南会員と同期の羽田会員も、負けじと、ピンをばったばたと倒し続けました。新進気鋭の71期の二人が個人ポイントでもツートップを占めようかという勢いを示し、一同を騒然とさせました。

最若手の大活躍を受けて、法友ボウリング界の古豪である宮崎会員も、快調にストライクを連発して、まだまだ世代交代を許さないベテランの存在感を見せつけました。

かたや、山岡会員は、マイボールを駆使して、右に左に変幻自在の魔球を投げ、どんなに孤立したピンも仲良く倒してしまう離れ業を演じていました。



優勝した安藤会員チーム

川本会員は、横浜ベイスターズのユニフォームを着用して、一同を鼓舞していました。しかし、かつての横浜のマシンガン打線のようにストライクを連発するには至りませんでした。

そんな中、金会員は、狙ったピンを必ず倒すという精密無比な投球を繰り返し、個人成績の順位も計算しながら、狙い通りのスコアメイクを成し遂げるという神業を見せました。

また、荒鹿会員も、いつもどおりのさわやかな投球で、ポイントを積み重ねていました。

各勢力が一進一退の戦いを繰り広げる中、やはり、金会員と荒鹿会員という法友倶楽部有数のボウリング巧者を擁する金会員勢が順調にポイントを伸ばし、このまま、覇者となるかに思われました。

しかし、順調そのものの金会員勢のレーンに、一人の男が現れました。

そう、その男は、合戦場を勘違いして遅参した松木会員です。松木会員は、ラグビーワールドカップがとっくに終わっているにもかかわらず、オールブラックスのユニフォームに身を包んで現場に現れ、いきなり、ハカ（おそらく、カパオパンゴと思われます。）を披露するという謎の行動を取った後、注目の第一球を投じました。

しかし、松木会員の魂がこもったボールは、あえなくガーターに沈みました。

その後も、松木会員の魂がこもったボールは、その重さ故に幾度となくガーターに吸い込まれました。

こうして、松木会員の到着により、各勢力の戦力が均衡し、再び、一進一退の戦いが繰り広げられました。

楽しい時間が過ぎるのは、とても早く、2ゲームにわたる天下分け目の合戦は、あっという間に終わりました。

その後、懇親会場に場所を移し、合戦の結果発表が行われました。

団体戦で、優勝をさらい豪華賞品を獲得したのは、新進気鋭の次世代エース羽田会員を擁する安藤会員勢でした。安藤会員勢は、エース羽田会員の得点だけでなく、隠れたポイントゲッターの安藤太郎君の活躍により、手堅く得点を重ねました。

惜しくも優勝を逃した各勢力には、それぞれの成績に応じた、それなりの賞品が授与されました。

個人戦順位

そして、個人戦において、法友ボウリング界最強覇者の座を得たのは、なんと橋口幹事長の事務所の事務局の七瀬忍さんでした。七瀬さんには、優勝賞品として、ディズニーランドまたはUSJのペアチケットが授与されました。

1	七瀬 忍	318
2	羽田 伸也	311
3	金 泰弘	309
4	南 力斗	308
5	山岡 直人	296
6	荒鹿 高行	279
7	天井 友香	275
8	玉野 まりこ	265
9	安藤 太郎	264
10	片岡 力	241
11	宮崎 誠司	239
12	高見 晋佑	238
13	土屋 奈緒	237
14	安藤 良平	228
15	井上 亮介	217
16	川本 真聖	217
17	橋口 玲	215
18	金沢 真衣子	214
19	谷岡 茉耶	210
20	入江 祥大	204
21	田中 章弘	195
22	藪根 壮一	175
23	中村 雄高	159
24	松木 俊明	120

親 睦

コラアゲンはいごうまんLIVE

— 至高のノンフィクション漫談 —

城 水 信 成 (69期)

令和2年2月18日、大阪弁護士会館にて「コラアゲンはいごうまんLIVE」が開催されました。法友倶楽部は、御縁あって、コラアゲンはいごうまんさんのトークライブを定例企画としてきました。この度は3年ぶりの開催となりましたが、当日は20名以上の会員に加え、司法修習生の方にも御参加頂き、大変な盛り上がりとなりました！ 僭越ながら同氏の熱烈なファンでもある私が当日の様相についてレポートさせて頂く次第です。



令和2年2月18日、大阪弁護士会館にて「コラアゲンはいごうまんLIVE」が開催されました。法友倶楽部は、御縁あって、コラアゲンはいごうまんさんのトークライブを定例企画としてきました。この度は3年ぶりの開催となりましたが、当日は20名以上の会員に加え、司法修習生の方にも御参加頂き、大変な盛り上がりとなりました！ 僭越ながら同氏の熱烈なファンでもある私が当日の様相についてレポートさせて頂く次第です。

広げられるトークは全てが正真正銘のノンフィクション。創作では決して生まれ得ないリアリティと迫力。そして30年に渡って鍛え抜かれた珠玉の話術。そう、異端にして孤高と称すべき芸人の中の芸人。それがコラアゲンはいごうまんさんです。

コラアゲンはいごうまんって誰？

コラアゲンはいごうまんさんをご存知ない方のために、簡単な紹介をさせて頂きたいと思います。

同氏は、高校卒業と同時にオール巨人の弟子となり、以後30年にわたってお笑いの世界で業を磨き続けている芸人さんです。現在はWAHAHA本舗に所属。そのスタイルからコンプライアンスに引っ掛かりまくるため、メディア露出こそ多くないものの、その芸風は正に唯一無二。その身ひとつであらゆる現場に飛び込み取材を行い、そこでの実体験を基礎にネタを作り上げるというものです。繰り

松木さんのお姉ちゃんが……

前説は、近年正に飛ぶ鳥を落とす勢い、活躍目覚ましい法友倶楽部の若虎、松木俊明先生(64期)が担当されました。

ネタは「松木さんのお姉ちゃん」。松木先生と姉君の姉弟愛に会場は暖かい反応(野次、ガヤともいう)に包まれ、熱気とボルテージは十分。満を持して、本日の主役、コラアゲンはいごうまんさんをお迎えすることとなりました。

なお、前説の動画が欲しい方はご一報くださいませ。

コラアゲンはいごうまんさん登場！

コラアゲンはいごうまんさんがお越しになると会場は万雷の拍手。私自身、久方ぶりに目にする生コラアゲンです。感激と膨らむ期待に目頭を押さえるばかりでした。

3年ぶりにお会いするコラアゲンはいごうまんさんと法友倶楽部の面々の簡単な挨拶もそこそこに、早くもコラアゲンはいごうまんさんの本領が垣間見えます。まずは華麗な「松木イジリ」を食前酒に、「ヤクザの部屋住み体験取材」を前菜として頂きます。そしてついに本日のメインディッシュである、「ホストクラブ体験取材」へとトークは展開していきます……。

ホストクラブで……

49歳にして挑む、新宿は歌舞伎町のホストクラブでの採用面接。何度もくじけそうになりながらも立ち上がり、未体験ゾーンへ果敢に踏み込むコラアゲンはいごうまんさん。諦めずにながむしゃらに食らいつくその姿勢は、毎日のように未知と遭遇する我々弁護士も見習うべきものがあると得心します。

源氏名の考案。ホストの必須アイテム、名刺の作成。芸人ではない、「ホスト」としての写真撮影。迎える出勤初日。初めてのヘルプ。初めての指名客。ラスソンへの険しすぎる道のり。命とプライドを懸けたシャンパンコール。後岡美帆先生、改め美帆姫とエビバディイエッサ。芽生えるホスト仲間との絆、確執はやがて友情へ。そして迎えた体験取材の最終日……。わずか1か月足らずの間に生まれた笑いと涙と感動のドラマがそこにはありました。

ネタバレになってしまうため、ここで多くを語ることはできません。語ったとしてもそ

の面白さを1億分の1も伝えることはできないので、あえて語ることもしません。その真髓を体感したい方は、来年も開催されるであろうLIVEにお越し下さい!!

LIVEも終わり……

LIVEはおおよそ2時間。近年のお笑いの傾向からすれば長すぎるようにも思える時間があったというまに過ぎてしまいました。終わってみれば、ずっと笑いの絶えない2時間となり、初めて見る方も何度か見たことある方もすっかりコラアゲンはいごうまんさんの話術の虜になってしまいました。

ですが、決して笑いだけで終わらないのが同氏のLIVEの妙味です。コラアゲンはいごうまんさんが、ホストクラブ体験取材を通して得たもの。すなわち、「目の前の人を喜ばせることに心血を注ぐ」、「一生懸命は必ず人の心を動かすことができる」、「ラクに見える仕事にも隠れた苦労が必ずある、ラクな仕事など決してないのだ」。LIVEを結んだ3つの言葉は、日々クライアントと向き合う私たちに大切な示唆を与えてくれているのではないのでしょうか。

来年も!!!

来年も必ずコラアゲンはいごうまんさんをお招きして本企画を実施したいと考えております。笑いだけでなく人生や仕事に通じる感動もきっと得られることかと思えます。皆さんお誘い合わせの上、奮ってご参加下さいね!!! それでは、本企画を実施して下さった法友倶楽部親睦委員の皆様に参加者を代表して御礼を申し上げますとともに、次回は更に多くの方にご参加頂けることと、コラアゲンはいごうまんさんの更なる活躍を願いつつ、筆を置くことと致します。

法曹交流

第73期司法修習生との交流会

岡村 亜衣子 (71期)

令和2年1月22日(水)、法曹交流委員会主催の恒例イベントである「司法修習生との交流会」が開催されました。

48名(うち修習生19名)の方々にご参加いただき、大変賑やかな交流会になりました。やはり、参加者が多いと、活気が出て、楽しい会になりますね。修習生に対しても、より法友倶楽部の魅力を伝えられたように感じています。

まずは、法曹交流委員会委員長である尾島史賢先生から交流会の趣旨を簡単に説明していただき、その後、幹事長である橋口玲先生より、ご挨拶いただきました。会派とは何なのか、法友倶楽部はどのような会派なのかについて、修習生にイメージを持っていただきました。

続いて、福原哲晃先生から乾杯のご挨拶があり、食事が運ばれ、懇談会が始まりました。



本交流会では、修習生の隣に弁護士が来るよう、予め弁護士席と修習生席を分けておきました。また、先生方には、くじを引いていただくことで、ランダムに席を決めました。修習生が様々な弁護士と話せるようにという意図でした。更に、会話のきっかけにさせていただいたり、弁護士に修習生を知っていただくため、修習生に自己紹介ペー



パーを事前にご用意いただき、これを弁護士に配りました。

修習生を見ていると、積極的に弁護士に話しかけたり、楽しそうに話を聞いたりしている様子うかがわれました。途中で席替えを行ったのですが、もといいた席が名残惜しいのか、なかなか移動してくれない修習生もいたほどです。

私自身も、修習生とお話することができました。食事をしながらざっくばらんに話すことで、就活における修習生の個人的な、また具体的な悩みを聞くことができたと思っています。

その後、4名の先生方から修習生に向けてお話をいただきました。先生方には当日突然スピーチをお願いしたのですが、快く引き受けてくださり、就職活動、法友倶楽部のイベント、弁護士の職務、女性の活躍等、幅広く、興味深いお話をいただきました。

最後には、竹岡富美男先生から終宴のご挨拶がありました。「依頼者に好かれ、同僚にも好かれる弁護士」を目指したいと思います。

令和元年度

法友内委員会活動報告

広報委員会の活動報告

満村 和宏 (41期)



1 本年度の広報委員会は、広報誌『法友』の発行経費の削減方法の検討と、通常の発行に向けた活動を行いました。

『法友』の発行は、若手委員の活躍で、広報委員会に不慣れな私を支えていただき、無事、本号を含め、3回の発刊ができました。感謝です。

2 発行経費削減については、

- ① 紙媒体自体を維持しつつ、発行経費を削減する方法
- ② 発行回数、発行内容を検討する方法
- ③ ITを利用した方法

の3点の方向から検討を進めました。

5月にそれぞれの部会を編成し、秋頃におおよその方針を固め、当倶楽部会員の意見を伺う為に、アンケートを実施しました。

広報委員会の出した答申の内容は、①発行回数を削減し、簡易版を補うことによっ

てコンテンツの内容を維持する方法、②ポータルサイトを利用してアーカイブとして電子版を掲載することという方針を打ち出すことでした。

現在、ポータルサイトまで必要か等といった、経費の削減に見受けた費用対効果の検討に移っています。次年度以降の課題ですが、会員の会費の適切な支出という観点からの問題であり、会派活動の根幹に関わる問題として、継続的に検討していただきたいと思います。



企画委員会活動報告

魚住 泰宏 (45期)



企画委員会（以下「委員会」といいます）は、規約第10条4項に従い、①活動方針、政策等の立案、②研究調査活動、③その他幹事会が決定する事項

の各職務を担当することとされています。

1 活動方針の立案

今年度は、橋口執行部から提案された活動方針案について、議論を行い、修正を行いました。橋口幹事長から、幹事会において、常議員会の資料をできるだけ開示し、意見交換を活発に行いたいとの意向がありました。幹事会では、この意向に沿った情報が開示され、活発な意見交換が行われました。

他方、弁護士会が直面する課題について、委員会内でも活発な意見交換をすべきであるとの意見があり、林裕之副会長が取り組んでいる課題のほか、弁護士会の課題について意見交換を行うことになりました。

2 政策の立案

大橋政策部会長を中心として、委員会や政策部会で検討しました。政策の内容は、弁護士会が抱える多くの課題から、弁護士自治から業務支援・拡大まで、重点を絞り立案されています。森直也次年度副会長が積極的に推進していただけると確信しております。

3 弁護士会の課題に関する意見交換

上記のとおり、今年度は、委員会内でも

弁護士会の課題について意見交換を行いました。憲法改正に関する意見書案、会務の有償化、後見人業務の保険制度、会館積立金のシミュレーション、ビジネスと人権に関する研修講師派遣事業、法テラスの償還制度、死刑廃止など、12月までに合計6回開催した委員会において意見交換をしました。

4 法友倶楽部会費の減額

活動方針6項に「会費の減額の可否及び内容について、あるべき財政状況とともに検討を深める」とあり、委員会においても議論を行いました。特に、広報の在り方を変更し、支出を抑えることができれば、会費減額は現実的なものとなると思います。執行部から、広報委員会の令和元年12月13日付け広報誌『法友』の発行方法に関する答申書の答申の趣旨の是非について諮問があり、検討しました。執筆時点では答申内容は未定ですが、次年度以降、会費の減額を検討することができるのではないかと思います。

5 最後に

委員会に出席くださり、活発な意見交換を行っていただきました委員の皆様、特に庶務の藪根さん、会計の中塚さんに感謝いたします。今年度の委員会における意見交換が、出席された委員の、そして法友倶楽部の叡智となり、弁護士会の発展に繋がれば幸甚に存じます。

次年度は、法友倶楽部創立90周年記念事業が行われます。委員会がどのように関わるか定かではありませんが、法友倶楽部が一致団結して、記念事業が盛り上がることを祈念して、筆を置きます。

法曹交流の意義

尾島 史賢 (56期)



令和元年度の法曹交流委員会の活動を振り返ってみたいと思います。

今年度の目標は、私が前回委員長を務めた際に策定した「法友OJT制度」を根付かせることと、それ以外にも、いくつかの恒例行事を無事に成し遂げること、でした。

まず、法友OJT制度については、マッチングが最重要であると考え、あらかじめ募っていた、いや、募集していた（募るも募集するも同じ意味です）OJT受講希望者から取り組みたい分野をヒアリングし、それに見合ったチューターを個別に依頼してマッチングを図りました。おかげで、OJT受講者は、取り組みたい分野を希望どおり受講することができるため満足度は高かったです。一方で、チューター側の供給が委員長の個人的な伝手に頼ってしまうことから、継続的な制度として根付かせるためには、やはりこの点がネックだと改めて感じました。それでも、今年度は4件のマッチングができ、件数としては少ないものの、利用者にはご満足いただけたものと思います。利用者には簡単なアンケートを実施しましたが、満足度は高く、もっと法友OJT制度を利用すべきであるとの声をいただいています。

恒例行事の一つ目は、インハウス弁護士と

の交流会（令和元年8月1日(木)18時～）です。講師は、小林製薬株式会社の名取伸浩さん、グンゼ株式会社の吉鹿央子さん、株式会社鴻池組の西村智久さんでした。その後の懇親会も大いに盛り上がりました（しかし、参加者が少なかったのが残念！）。詳細は、岡村亜衣子さんが執筆された「インハウス弁護士との交流会」（『法友』144号47頁）をご参照ください。

二つ目は、法友倶楽部会員と第73期司法修習生との交流会（令和2年2月5日(水)18時30分～）です。

これは、法曹交流委員会が「委員会」として組織化される前から続いている行事であると側聞しておりますが、事前に参加を申し出ていただいた会員が少なかったため、私から「脅迫的な」動員メールをお送りしたところ、結果的には、約50名（司法修習生19名）の皆様にご参加いただくことができました。ご参加いただいた皆様には、この場を借りて御礼申し上げます。交流会としては、司法修習生の採用を希望されている会員と司法修習生とのマッチングもできましたので、盛会に終わりました。

このように、私個人としては今年度当初に設定した目標を無事に達成することができましたが、会派主催の行事の意義については今後検討していく必要があると思います。毎年の恒例行事であるからとりあえず続けるというのではなく、新たにブラッシュアップすることも大切であるということをお次年度委員長に引き継ぎたいと思います。

親睦委員会活動報告

安藤 良平 (61期)



本年度の親睦委員長を務めさせていただきました61期の安藤良平です。

本年度の親睦委員会では、恒例行事にもちょっと変化を加えて、また参

加しやすい会費設定で、皆さんに「楽しかった」と思っただけのイベントを目指しました。

各イベントは、ご担当の親睦委員の先生に企画から当日の準備まで、ほとんどすべてをお任せして、委員長はイベントを楽しんでばかりでした。ご協力いただいた親睦委員の皆様、一緒にイベントを盛り上げてくださった参加者の皆様には、心から感謝しております。

1年間の親睦企画を振り返りますと、まず4月のお花見では、南天満公園至近のキッチンスタジオを会場としてお借りし、桜の木の下でお花見をするチームと、暖かい部屋の中から桜を眺めるチームとに別れてお花見を開始し、日が暮れる頃には室内に集合して楽しい時間を過ごしました。

7月には、昨年度、悪天候のため惜しくも中止となってしまった幻の企画「阪堺電車貸し切りイベント」を行いました。心地よく揺れる電車の中で、おいしい料理とお酒とで、楽しく語らって過ごしました。浜寺駅前で折り返して、再び天王寺駅に帰ってきた頃には、電車の中だったことも忘れるほどの盛り上がりでした。

8月、太閤園で開催されたビアパーティでは、恒例のビンゴ大会を行いました。担当委員により、末尾の賞まで厳選されたたくさんの景品が用意されているため、ビンゴも最後の最後まで盛り上がりました。

9月には地引網&海鮮BBQを行いました。引き上げた網に入っていたタイやタコやサメを、水槽で観察したり触れたりすることができたので、ご参加いただいたお子様には良い思い出になったのではと思います。

10月のフラワーアレンジメント企画では、例年とちょっと気分を変えて、北浜のお花屋さん併設されたカフェで実施しました。自分でアレンジした花を見ながら飲むコーヒーは格別でした。

11月にはボウリング大会。今回はラウンドワン梅田店での開催でしたが、投球者によってガターを防止するバンパーを出せるので、子供も楽しく参加できました。

2月には恒例のスキー旅行。そしてコラアゲンはいごうまんさんを迎えてのお笑いライブを行い、大笑いさせていただきました。

ゴルフ(HGC)は6月、11月に行いました。若手の活躍が目覚ましく、出席者も若手が多い状況ですので、ゴルフを通じて人生を語っていただける先輩方のご参加をお待ちしています。

振り返ると、委員長である私自身は「楽しかった」と思っておりますが、皆さんも同じようにお楽しみ頂けましたでしょうか。御意見お聞かせいただければ幸いです。一年間本当にありがとうございました。

研修委員会活動報告

塚崎 幸司 (61期)



実施しました。

本年度の研修委員会は、期の上下を問わず何かと一緒に体験する研修の実現を目指しながら、「会派内研修」の意義を考えつつ、合計3回の研修

第1回研修は、令和元年6月12日に、春秋会からお声掛け頂き、7会派合同研修として「依存症ってどんな病気？」を実施しました。松本俊彦医師による講演は、その内容、熱量、話術から、薬物依存症の治療と研究のトップランナーとしての凄みを感じさせられるものでした。また、本年度は本研修の前後で、芸能人等による薬物使用報道が続いたところ、参加者は研修で得た視点を現実にあてはめる機会を得たものと思われま

第2回研修は、令和元年9月5日に、東井瑞起会員(70期)、千葉あすか会員(71期)の担当により、「ヨガ研修」を開催しました。外部から石川奈々子氏(ヨガスタジオ、スタジオグリーン主宰)を講師にお招きし、会館1001号室で実際にヨガを体験しました。石川さんからは、自律神経を整えるヨガ、顔を鍛えるフェイシャルヨガなどを学び、ヨガで気持ちが変わること、顔や姿勢も変わること

第3回研修は、令和2年2月28日に、脇田俊宏会員(64期)、都裕記会員(71期)の担

当により、小林俊康会員(36期)に講師をお願いして、「綱紀委員として思うこと」と題する研修をおこないました。小林先生は長年大阪弁護士会綱紀委員会に所属されているところ、手続の説明だけではなく、委員としてのご苦労を含む生の体験を語って頂きました。小林先生の使命感、気概といったものを目の当たりにし、参加者にとっても大変重要な経験となりました。法友倶楽部の会員が、同会員に対し他では得難い講師独自の体験を語って頂くという、正に会派内研修の意義を実現できる研修になったと思います。

このように、本年度は、合同研修にも恵まれ、合計3回の研修を企画・実施することができました。このような充実した研修が実現できたのは、不慣れな私に詳細な引継書をくださった石堂前委員長(59期)を始め、本年度の研修委員会の脇田俊宏会員、田中章弘会員(64期)、青木会員(70期)、東井会員、植田会員(70期)、都会員、担当副幹事長の川本会員、玉野会員のお力添えがあったからに他なりません。この場をお借りして感謝申し上げます。

顔の見えるもの同士が体験型の研修をおこなうことに会派内研修の可能性を感じましたが、他方で、親睦行事に接近しすぎているのご意見も頂きました。会派内研修のあり方は難しい問題といえますが、いずれにしても、研修委員が多数参加し、充実した企画を実現していただければと思います。

1年間、ありがとうございました。

ジュニア部活動報告

— 第2回各会派若手会対抗カートレース —

増田 力 (63期)

1 若手会対抗カートレース

令和2年1月25日(土)、第2回各会派若手会対抗カートレース大会が、舞洲インフィニティサーキットにて開催されました!

昨年、初めて実施された対抗競技ですが、第1回はめでたく我が法友倶楽部ジュニア部が優勝しております。第2回とな

った今年は、連覇をすべく、「堺の走り屋」の異名をとる63期の里村先生、同じく走り屋と見紛うドライビングテクニックを有する67期の井村先生の2人を中心に、必勝を期してレースに臨みました。ライバルはマイカートを所有しているという岸先生率いる一水会か。



序盤から法友倶楽部と一水会がトップを争い、そこに春秋会が割って入るといいう攻防が続く。徐々に一水会がリードを広げるも食い下がる法友倶楽部と春秋会。しかしここで法友倶楽部にまさかのアクシデント! レース時間を勘違いしており、それに伴い1人あた



りの走行時間の配分を誤って最終走行車の井村先生に多大な負担が……対する一水会は順調に走り続け、法友倶楽部は無念の2位。

とはいえ、準優勝でも立派な成績です。何より、各会派とも大きな事故もなく、カートそのものを楽しんで大いに盛り上がりました。

2 ADRについて学ぼう！

令和2年2月20日(木)、弁護士会館において、ADR推進特別委員会の副委員長2名にお越しいただき、ADR促進法についての講義及びADRの活用に関する講義をしていただきました。

参加者のうち、ADRの利用経験者は講師の先生を除いて私だけという状況で、あまり活用されているとは言い難い制度ですが、時効中断効や調停前置に対する特則等、弁護士として知っていて損はないと感じました。特に東日本大震災時には仙台弁護士会が開設した震災ADRが広く活用されていたとのこと。南海トラフ地震が心配される大阪において



も、知っていて損はない制度だと感じました。

講義後、質疑応答の時間がありましたが、参加者からも多くの質問が寄せられ、関心の高さが伺えました。

質疑応答も含めて60分弱という時間でしたが、非常に有意義な時間となりました。

3 今後の予定

残念ながらコロナウイルスの影響によりジュニア旅行は中止となりましたが、追いコンについては延期し、落ち着いた頃に開催して盛大に62期の先生方を送り出したいと思えます。

勝負事の息抜きにはコーヒーとジャズを

琴 太一 (65期)

カートレースも裁判も勝負事。常に勝負事の最前線にいる弁護士には息抜きが欠かせません。西天満・南森町界隈に良い喫茶店がないかなとお悩みの方、南森町交差点から南へ少し歩いたところにある素敵なジャズ喫茶、「LONG WALK COFFEE」をご存じでしょうか。私と同年の店主アンディ氏が選りすぐりのレコード群の中から常時最高のジャズ盤に針を落とし、それを迫力あるオーディオシステムで堪能しながら(いわゆる「ジャズ喫茶」にしてはどう考えても音がでかい)、丁寧に淹れられた絶品ドリップコーヒーが頂けます。最近ではブラジル音楽のレコードも充実してきており、ブラジルフリーク

の私の息抜き頻度は格段に高まっています。内装も随所にイギリスを感じさせるこだわりようで(アンディ氏の父は英国人)、近隣のおじさまからカフェ好きの女性まで、朝から夕方まで様々な人たちが自分の時間を過ごしています。戦いに疲れたら、少し“ロングウォーク”して息抜きしてみてもいいでしょうか。



LONG WALK COFFEE

大阪府大阪市北区天神西町8-19 法研ビル1F
 営業時間 月～水・金 8:00～19:00
 土日・祝 9:30～18:00
 平日の木曜定休



花の会のご報告

海 野 花 菜 (60期)

本年度、花の会では、大橋先生の呼びかけにより、合計4回例会を開催し、毎回それぞれの近況や気になっていることなどで盛り上がりました。また本年度3回目、令和元年12月11日の例会では、次年度副会長予定者の森直也会員をお招きして、副会長へ立候補されるに至った経緯、副会長としての意気込みなどをお聞きしました。



令和2年2月13日木曜日のランチタイム、今年度第4回目の花の会が開催されました。今回も老松通りにある「心たけ」にて、おいしいランチを頂きながら、大橋先生をはじめ法友倶楽部の華やかな女性会員総勢10名が集まり様々な話に花を咲かせました。

ところで、女性会員ばかり集まって、いったいどんな話をしているのか？ ちょっと気になりますよね？

花の会では毎回公私にわたり様々な事柄が話題に上がりますが、今回もまず話題に上がったのが先日行われた日弁連会長選挙について。そもそもの選挙の仕組みの説明に始まり、結果について様々な意見が交わされました。また、男女共同参画推進委員会が現在進めている政策や提言についても話をしていただき、みなさん興味深く聞き入っていました。この他にも、各先生方が現在取り組んでいる事案について紹介したり、意見を出し合ったりもしています。

と、そこは弁護士の集まりですので、このように真面目な話も少しはしつつ、趣味でマリimbaを習っているという素敵女子の話があったかと思えば、同じく趣味つながりでお話しされた先生が飼っている爬虫類にエサとして「コオロギ」や「冷凍マウス」をあげると平然とお話しになりその場にいた全員を震え上がらせるといった珍事も起こりながら、最後はApple Watchを使って携帯カメラのシャッターを押せるという最新技術に全員で感心しつつお開きとなりました。

このように、花の会では弁護士としての業務にかかわることから、介護・育児といったプライベートな事柄まで様々な話題について毎回楽しく、たまには真面目に話をしています。最近では今年度幹事をしてくださっている矢口先生のご尽力もあり2か月に1度のペースで開催されていますので、これまで参加したことのない先生方も、気軽に参加してみてください。

入会しました～よろしくお願ひします～



65期1名、71期1名、72期11名が入会されました。
法友倶楽部は皆さんを歓迎します。



かわさき けんすけ
川崎 賢介 (65期)

弁護士法人
法律事務所オーセンス

生年月日 1982年10月31日
出身地 福井県
出身高校 高志高校
出身大学 関西大学法学部
法科大学院 東海大学法科大学院
職歴 証券会社、法律事務所
趣味・スポーツ 登山(2、3年前から始めました)

法友倶楽部のみなさま、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました川崎賢介と申します。昨年11月より、法律事務所オーセンスに勤務しております。

私は、生まれは福井県で、大学入学にともない大阪に出てきました。その後しばらく東京で暮らしていました(修習地は盛岡でした)。4年程前、転職により大阪に戻ってき

ました。

大阪は、人と人の関係が濃く、大勢の人と騒ぐことが好きな私にはとても過ごしやすい街です。週末は、なじみの店をはしごすることが楽しみです。

2、3年前から登山を始めました。北アルプスの山を頑張って登っています。登山の最中は、登ることだけに集中できるので、気分転換には最適です。

今年で弁護士登録7年目になりました。インハウス時代から現在に至るまで、様々な事案に携わりましたが、一つとして同じ事案はなく、リサーチと検討に時間と労力を費やしてきました。特に、インハウス時代に海外における株式譲渡、信託についてリサーチ及び解決策の検討のため長期出張したことは大変でしたが、いい経験になりました。

一人の弁護士として充実した日々をすごしていますが、新たな分野に挑戦していきたいと思っています。

まだまだ至らない点多々ありますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



にしやま かつひろ
西山 勝博 (71期)

弁護士法人ベリーベスト
法律事務所堺オフィス

生年月日 1988年11月16日
出身地 兵庫県尼崎市
出身高校 報徳学園高校
出身大学 立命館大学
法科大学院 関西学院大学大学院司法研修科
趣味・スポーツ ゴルフ、サウナ

皆様、はじめまして。西山勝博と申します。

弊所の先生が多数所属しており、法友倶楽部でのゴルフ活動を楽しげに語る都裕記先生のお話を伺い、是非とも法友倶楽部に参加したく入会させていただきました。

私の趣味は、ゴルフとサウナです。ゴルフについては、このスポーツが向いていないのか不真面目なのかはわかりませんが、一向に上達しないまま中学校からゴルフ歴だけを積み重ねております。法友倶楽部ゴルフ部の皆様は熱心に活動していると聞いております。そんな法友倶楽部に入会させていただいたのも、なにかのご縁かと思ひ、ゴルフ歴に見合う腕前になるべく練習に励んでいます。

その他の趣味としては、サウナがあります。サウナのリラックス効果は絶大です。せっかく紙面を頂戴していますので、この場を借りてサウナの正しい入り方をご紹介します。

サウナの基本は、サウナ・水風呂・外気浴(休憩)を1セットとして、これを複数回繰り返すことで、「整う」ことにあります。「整う」とは、血行の促進によって脳に大量の酸素が行き渡ることにより、ディープリラク

スの状態に至ることを言います。「整う」までに要するセット数は、個々人の体調や好みによって異なりますが、参考までに私のルーティンを紹介いたします。

まず、サウナに入ります。1セット目は10分程度、2セット目以降は13分程度を目安にしています。その後、15度程度の水風呂に2分ほど入ります。水風呂を出た後は、体の水分をしっかりと拭き取ります。水風呂を出た後に、しっかりと体の水分を拭き取ることが大切です。これを怠ると、休憩中に必要以上に体を冷やしてしまい体の芯の熱を感じにくくなってしまいます。その後、浴室内のベンチで5分ほど休憩します。

これを3セットから4セットほど繰り返します。そうすると、ベンチで休憩しているときに、手足の先から体の中心に向かってじんわりとした感覚に包まれ、ふわっと安らぐ瞬間が訪れます。

私も、毎回のサウナで整うことができているわけではありませんので、日々試行錯誤しながらサウナを楽しんでいます。

皆様も、日々の執務でお疲れになった際には、サウナに足を運んでみてはいかがでしょうか。サウナ愛好家の先生がおられましたら、おすすめのサウナをお教えてください。

末筆ながら、皆様今後ともよろしくお願ひいたします。



入会しました～よろしくお願ひします～



おか 直人 (72期)

西村・塚崎法律事務所

生年月日 1991年2月1日
出身地 滋賀県大津市
出身高校 膳所高校
出身大学・法科大学院 同志社大学法学部法律学科卒、同志社大学法科大学院修了
趣味 旅行、食べ歩き、読書、草野球

法友倶楽部の皆様、はじめまして。この度法友倶楽部に入会させて頂くことになりました。72期の岡直人と申します。

私は、令和元年に全国植樹祭が行われた愛知県の尾張旭市という自然が多い所で生まれ、その後、関西で多くの時間を過ごし、今は滋賀県の大津市に住んでおります。修習地も大津で、大阪のような大都会に住んだことがないので、ビルが林立する街並みにいまだに慣れず日々圧倒されております。

趣味は旅行や食べ歩きで、色々な土地の街並みに触れ、写真を撮り、その土地ならではのご飯を食べてゆったりとした時間を過ごすことが好きです。また時間を見つけて、まだ行ったことのない場所へ旅行する計画を立てていこうと思います。

小学校から野球を始め、現在は中学校時代の友人が作った草野球チームに所属していますが、最近はなかなか予定が合わず参加できていません。運動不足気味なので、また、予定を合わせて参加し、野球を楽しみたいと思っています。

1月から事務所で働きだし、早いものでもう2か月近く経ちました。この間に近畿各地

の法廷への出廷、電話対応や新規の相談等、とても多くのことを経験させていただき、忙しい中でもとてもやりがいを感じて仕事をすることができています。

私が弁護士の仕事をしていく中で大切にしていきたいことは「人の話を聞く」ということと、人との繋がり、ご縁です。依頼者の方はもちろん、相手方の人も含めて人と話をしっかりとできれば、心のどこかに信頼関係が生まれ、話をする中で問題解決に繋がるものがたくさんあると信じております。また、人と人の繋がりが後の自分の財産になり、人間の幅を広げるものであると、仕事を通じて身に染みて感じています。

皆様とのご縁を大切にしつつ、日々の職務に誠実に取り組み、精進して参ります。

若輩者ではございますが、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。





かながわ ふみえ
金川 文恵 (72期)

堂島総合法律事務所

生年月日 1975年11月3日
出身地 鳥取県
出身高校 米子東高校
出身大学 広島大学教育部卒
法科大学院 甲南大学法科大学院修了
職歴 地方公務員
趣味 ゴルフ (予定)

皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただきました72期の金川文恵と申します。

私は、鳥取県出身で、6年半、地元で地方公務員として勤務しました。公務に従事する中で、もっと直接、困っている人のお役に立ちたいと思うようになり、一念発起して弁護士を志すことになりました。今年1月からようやく弁護士として活動することができ、未熟さを多々感じながらも、充実した日々を過ごさせていただいております。

趣味としましては、最近ゴルフを始めました。法友倶楽部ではゴルフが盛んで、ゴルフコンペを通して交流が深まると聞いております。まだまだ初心者ですが、積極的に参加して多くの先輩方と一緒にしたいと思います。

もとより未熟ではありますが、誠心誠意仕事に取り組む所存です。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



かわむら さえ
川村 紗恵 (72期)

弁護士法人和氣綜合

生年月日 1993年5月2日
出身地 兵庫県芦屋市
出身高校 兵庫県立神戸高校
出身大学 岡山大学法学部卒
出身法科大学院 神戸大学法科大学院修了
趣味 バスケットボール、スポーツ観戦、旅行

皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、72期の川村紗恵と申します。

兵庫県芦屋市出身ですが、幼少期と大学生生活合わせて9年ほど岡山に住んでいました。岡山もとても住みやすくよい街でしたが、海も山もあり家族のいる地元が好きだったので、神戸に戻り、修習地も神戸を選択しました。

修習中は、日本の行ったことのない場所に行ってみようと思い、1年間で20県ほど旅行をしましたが、まだ、行ったことのない県があるので、今年もたくさん旅行ができればいいなと思っております。

また、私は、小学校から大学までバスケットボール部に所属していました。現在も大阪弁護士会の法曹バスケットチームに所属させていただいており、バスケットボールを続けております。その他、野球やサッカーを観戦するのも好きです。スポーツを通して、会員の皆様と交流する機会があれば、嬉しく思います。

まだまだ、未熟者ではございますが、何卒ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



くめ ひろふみ
久米 浩文 (72期)

弁護士法人ベリーベスト
法律事務所大阪オフィス

生年月日 1960年3月27日
出身地 大阪府吹田市
出身高校 大阪府立千里高校
出身大学・法科大学院 京都大学経済学部
卒、神戸大学法科大学院修了
職歴 商社、板金業

皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、72期の久米浩文と申します。

私は、大学を卒業後商社に入社いたしました。商社では食料部門に配属され、主にコーヒー豆や紅茶の輸入を担当しておりました。

ある神戸の大手コーヒー屋の企画課長から、製造直後のフレッシュな状態の紅茶に脱酸素剤を入れて輸入でけへんか、そんな商品あったら差別化できるで、市場も拡大できるでと相談を受けたことがあります。さっそく、現地生産者と打ち合わせたところ、生産者から「紅茶には熟成期間が必要で、生産してすぐ脱酸素剤を入れたら、紅茶が呼吸できなくなる。おいしくなくなる」と抵抗されました。それを課長に伝えると「おいしいか、おいしくないかを決めるのはお客様やで。作ってすぐ脱酸素剤を入れた紅茶やと認識して飲む紅茶は格別な味がすると思えへんか」と言われました。商品の価値は、生産者や権威者が決めるのではなく、需要者であるお客様が決めるものであるという商売の基本を身をもって経験させていただきました。

商社退職後は、家内の親父が創業した板金

工場に勤務しました。従業員250名で滋賀、長浜、京都の3か所ある薄板ステンレスの板金屋です。そこで営業本部長兼京都工場長をしておりました。

ステンレス浴槽を開発した会社で、今ではステンレス浴槽はこの会社しか製造していません。創業者は、口癖のように「数たくさん売るやつには高く売るんや、たくさん売るやつに安く売ったら、そいつはますます強なる。売先が強くなったら、言うこと聞かなあかんようになるやろ」と教えてくれました。営業は、市場全体を把握した上で、モノを売らねばならないという基本的なことを再認識させられました。

法科大学院に入学しても苦勞しました。商社時代、板金屋時代を通じて、私は、よく「でけへんのちゃう、やれへんだけや」と部下を鼓舞していました。しかし、私は、試験中に時計すら見れませんでした。ついつい、わかる問題が出ると25点しか配点がないのに、時計も見ないで、4枚も5枚も書いてしまうのです。

時計を見ることなど、小学生でもできます。基本的なことを身に付けずに、物事を成し遂げようとしてもでけへん。そういう時は、まず基本に立ち返って基本ができるようになってからやらなあかんというあたりまえのことを思い出させてくれました。

かくのごとく、私が学んできたことといえば、法律に直接関係のないことばかりでした。

プロの法律家でなければ、お客様からお代を頂くことはできません。一人前の法律家になるために、私にとって4度目の雑巾がけの期間が始まると考えております。

精一杯頑張りますので、法友倶楽部の皆様には御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



しょうじ ゆうき
庄司 祐希 (72期)

弁護士法人ベリーベスト
法律事務所大阪オフィス

生年月日 1988年8月17日
出身地 岐阜県
出身高校 岐阜県立加茂高校
出身大学・法科大学院 立命館大学法学部
卒、立命館大学法科大学院修了
趣味・スポーツ サッカー

法友倶楽部の皆様、はじめまして。

この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、72期の庄司祐希と申します。

私は、大学進学を機会に京都に住みはじめ、その後は、兵庫県尼崎市、修習時代には神戸市に住むなど関西には約10年間住んでおります。住んでいるうちに関西のことが気に入り、大阪で弁護士としての一歩を踏み出せたことを嬉しく思っております。

私は、学生時代からサッカーをしており、今でも体を動かすことが大好きです。法友倶楽部のイベントでも、体を動かす機会が多々あると聞いておりますのでとても楽しみにしております。

昨年12月に弁護士登録をして、業務に勤んでおりますが、まだ至らぬ点多々あり、日々勉強の毎日ですが、見える世界が広がっていくのを実感することができ、とても充実しております。

早く一人前の弁護士となれるように何事にも精いっぱい取り組んでいきたいと思っております。

ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



そが ゆうすけ
曾我 祐介 (72期)

梅田パートナーズ
法律事務所

生年月日 1985年5月16日
出身地 兵庫県伊丹市
出身高校 仁川学院高等学校
出身大学・法科大学院 大阪経済法科大学法
学部卒、甲南大学法科大学院修了
趣味・スポーツ 筋トレ

法友倶楽部の皆様、初めまして。新入会員の曾我祐介です。

私は、大阪での修習を経たのち、昨年12月より梅田パートナーズ法律事務所勤務を開始しました。

事務所のボス西村雄大が法友倶楽部であることから、私も法友倶楽部に入会させていただくことにいたしました。

私は、法科大学院に入学した時、試験勉強を継続するための健康維持を目的に、ジムに通い、筋トレをすることにしました。ジムに通いだした当初は、健康維持を目的にしていたのですが、だんだんと挙上できるおもりの重量が増えていくにしたがって、健康を維持しようという目的から離れて、筋トレすることそのものが目的になりました。面白くなりました。頭痛がするときにもジムに通っていました。筋トレ後は、頭痛が軽くなります。筋トレは、おもりの重量が日に日に増加することで成果が目に見える。自分の成長を感じることができ、やりがいを感じることもできました。

私としましては、私自身を今はまだ半人前の弁護士だと自覚しております。弁護士とし

入会しました～よろしくお願ひします～

て業務を継続して行い、自分に何ができて何ができないかを把握して、それを記録して可視化し、常に、能力を向上させることを意識すれば、だんだんと出来ることも増えてくるだろうと考えております。一人前の弁護士になるために近道はない。愚鈍に実直にやり続けていくしかないと思っております。

会派は、みんなで集まって親睦を深めるのが目的だと聞いております。法友倶楽部の会員の皆さま、楽しいことがあれば教えて下さい。

皆様、今後ともよろしくお願ひいたします。



つばね ひでのり
坪根 秀典 (72期)

弁護士法人ベリーベスト
法律事務所大阪オフィス

生年月日 1974年6月10日

出身地 長崎県諫早市

出身高校 長崎県立諫早高校

出身大学・法科大学院 立命館大学法学部
卒、甲南大学法科大学院修了

職歴 (株)京進

趣味・スポーツ 京都散策

1 皆様、はじめまして。

72期の坪根秀典と申します。

2 前職は、「京進」という学習塾に勤務していました。

記憶の片隅にある先生方もいらっしゃると思いますが、一時期ワイドショー等で世間をお騒がせしたところです。幸いにも、従業員の努力と社会のご理解によって現在も健在です。

京進では、およそ20年近く教鞭をとっていました。先日、弁護士会の研修で、「先生ですか」と呼び止められ、振り返ると、教え子が、先輩弁護士となっており、喜ばしく感じましたが、同時に複雑な気持ちもあったのが正直なところです。

その後、紆余曲折を経ながら現在に至っております。

3(1) 修習地は、京都でした。

大学進学で京都に出てきて以降、京都に住んでいましたので、修習地も京都を希望した次第です。

修習では、今まで見えてなかった京都に接することができ、有意義な経験を得ました。

(2) 出身地は、干拓で有名になりました諫早市です。幼少時は、当然ながら干潟がありました。干満の差が大きく、時間帯によっては、まったく違った風景を楽しめました。正直申しますと、その当時は、「ただの泥や」「汚いだけで、何の役にも立たない」と思っていました。しかし、修習生時代、ふと思ひ立ち、諫早湾を訪れました。干拓堤防からの人工的な眺めは、もの寂しさを誘うには十分でした。もちろん、背景の山々は変わらないのですが、人工物と調和することなく……。

4(1) 弁護士としては、まずは一般民事事件、特に家事事件を中心に携わっていきたいと思っております。将来的には、企業法務に携わることができれば幸いです。

(2) これまで、いろいろな経験をしてきました。トラブルに巻き込まれた人の「辛さ」は誰よりも感じるすることができます。ですから、その「辛さ」を解消できるように一所懸命努力するつもりです。それこそが弁護士の「お役目」であると思っております。そして、自分の現在いる「この一瞬」は、二度と戻らないことを胸に、「お役目」をはたせるように、邁進していきます。

ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。



なかの ようすけ
中野 陽介 (72期)

弁護士法人
大江橋法律事務所

生年月日 1993年7月17日

出身地 奈良県

出身高校 奈良県立平城高校

出身大学 大阪市立大学

法科大学院 大阪大学大学院高等司法研究科

趣味・スポーツ サッカー、ゴルフ

1 はじめに

法友倶楽部の皆様、はじめまして。

この度、ご縁をいただき、法友倶楽部に入会させていただきました、72期中野陽介と申します。

私は、奈良県の出身で、大学から大阪で過ごしてまいりました。そして、1年間の神戸での司法修習を経て、大阪で弁護士として働くことになりました。

2 趣味

小学校から大学までずっとサッカーをしていたこともあり、今でもサッカーやフットサルをすることが好きです。

修習時代には、兵庫県弁護士会サッカーチームとして、法曹サッカー全国大会にも出場させていただきました。

弁護士の皆様が、仕事を忘れて、サッカーをしている姿を見て、私もこれらからもスポーツは続けていきたいと思ひました。

サッカーだけでなく、スポーツ全般に興味があり、するだけでなく、観ることも好きなので、そのような機会がありましたらお声掛けいただけますと幸いです。

また、修習を機に始めたゴルフは、まだまだ初心者ですが、継続的に練習し、皆様とご一緒できることを楽しみにしております。

3 最後に

弁護士として働き始めて、早くも1か月が経過し、毎日、課題の連続で四苦八苦しておりますが、弁護士業務の幅広さ、奥深さを実感し、充実した日々を過ごしております。

自分が将来どのような弁護士になっていくのか、想像ができていない状態ではありますが、事務所の先輩方はもちろん、法友倶楽部の多くの先輩方とお付き合いさせていただく中で、様々なことを学びたいと思います。そのために、法友倶楽部の会派活動に積極的に参加させていただきたいと思っております。

もとより未熟者ではありますが、日々研鑽に努めてまいる所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



ほった かずき
堀田 和希 (72期)

弁護士法人ベリーベスト
法律事務所大阪オフィス

生年月日 1989年9月11日

出身地 大阪府豊中市

出身高校 北野高校

出身大学・法科大学院 神戸大学法学部卒、
大阪大学法科大学院修了

職歴 大阪府警察 行政職員

趣味・スポーツ 剣道、スキューバダイビング、
舞台鑑賞、映画鑑賞、旅行

法友倶楽部の皆様、はじめまして。ベリーベスト法律事務所大阪オフィス所属72期弁護士の堀田和希と申します。この度は、所属事務所の兄弁の薦めもあって、法友倶楽部に入会させていただきました。

大学と修習は神戸でしたが、それ以外はずっと大阪で過ごしてきたため、バリバリの大阪っ子です。学生時代は剣道やサークル活動、舞台鑑賞等の趣味に時間を費やしており、学業を疎かにしておりましたが、遠回りの末に昨年12月から弁護士生活のスタートを生まれ育った大阪で無事に切ることができました。遠回りのなかには、大阪府警での職員生活もありましたが、その中で警察組織がどういうものなのかを学びました。その経験が刑事弁護の中で少し役に立っており、人生遠回りをして無駄ではないと感じております。

弁護士になり立ての未熟なひよっこですが、法友倶楽部の諸先輩方には今後ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。



まつなが たくや
松永 拓也 (72期)

弁護士法人ベリーベスト
法律事務所大阪オフィス

生年月日 1987年7月13日
出身地 大阪府大阪市
出身高校 大阪教育大学附属平野高校
出身大学・法科大学院 同志社大学法学部
卒、大阪大学法科大学院修了
趣味・スポーツ お酒を飲むこと、ゴルフ、
野球、フットサル（サッカー）

皆様、はじめまして。松永拓也と申します。
この度、ご縁があり、法友倶楽部に入会さ
せていただくこととなりました。

好きなことはお酒を飲むことです（飲みすぎ
ないように気をつけています）。

そして現在は、修習時代に始めたゴルフに
どっぷりとはまっております。仕事に役に立
てばと始めたはずなのに、単なる趣味になっ
てしまいました。ゴルフをされる方が多いの
かなと認識しております。まだまだ下手くそ
ではありますが、皆様とご一緒できることを
楽しみにしております。

人生多少の遠回りをしながらも、やっと目
指していた弁護士になることができました。
まだまだ右も左もわからない状況ではありま
すが、私が新人ということは依頼者には関係
のないことです。一人の法律専門家として、
自覚を持ち、精進していきたいと思ひます。

皆様にも何かとお世話になるかと思ひます
が、その際はどうぞよろしくお願ひ申し上げ
ます。



まつもと ともき
松本 知生 (72期)

弁護士法人
千里みなみ法律事務所

生年月日 1993年3月23日
出身地 大阪府吹田市
出身高校 大阪府立茨木高校
出身大学・法科大学院 立命館大学法学部
卒、立命館大学法科大学院修了
趣味・スポーツ サッカー、ギター

法友倶楽部の皆様、はじめまして。この度、
法友倶楽部に入会いたしました、72期の松本
知生と申します。

私の出身地は大阪府吹田市であり、自分が
育った吹田の人々の力になることができれば
と考え、吹田市に事務所を構える千里みなみ
法律事務所に入所いたしました。

私が弁護士を目指したきっかけは、私の趣
味のひとつでもあるサッカーです。私は、高
校生のときから、サッカーの試合を観戦する
ことはもちろん、サッカー雑誌等で選手の移
籍情報をチェックすることを日課にしていま
した。それは、サッカー選手の価値という一
見すると明確な評価が困難なものを、サッカ
ー関係者の人々がどのような根拠をもって金
銭的に評価するのかという点に興味があつた
からです。もっとも、大学に入学するまでは、
この分野を自分の仕事にしようと考えたこと
はありませんでした。しかし、大学で法学部
に入学し、法律を学んでいくなかで、サッカ
ー選手の移籍というのもつまるころ「契
約」の問題であり、そこには法律が大きくか
かわっていることを感じました。そして、そ
のような観点からサッカー選手の移籍等の問

入会しました～よろしくお願ひします～

題を見ると、スポーツマネジメントの分野において、多数の弁護士の先生方が活躍されていることを知りました。

そこで、私も弁護士という立場からスポーツの世界にかかわってみたいと考えるようになり、弁護士を目指し始めました。

もっとも、実際に弁護士として働いてみると、離婚や相続、交通事故等の基本的な分野ですら勉強の毎日で、なかなかスポーツマネ

ジメントに携わる夢はすぐには叶いそうにありません。しかし、これらの基本的な分野をこなせるようになって初めて自分のかかわりたい分野に足を踏み入れることができると思います。

まずは、幅広い分野の案件に携わることで、弁護士としての実力をつけていきたいと思ひますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



法友倶楽部 豆知識

新入会員の皆さま、法友倶楽部によろこそ。主に新入会員の皆さま向けに、法友倶楽部の豆知識を紹介しします。

弁護士登録1年目から10年目までは、法友倶楽部のジュニア部にも所属になります。

ジュニア部では、毎月例会が開催されていますが、新入会員の間は例会の会費が1年間基本無料ですし、2年目以降も、期ごとに会費に傾斜をかけていますので、お手頃な費用で、年次の近い会員同士、楽しく交流することができます。

また、ジュニア部最大のイベントは毎年春の旅行です。ジュニア部旅行は、親会のご支

援のもと廉価な旅費で国内海外の各地を旅することができる大変お勧めのイベントです。旅費の主な原資は、法友倶楽部の総会の際に開催されるオークションの売上です。オークションでは、例年、次年度副会長を務められる森直也会員の司会の下、なんでもないような商品が高額で落札され、なかなか手の届かないような商品がお手頃な価格で落札されるという事件が多発します。

この他にも、特に次年度は、法友倶楽部創設90周年を記念して、例年よりもさらに豊富なイベントが準備されています。

新入会員の皆さまにとって、1年目は慣れない業務でお忙しいかと思いますが、ぜひ、法友倶楽部の各種イベントを通じて、楽しく充実した1年をお過ごしください。

藪根壮一(64期)

幹事会・総会議事録

第8回定例幹事会

11月26日

開催日時：令和元年11月26日(火)正午

開催場所：大阪弁護士会館1205号室

出席者：21名

1 開会の辞（司会 川本真聖副幹事長）

2 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）

3 報告事項

- (1) 会務報告（林裕之 大阪弁護士会副会長）
- (2) 常議員会報告（11月5日川本真聖常議員、11月19日満村和宏常議員）
- (3) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・創立90周年記念事業実行委員会（福原哲晃委員長）
 - ・広報委員会（満村和宏委員長）
 - ・企画委員会（魚住泰宏委員長）
 - ・法曹交流委員会（玉野まりこ副幹事長）
 - ・親睦委員会（安藤良平委員長）
 - ・研修委員会（塚崎幸司委員長）
 - ・ジュニア部（増田力・高見晋祐ジュニア部代表幹事）
- (4) 次回幹事会及び冬季総会について

4 意見交換

女性役員の増員について、「理事者女性割合検討PT」から中井洋恵先生らをお招きして意見交換を行った。

5 行事日程の確認

2 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）

3 報告事項

- (1) 常議員会報告（12月3日森直也常議員）
- (2) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・創立90周年記念事業実行委員会（満村和宏委員）
 - ・広報委員会（満村和宏委員長）
→「広報のあり方についてのアンケート」の実施と結果の報告。これを踏まえ、会報誌の発行方法についての諮問に対する答申が行われた（会報誌の発行回数・頁数の削減、簡易版の発行、ポータルサイトの開設・活用。当面は紙媒体とポータルサイトを併用。広報の作業負担軽減の対策の検討）。
→冬季定期総会にて、報告・討議事項として意見を募る。
 - ・企画委員会（大橋さゆり委員）
 - ・法曹交流委員会（尾島史賢委員長）
 - ・親睦委員会（安藤良平委員長）
 - ・研修委員会（塚崎幸司委員長）
 - ・ジュニア部（増田力・高見晋祐ジュニア部代表幹事）

4 行事日程の確認

冬季定期総会

12月17日

開催日時：令和元年12月17日(火)午後6時

開催場所：大阪弁護士会館2階

出席者：70名

1 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）

2 副会長挨拶及び会務報告（林裕之大阪弁護士会副会長）

3 審議事項

- (1) 2020年度大阪弁護士会役員候補者選任の件
大阪弁護士会副会長候補者として森直也会員、

第9回定例幹事会

12月17日

開催日時：令和元年12月17日(火)午後5時

開催場所：大阪弁護士会館1110号室

出席者：16名

1 開会の辞（司会 川本真聖副幹事長）

選挙対策本部長として福原哲晃会員をそれぞれ推薦→承認

- (2) 2020年度法友倶楽部幹事長選任の件
・幹事長候補者として大橋さゆり会員を推薦→承認
- (3) 2020年度法友倶楽部幹事選出の件
・大橋さゆり会員に幹事選任を一任→承認
- (4) 2020年度政策承認の件→承認

4 報告・討議事項

- (1) 広報のあり方に関するアンケートについて
・満村和宏広報委員長より、アンケート実施及び結果の報告。執行部からの諮問（会費の適正な支出の観点から広報誌の発行方法を検討）に対する答申の内容説明。これを受け、橋口玲幹事長より、今後の議論の方向性が示された。
・今後の広報のあり方について（HP開設の問題点、所管の明確化、作業負担の軽減等）、意見交換がなされた。

- (2) 会費のあり方について
・大亀将生副幹事長より会計報告
- (3) 法友倶楽部90周年記念事業の状況について
・後岡良知会員より、全体部会及び各部会の開催、進捗状況について報告

5 次年度常任幹事紹介

6 新入会員の紹介

1月14日本間亜紀常議員)

- (3) 各委員会及びジュニア部報告
・広報委員会・企画委員会（橋口玲幹事長）
・法曹交流委員会（玉野まりこ副幹事長）
・親睦委員会・研修委員会（松木俊明副幹事長）
・ジュニア部（高見晋祐ジュニア部代表幹事）

5 行事日程の確認

第11回定例幹事会

2月25日

開催日時：令和2年2月25日(火)正午

開催場所：大阪弁護士会館1205号室

出席者：14名

1 開会の辞（司会 川本真聖副幹事長）

2 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）

3 報告事項

- (1) 常議員会報告（1月21日橋口玲常議員、2月4日満村和宏常議員、2月18日大橋さゆり常議員）

(2) 各委員会及びジュニア部報告

・創立90周年記念事業実行委員会（満村和宏委員）

・広報委員会（満村和宏委員長）

・企画委員会（橋口玲幹事長）

→広報委員会の答申（広報のあり方について）についての企画委員会の検討状況等の報告

・法曹交流委員会（橋口玲幹事長）

・親睦委員会（安藤良平委員長）

・研修委員会（塚崎幸司委員長）

・ジュニア部（増田力ジュニア部代表幹事）

4 審議事項

90周年記念事業実行委員会仮払いの件→可決承認
新入会員の入会承認及び会費免除の件→可決承認

5 討議事項

- (1) 男女共同参画推進本部より4名の先生方をお招きして第3次基本計画についてご説明いただき、意見交換を行った。

6 行事日程の確認

第10回定例幹事会

1月21日

開催日時：令和2年1月21日(火)正午

開催場所：大阪弁護士会館1205号室

出席者：13名

1 開会の辞（司会 川本真聖副幹事長）

2 幹事長挨拶（橋口玲幹事長）

3 審議事項

新入会員の入会承認及び会費免除の件
→全会一致で可決承認

4 報告事項

- (1) 会務報告（林裕之大阪弁護士会副会長）
- (2) 常議員会報告（12月17日大橋さゆり常議員、

編集後記

今回の『法友』は大橋さゆり次期幹事長が編集長ですが、私同様、編集の仕事をご存じないので、強力な補佐として、辻村幸宏さんを付けました。

案の定、テキパキと差配してくれたので大橋編集長は、政策部分のとりまとめに集中出来たと思います。編集委員の皆さんも辻村さん同様頑張ってくれたので、原稿の収集もスムーズでした。最後に残ったのが、この編集後記です。広報委員会の皆さんには、一年間ご苦勞をおかけしました。

来年の広報委員会も活発であることを祈念して、後記を締めます。(満村和宏)

初の『法友』編集作業に、編集長として関わらせていただきました。

大変な仕事ですね。しかし辻村幸宏副編集長の見事なさばきで無事に発行でき、ホッとしています。

編集長権限で選んだ表紙のカラー、いかがでしょうか？ コロナウイルスでいつにない年度末から年度初めとなりましたが、たくさんの新人を迎えた法友倶楽部の新年度へ、思いを込めてお送りします。(大橋さゆり)

今年度「広報のあり方」を検討する中で紙媒体での会報発行についてどうしていくかを委員会内で議論しました。来年度何か変化があるかもしれません。今号では、森直也新副会長特集を主に担当し、他会派の先生方に原稿依頼を差し上げました。森先生と執筆者のご人徳により、森先生の人となりがわかるとともに支える方々の愛と期待溢れる特集になり、いいギフトになったと思います。ご執筆いただいた方々、本当にありがとうございました。(辻村幸宏)

初めて『法友』の編集委員になり、ほんのちょっとだけお手伝いさせてもらいました(原稿督促、ゲラチェック程度で楽しい作業でした)。これからもこうやって時々お手伝いさせていただければと思います。編集委員をやってみたいという方、広報委員長や委員に(私でもOK)お気軽にお声がけください！(深田愛子)

法友倶楽部入会12年目にして初めて編集委員をすることになりました。

今回は、新入会員の自己紹介記事と森先生激励記事のお手伝いをさせていただきましたが、いかがでしたでしょうか。ご執筆いただいた先生方、お忙しい中本当にありがとうございました。新入会員の先生の中には、他職を経験されている方もいらっちゃって、紹介文を読ませていただき、私も勉強になりました。

いろいろな経験を持った弁護士が集まり、交流を深めることでお互いに成長できれば素晴らしいと思います。新入会員の先生方、次年度の企画に奮ってご参加ください！(宮部千晶)

応援・激励メッセージを送ってくださった先生方はもちろん、編集委員の皆様森先生愛をひしひしと感じる編集作業でした。森先生、一年間頑張ってください！(村岡悠子)

今号の編集は、前号に引き続き、チームズを利用して、進められました。

私は、途中から、編集のお手伝いをさせて頂きましたが、なぜか、終始チームズの利用方法がわからず、辻村副編集長の編集作業に大変なご負担をおかけしました。

民事裁判のIT化が進む中、チームズの使い方を覚えることが急務だと感じました。(藪根壮一)

久方ぶりに編集に携わらせていただきました。副会長応援特集号ということもあり、作業量も多く慌ただしかったですが、みんなで1つのものを作り上げていく過程は、やはり楽しいですね。余ったスペースを埋めるべく辻村副編集長から無茶ぶりされ爆速で書いた拙コラムも、よろしければご覧ください。(琴 太一)

初めて『法友』の編集に携わらせていただきました。今号は、森先生の副会長就任の記事が見所です。法友倶楽部以外の先生方からもコメントをいただいています。私のおすすめは、辻村先生の応援コメントです。愛に溢れていて、校正作業そっちのけで読み込んでしまいました。

執筆いただいた先生方、締め切りが短い中ご協力いただきありがとうございます。(青木佑馬)

表紙題字 故 滝井繁男先生

法友 No.145

発行日 2020年3月24日

発行 大阪弁護士会法友倶楽部
幹事長 橋口 玲

編集者 法友倶楽部広報委員会
委員長 満村 和宏
編集長 大橋 さゆり

印刷 (株) 耕文社

TEL.06-6933-5001(代)

FAX.06-6933-5002